

令和6年度

静岡県 の 要望・提案

富国 有徳 の 美しい “ふじのくに”



Shizuoka Prefecture

令和5年11月

 静岡県

目 次

安全・安心な地域づくり

(1) 命を守る安全な地域づくり（新たなリスクへの備えの強化）

1	国の具体計画に基づく大規模な広域防災拠点の機能向上等に対する支援の拡充	1
2	災害時における広域応援体制の確立	2
3	被災者生活再建支援の推進	5
4	避難所運営体制の充実・強化の推進	7
5	消防救急の広域化及び連携・協力の推進等による消防力の充実・強化	9
6	防疫対策等の推進	11
7	肝炎治療特別促進事業の円滑な実施	12
8	定期予防接種の見直し	13
9	国立療養所の将来構想の提示	15
10	家畜伝染病防疫体制の強化	16
11	美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり計画（静岡県国土強靱化地域計画）による国土強靱化の推進	18
12	“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組（災害に強い地域づくりの推進）	21
13	建築物の耐震対策の強化	23
14	南海トラフ地震への対策の強化	24
15	港湾における地震・津波・高潮対策事業の推進	27
16	富士山火山防災対策の強化	28
17	治水関係事業の推進	30
18	熱海市伊豆山地区の災害からの早期復興	31
19	令和4年台風第15号及び令和5年6月2日からの大雨等による災害からの復旧・復興	32
20	盛土対策の推進	35
21	原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化	36
22	子どもの安全・安心を確保する施策の充実	38

(2) 安心して暮らせる医療・福祉の充実

23	医師・看護職員確保対策の推進	39
24	地域医療の確保	42
25	地域医療提供体制の整備に対する支援	45
26	がん対策の推進	48
27	難病対策の充実	50
28	移植医療対策の推進	52
29	災害時の透析医療体制の確保	53
30	健康寿命の延伸に向けた取組の充実	54
31	持続可能な国民健康保険制度の構築	56
32	民生委員・児童委員の担い手確保	57

33	晩年における医療・ケアに関する希望を叶えるための環境づくり	58
34	認知症とともに暮らす地域づくりの推進	59
35	介護保険制度の円滑な推進	61
36	障害者支援施策の充実	65
37	生活保護制度等の適正な運用	71

持続的な発展に向けた新たな挑戦

(3) デジタル社会の形成

38	AI、ICT人材の確保・育成	72
39	市町等情報システムの標準化・共通化の推進	74

(4) 環境と経済が両立した社会の形成

40	脱炭素社会の実現に向けた取組の推進	76
41	エネルギー政策の推進	78
42	海洋ごみ対策の推進	80
43	長期間放置された産業廃棄物の処理に対する支援	82
44	廃棄物の適正処理・リサイクルの推進	83
45	循環経済への転換に向けた取組の強化	85
46	水環境中の未規制化学物質対策の推進	87
47	水道事業の基盤維持・強化のための施策の推進	88
48	環境影響評価制度における更なる住民意見の反映	90
49	国立公園の環境保全対策及び利用の推進	91
50	鳥獣・外来生物対策の推進	93

未来を担う有徳の人づくり

(5) 子どもが健やかに学び育つ社会の形成

51	少子化対策の推進	96
52	福祉医療費助成制度の創設及び国民健康保険医療給付費負担金減額調整措置の廃止	99
53	難聴児支援の充実	100
54	高等学校等就学支援金制度等の充実	102
55	医療的ケア児等及びその保護者への支援の充実	103

(6) “才徳兼備”の人づくり

56	学級編制基準の見直しと公立学校教職員定数の改善及び弾力的活用の推進	104
57	G I G Aスクール構想推進に向けた支援の拡大	107
58	夜間中学の運営に対する支援の拡大	108
59	国際バカロレア認定に向けた取組の推進	110
60	飛び入学に係る各種要件等の緩和	111

(7) 誰もが活躍できる社会の実現

61	産業人材の確保施策の充実	112
62	外国人材活躍の推進	113
63	多文化共生の推進に係る施策の充実	115

豊かな暮らしの実現

(8) 富をつくる産業の展開

64	工業用水の安定供給の確保	116
65	工業用水道及び水道事業に係る電気料金負担の軽減	118
66	新たな地域経済圏の形成に向けた支援の充実	120
67	先端産業の創出と振興	121
68	農林水産物の輸出拡大のための支援の充実	125
69	地方版スタートアップ・エコシステムの確立に向けた仕組みづくり	127
70	中小企業・小規模企業の経営基盤強化	129
71	エネルギー、原油・原材料の価格高騰等への対策強化	131
72	農業の成長産業化施策の充実	134
73	茶・柑橘・野菜・花き・わさび等の新たな展開と施策の充実	135
74	農業の持続的な発展に向けた基盤の強化	138
75	林業の成長産業化と国産材の利用促進	140
76	水産業の持続的な発展の推進	142

(9) 多彩なライフスタイルの提案

77	食と農におけるSDGs推進のための支援の充実	146
78	過疎対策事業の推進	147
79	移住支援金制度の活用促進	148

(10) 地域の価値を高める交通ネットワークの充実

80	道路整備の推進	149
81	鉄道の安全性と利便性の向上への支援	151
82	社会資本の整備・長寿命化の推進	153
83	港湾機能（物流・人流）強化に向けた支援	156
84	航空航路再開などに向けた支援	157

魅力の発信と交流の拡大

(11) “ふじのくに”の魅力の向上と発信

85	大規模国際スポーツイベントのレガシー創出に向けた支援	158
86	東アジア文化都市 2023 静岡県を契機とした持続的な文化交流事業の推進	160
87	富士山富士宮口五合目来訪者受入体制の充実	161
88	文化財の後世への確実な継承と活用	162
89	林地開発と住民合意形成	163

(12) 世界の人々との交流の拡大

90	観光産業の回復に向けた支援	164
91	国際交流基金「日本語パートナーズ」派遣事業の継続	166

地方創生の推進

92	地方創生の推進	167
93	多様な大都市制度の検討	168
94	地方分権改革の推進と地方財政制度の再構築	169

安全・安心な地域づくり

(1) 命を守る安全な地域づくり

(新たなリスクへの備えの強化)

1 国の具体計画に基づく大規模な広域防災拠点の機能向上等に対する支援の拡充

[要望・提案先：内閣府・総務省・国土交通省・防衛省]

【要望・提案事項】

- 国の具体計画に基づく大規模な広域防災拠点の機能向上等に対する支援の拡充[内閣府・国土交通省]
- 訓練等を通じた具体計画及び受援計画の実効性向上[内閣府・総務省]
- 航空自衛隊静浜基地が保有する燃料タンクに加え、国応援部隊用の燃料タンクの富士山静岡空港への増設など、航空自衛隊静浜基地と共に災害対応能力の冗長性の確保[内閣府・防衛省]
- 富士山静岡空港と直結する新幹線新駅の設置支援[内閣府・国土交通省]

1 現状・課題

- ・富士山静岡空港は、国の中央防災会議幹事会で「救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う大規模な広域防災拠点」に位置付けされました。
- ・県では、広域受援計画を策定しておりますが、その実効性を向上させるためには、大規模な広域防災拠点である当該空港において、国と県等が連携した訓練等を通じて相互の連携を図る必要があります。
- ・県では、機能強化に向けた整備事業を実施しておりますが、より一層の機能向上のためには、財政面等での支援の拡充のみならず、航空自衛隊静浜基地が保有する燃料タンクに加え、国応援部隊用の燃料タンクの当該空港への増設など、航空自衛隊静浜基地と共に災害対応能力の冗長性を確保するため、国による整備が必要です。
- ・被災時等における支援部隊の輸送など、防災拠点としてのポテンシャルを高める当該空港と直結する新幹線新駅の設置については、国家プロジェクトとして推進する必要があります。

2 本県の取組

- ・県では、これまで、大規模な広域防災拠点としての機能強化に向け、3億円余の整備事業を実施してきました。

航空燃料タンク増設	航空燃料タンク1基(容量200k1)を増設し、既存の備蓄等を含めて、県内で災害応急対策に従事する航空機の燃料(280k1)を確保
応援部隊の受入基盤整備	砕石敷設・転圧を実施し、警察・消防・自衛隊等の応援部隊の活動拠点となる用地を整備(7ha)
空港現地運用班活動環境整備	空港ターミナルビル内等に防災行政無線(地上系、衛星系)及び衛星携帯電話用アンテナ、活動資機材保管倉庫を設置

【県担当課】危機政策課・危機対策課・建設政策課

2 災害時における広域応援体制の確立

[要望・提案先：内閣府・総務省]

【要望・提案事項】

- 国による被災地への応援の調整・指示の一元化を行うため、専門職員の応援を含む広域応援の実施に対応する専属組織の設置[内閣府・総務省]
- 広域的応援体制の実効性を高めるため、国による関係機関等との調整・連携などの実施[内閣府・総務省]
- 支援を実施した地方公共団体に対して、その応援に要した経費の全額を国が負担する制度の創設[内閣府]
- 大規模災害時における福祉支援活動の充実に向けて、災害救助法において災害時の福祉支援を明確化[内閣府]
- 災害救助法における災害ボランティアセンターの設置・運営等に係る支援対象経費の拡充 [内閣府]
- 災害派遣福祉チーム等の派遣に係る傷害保険料への支援 [内閣府]

1 現状・課題

- ・東日本大震災や熊本地震では、被災地以外からの応援が実施されましたが、国の各省庁、全国知事会、全国市長会・全国町村会が所管ごとに個別に応援を決定・指示したことから、効率的・効果的な応援の支障となった場合もありました。
- ・これらを踏まえて導入・整備された「応急対策職員派遣制度」は、平成30年7月豪雨で初めて運用されましたが、専門職員の応援は各省庁で行われるなど、一体的な支援の実施体制に課題があり、当該体制の実効性を高めるためには、被災地への応援の調整・指示を一元的に行う組織の設置や、応援職員の移動手段の確保など、国による関係機関等との調整・連携などが必要です。
- ・現行の法体系では、被災地方公共団体が応援に要した経費を負担する枠組みとなっているため、被災地方公共団体が応援の受入れをためらう要因となることが考えられます。
- ・災害救助法が適用される災害が発生した場合、避難所や福祉避難所において要配慮者を支援するための福祉的ニーズが多数発生し、被災地での福祉人材の確保が必要となるため、被災地支援を行う福祉支援体制の構築が、多くの自治体で進められています。福祉人材の県外派遣についても、災害発生後の迅速な派遣を行うため、派遣手順に係る全国的に統一したスキームを創設することが必要です。
- ・また、災害ボランティアセンターの設置・運営に係る旅費や人件費の一部が令和2年8月から災害救助法の対象となりましたが、それ以外にも設置・運営や資器材購入等の経費が掛かるため、これらの費用についても対象とすることが必要です。
- ・県と災害派遣に係る協定を締結している災害派遣福祉チーム隊員等が活動中の事故により、死亡し、負傷し、若しくは身体障害を有することとなった場合に備え、傷害保険に加入していますが、傷害保険料は災害救助法の支弁の対象となっておりません。隊員が被災地で安心して活動するためには、傷害保険への加入は必須であり、大規模災害では、広域派遣も想定されていることから、国による支援が必要です。

【県担当課】危機政策課・危機情報課・健康福祉部企画政策課・福祉長寿政策課・地域医療課・障害福祉課・健康増進課

2 本県の取組

- 令和3年7月熱海市伊豆山土石流災害においては、熱海市からの派遣要請に基づき、熱海市伊豆山地区の土石流災害により避難している要配慮者に対して、静岡DWA Tを派遣し支援を行いました。
- 平成30年7月豪雨や令和元年房総半島台風においては、前述のシステム及び制度等と連携し、県内の市町と一体となって被災地に対する集中的な応援を行いました。
- また、この平成30年7月豪雨では、厚生労働省を通じて岡山県からの派遣要請を受け、静岡県災害派遣福祉チームを初めて派遣し、避難所・福祉避難所に対する支援を行いました。
- 平成14年9月に大規模災害時の災害ボランティア本部・情報センターの初期活動費用として静岡県災害ボランティア活動ファンドを造成しました。また、令和3年9月に社会福祉法人静岡県社会福祉協議会及び特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会との間で災害ボランティア本部の設置・運営等に関する協定を締結するなど、ボランティア体制の強化に努めています。

<平成30年7月豪雨の短期派遣の実績>

(1) 県及び県内市町職員の派遣

(単位：人)

所管部局	項目	派遣先	期間 (平成30年)	派遣人数		
				計	県	市町
危機管理部	情報収集要員の派遣	広島県呉市	7/9～7/12	2	2	—
	災害支援チームの派遣	広島県呉市	7/10～9/1	185	26	159
	災害マネジメント総括支援員等の派遣	広島県呉市	7/20～8/15	6	6	—
健康福祉部	保健師等の派遣	広島県呉市	7/12～8/12	28	20	8
経済産業部	農業土木技術職員の派遣	岡山県	7/29～8/11	4	4	—
くらし・環境部 交通基盤部	建築技術職員の派遣 (住宅応急修理業務)	愛媛県 宇和島市	9/17～10/1	4	4	—
合 計				229	62	167

(2) 災害派遣福祉チームの派遣

(単位：人)

所管部局	項目	派遣先	期間 (平成30年)	派遣人数		
				計	民間	社協
健康福祉部	災害派遣福祉チームの派遣	岡山県 倉敷市 真備町	7/23～8/6	12	10	2

<令和元年房総半島台風の短期派遣の実績>

(1) 県及び県内市町職員の派遣

所管部局	項目	派遣先	実施期間	派遣人数		
				県	市町	計
危機管理部	住家被害認定調査業務等	千葉県 南房総市	10/7 ～10/11	11	15	26

【県担当課】 危機政策課・危機情報課・健康福祉部企画政策課・福祉長寿政策課・地域医療課・障害福祉課・健康増進課

<令和3年7月熱海市伊豆山土石流災害の派遣の実績>

(1) 県及び県内市町職員の派遣

ア 県職員

業務	職種等	派遣期間	延べ派遣人数
災害対策本部運営支援	行政、土木ほか	7月3日～9月15日	243人
被災者の健康管理	保健師、栄養士	7月5日～9月17日	136人
住家被害認定調査、罹災証明発行	行政	7月7日～8月10日	51人
水道復旧業務（技術職）	土木	7月7日	3人
避難所運営、各種窓口対応業務など	行政ほか	7月12日～8月31日	139人
住宅相談窓口	行政、建築	7月14日～7月30日	21人
水道施設復旧事務（行政）	行政	7月14日～8月18日	5人
災害救助法申請事務	行政	7月16日～	23人
行政に関するよろず相談	行政	7月26日～9月11日	55人
住宅移転支援	行政	7月30日～9月22日	35人
応急修理制度関係	建築	8月11日～8月14日	4人
生活再建相談窓口	行政	8月13日～8月31日	12人
合計			727人

イ 県内市町職員

業務	職種等	派遣期間	延べ派遣人数
総括支援	行政	7月8日～7月17日	45人
罹災証明発行	行政	7月14日～8月11日	116人
住家被害認定調査	行政、土木	7月20日～8月10日	108人
土木技術支援	土木	7月19日～10月1日	131人
災害救助法関連業務	行政	7月27日～7月30日	4人
各種証明書受付・発行	行政	7月19日～9月3日	64人
危機管理業務	行政	7月19日～8月31日	44人
被災者の健康管理	保健師	7月19日～9月14日	178人
被災者給付金業務	行政	7月25日～9月10日	65人
生活再建相談窓口運営	行政	7月25日～9月10日	89人
国民健康保険業務	行政	7月26日～9月3日	29人
支援物資受入	行政	7月25日～8月31日	38人
崩落現場監視	土木	8月16日～9月26日	42人
住宅関連窓口	行政	8月23日～9月3日	22人
税減免申請窓口	行政	9月6日～9月10日	20人
情報公開	行政	9月6日～10月1日	36人
合計			1,031人

(2) 災害派遣福祉チームの派遣

所管部局	項目	派遣先	期間 (令和3年)	派遣人数		
				計	民間	社協
健康福祉部	災害派遣福祉チームの派遣	熱海市	7/6～8/31	262	215	47

【県担当課】 危機政策課・危機情報課・健康福祉部企画政策課・福祉長寿政策課・地域医療課・障害福祉課・健康増進課

3 被災者生活再建支援の推進

[要望・提案先：内閣府]

【要望・提案事項】

- 住家被害認定調査及び罹災証明書が発行業務に要する経費の災害救助費への対象化及び研修・訓練等への財政支援措置
- 被災者生活再建支援制度の支給対象の損害割合 20%台の半壊までの拡大や適用被災区域の不均衡の是正
- 短期間で複数回被災した世帯の負担を軽減するための支援制度創設
- 被災者生活再建支援基金では対応できない大規模災害における所要の措置

1 現状・課題

- ・令和元年東日本台風、令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害や令和4年台風第15号においては、堤防の決壊による水流、土石流や河川氾濫などにより多くの住宅で被害を受けました。罹災証明書の発行及びその根拠となる住家被害認定調査は、各種の被災者生活再建支援業務に不可欠であることから、これらの業務に要する経費を災害救助費の対象とするとともに、担当する職員等の研修や訓練等に係る経費への財政支援等が必要です。
- ・被災者生活再建支援制度は、自然災害で生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する制度ですが、住家の損害割合30%未満の被災者には被災者生活再建支援金が支給されません。また、同一災害で被災しても、一定規模以上の住家被害が発生した市町（例：10世帯以上の全壊を受けた市町）に居住する被災者のみが対象となることから、被害規模が基準に満たない市町の被災者に対しては、本県独自の制度による支援を実施しています。支給対象を損害割合20%台の半壊まで拡大することや、同じ災害で被災しても、被災世帯が一定数に達しない場合は、適用されない地域が存在するなどの不均衡の是正が必要です。
- ・また、令和5年6月2日からの大雨等による災害においては、令和4年台風第15号の被災者が1年に満たない短い期間で再び被災している状況を踏まえ、短期間で複数回被災した世帯の負担軽減策を検討し、被災者支援を実施する等、特段の配慮が必要です。
- ・南海トラフ地震のように被災者生活再建支援基金では対応できない大規模な災害が発生した場合には、国が全額を保証するなど所要の措置を講じることが必要です。

2 本県の取組

- ・市町に対し、住家被害認定調査研修を実施し、また実際に令和元年東日本台風等の被災地へ職員を派遣することで、住家被害認定調査のスキルアップを図っています。

研修対象	調査の全体指揮・計画・調整を担当する職員、調査のリーダー（現場からの質問対応含む）を担当する職員 等
人数	300名程度（R5年度予定）
研修日数	基礎（座学）、応用（模型・CGを用いた実習）、実地（模擬住家を用いた実習）

- ・被災者生活再建支援制度の対象外となった世帯に対し、本県独自の制度による支援を実施しています。

支援制度（県単制度）	適用又は対象	内容
被災者自立生活 再建支援事業費助成 【横出し】	「法の適用を受けない小規模災害」で国支援制度と同程度の被害を受けた世帯	国制度と同じ 費用負担：県（10/10）
被災者住宅再建 支援事業費助成 【上乘せ】	旧国制度の収入要件等を満たす半壊世帯	住宅の建設・購入・補修費 限度額 50万円 費用負担：県（1/2）、市町（1/2）

4 避難所運営体制の充実・強化の推進

[要望・提案先：内閣府・総務省・厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 国における避難所に係る統一的な防災研修の実施や、地方公共団体による自主防災組織等への意識啓発及び人材育成に係る財政上の支援措置
[内閣府・総務省]
- 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の避難行動や避難生活の支援並びに福祉避難所の指定拡大及び円滑な運営体制確保のため、施設や資機材整備等に係る財政上の支援策及び福祉人材の派遣などの支援に係る制度上の整備
[内閣府・厚生労働省]
- 外国人に対応するため、各種緊急防災情報の「やさしい日本語」等による記載統一、避難所における多言語対応や多文化への配慮等への支援措置[内閣府]
- 感染症の流行に備え、避難所の感染防止対策の強化に係る財政上の支援措置
[内閣府]

1 現状・課題

- ・平成 25 年 3 月に内閣府が公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）」では、本県で最大 120 万人の避難者が発生すると推計されております。
- ・大規模な災害が発生した場合、避難所の運営については、行政も一定の関与をしつつ、自主防災組織や避難所利用者が主体的に行うことができるよう、国において、全国各地の災害で得られた教訓をもとに避難所に係る統一的な防災研修の実施や、地方公共団体が実施する人材育成等に係る財政支援が必要です。
- ・高齢者、障害者、乳幼児等を受け入れる福祉避難所の開設・運営に当たっては、要配慮者に対応する資機材等の備蓄不足などの課題があることから、福祉避難所の質・量ともに十分に確保していく必要があります。
- ・外国人に対応するため、各種緊急防災情報の「やさしい日本語」等による記載統一、避難所における翻訳機器の整備等による通訳の確保、食や宗教など多様な文化への配慮等が必要です。
- ・感染症の流行に備え、避難所における感染防止対策を図るために有効な間仕切り、手指消毒液、マスク、非接触式体温計等の備蓄や調達及び避難者を受け入れる施設の整備・拡充に対し、財政上の支援措置が必要です。

【県担当課】危機情報課・健康福祉部企画政策課

2 本県の取組

- ・少子高齢化が進行する中で、地域防災力の維持・向上を図るためには、次代の担い手となる子ども達への防災啓発が重要であることから、教育委員会と連携して、県内の小中高生を対象に「ふじのくにジュニア防災士」養成講座を実施しています。
- ・「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」（令和5年3月改訂）を活用し、各市町の実情に応じた体制やマニュアルの整備を働きかけています。
- ・外国人住民のための様々な防災対策を実施しています。あわせて、災害時に外国人住民も共助の担い手となれるよう、人材育成等も実施しています。
- ・市町に対し、地震・津波対策等減災交付金により、感染防止対策に必要な資機材購入等の財政支援を継続しています。

5 消防救急の広域化及び連携・協力の推進等による 消防力の充実・強化

[要望・提案先：総務省]

【要望・提案事項】

- 消防救急の広域化への移行及び広域化後の円滑な運営、消防の連携・協力の推進のための財政支援拡充
- 消防本部が行う消防救急デジタル無線施設の維持管理のための財政支援拡充
- 消防団員の活動環境の整備や確保のための取組への財政支援
- 「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」に則した安定的な消防防災ヘリコプターの運航を維持するために必要な「操縦士の養成体制」の構築
- 救急車の適正利用及び救急医療機関の受診の適正化に向けた関係省庁間の連携推進、消防機関及び救急医療機関の連携強化

1 現状・課題

- ・南海トラフ地震だけでなく、近年増加している大規模火災や台風による土砂災害などにおいて、迅速かつ適切に消火・救出救助活動を実施するためには、消防救急の広域化及び連携・協力の推進が必要です。
- ・国において、特別交付税措置などの財政支援措置がなされていますが、指令センターや消防車両等の維持管理・更新経費の補助対象化など市町の状況等に応じた財政支援の更なる拡充が必要です。
- ・電波法に基づき、本県は、平成28年3月までに全消防本部が無線施設の整備を完了しましたが、消防救急デジタル無線施設は、従来のアナログ方式に比べ維持管理費用が非常に高額となることから、国の財政支援の拡充が必要です。
- ・地域防災の要である消防団は、若年層の新規入団者の減少や被雇用者割合の増加に伴う消防団活動への影響などが課題となっているため、大規模災害時に限定して出動する大規模災害団員制度の導入、女性団員や学生団員の確保対策、消防団活動に協力する事業所への減税措置など、消防団員の活動環境の整備や確保のための取組に対する財政支援が必要です。
- ・令和元年9月に勧告された「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」を踏まえ、本県では2人操縦士体制を導入したところですが、今後も操縦士を継続的に確保し、基準に則した安定的な運航を維持していくためには、消防防災ヘリコプターの操縦士を養成する体制の構築が必要です。
- ・国が、かねてより全国展開を推進している救急安心センター事業「#7119」は、住

【県担当課】 消防保安課

民が急な病気やけがをした時において、全国均一の電話相談サービスの提供や、救急車の適正利用及び救急医療機関の受診の適正化等が目的であります。これらの実現に向けては、国が中心となって、相談窓口の設置だけでなく、救急や医療に関する様々な取組について、各省庁が連携して進める必要があります。

- ・消防機関や救急医療機関の負担を軽減し、適切な医療の提供につなげていくため、アプリやシステムを活用した救急病床の患者受入状況や病状の共有など、救急搬送業務におけるDXの推進や消防機関及び救急医療機関の連携強化などの取組に対する財政支援が必要です。

2 本県の取組

- ・消防団員の確保と活動の充実を図るため、団活動に協力している事業所等の事業税を軽減する県税の特例制度（消防団応援条例）を推進しています。

＜消防団応援条例の適用状況＞（平成24～令和3年度までの控除件数・減税額の合計）

年度	個人		法人		計	
	控除件数	減税額	控除件数	減税額	控除件数	減税額
H24～R3	261	37,531 千円	958	459,973 千円	1,219	497,504 千円

- ・また、消防団の活動環境を改善するため、従業員の団活動への積極的配慮を行っていること等を認定要件とした消防団協力事業所表示制度を推進しています。

＜消防団協力事業所表示制度（市町認定）による認定事業所数（過去5年間分）＞

年度	H29	H30	R1	R2	R3
認定事業所数（延べ認定数）	714	808	841	882	936
前年比（%）	130.1	113.2	104.1	104.9	106.1
所属団員数（延べ人数）	1,635	1,919	1,956	1,979	1,879

- ・消防防災ヘリコプターの安全対策の充実を図るため、令和2年4月から2人操縦士体制を本格導入し、また、令和4年度はシミュレーターによる緊急操作訓練を実施し、消防防災ヘリコプターの安全運航に努めています。

6 防疫対策等の推進

[要望・提案先：内閣府・厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 「防疫」に対する防衛費と同様の財政措置
- 医療圏ごとの感染症連携拠点病院整備に関する制度創設
- 都道府県の感染症対策を総括的に担う感染症専門施設への支援
- 海外からの感染症に対して効果的な対応を可能とする検疫体制の整備

1 現状・課題

- ・ 今回の新型コロナウイルスの感染拡大は、国民の生命・健康を守る上で「防疫」が果たす役割の重要性を強く認識させました。国においては、感染症危機（パンデミック）に迅速・的確に対応する体制を整備するため、令和5年9月1日に内閣に内閣感染症危機管理統括庁を、厚生労働省に感染症対策部をそれぞれ設置しました。今後は、地方自治体を含めた体制の一層の充実と国産ワクチン・治療薬の研究開発や生産体制の強化などに対して、引き続き積極的な財政支援を行う必要があります。
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正に基づく医療措置協定締結医療機関と連携して、感染拡大時に各地域において、感染症患者の症状に応じた良質かつ適切な医療を提供することができるように、感染症医療に係る専門機能を有する感染症連携拠点病院を整備するため、都道府県が地域の実情を踏まえて医療圏ごとに指定する制度を創設することが必要です。また、感染症対策の拠点となる感染症専門施設については、設置のみならず、運営や機能強化に対して財政的支援を行う必要があります。
- ・ 海外からの検疫感染症の持ち込みを水際で防ぐため、新型コロナウイルスの新しい変異株の出現時や、わが国で発生していない感染症の海外拡大時には、検疫の体制を迅速かつ適切に強化することが必要です。

2 本県の取組

- ・ 本県では、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症対策の司令塔となる「ふじのくに感染症管理センター」を令和5年4月1日に開設し、10年後を見据えて感染症への対応力を強化し、「防疫先進県」を目指しています。
- ・ 令和4年12月に感染症法が改正され、都道府県連携協議会を設置した上で、新興・再興感染症に備えるために予防計画を改定することとなったため、現在、連携協議会の設置に向けた調整や保健・医療体制の整備（病床、外来医療、医療人材等の確保）に向けて、関係機関との協定締結に係る準備などに取り組んでいます。
- ・ また、ICTを活用した業務のデジタル化とデータ管理を一元化する情報プラットフォームの構築を目指しており、デジタル化による業務の効率化や情報発信機能の充実を図るようシステム内容の検討を進めています。

【県担当課】知事戦略課・感染症対策課

7 肝炎治療特別促進事業の円滑な実施

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 肝炎対策の充実を図るため、肝炎ウイルス検査を実施する企業等への国庫補助制度の創設
- 肝炎治療特別促進事業の法制化と政令市を含めた実施主体の見直し
- 肝炎治療に有効と認められる新たな治療法等、対象医療の拡大
- 感染被害者への救済制度の更なる周知や公平な補償、救済の促進

1 現状・課題

- ・40代を中心とする現役世代の治療率が低く、職域を中心とした肝炎対策の取組が必要となっています。
- ・肝炎対策を充実していくためには、現在国要領に基づき実施している肝炎治療特別促進事業を難病同様、法に基づく事業に位置付けるとともに、国、県、政令市、市町の役割を明確にする必要があります。
- ・肝炎治療に有効と認められる新たな治療法や、患者団体等から要望がある、肝炎の鎮静化や発がんの抑止を目的としたインターフェロン少量長期投与療法や、肝機能を改善し、肝炎の鎮静化を目指す肝庇護療法等が対象医療となっていません。
- ・過去の集団予防接種の注射器使い回し（請求期限：令和9年3月31日）や、肝炎ウイルスが混入した血液凝固因子製剤等の投与による薬害肝炎の感染者（請求期限：令和10年1月17日）の救済については、因果関係の証明が困難等の理由により、提訴できない感染者や制度を知らない対象者も多いです。

2 本県の取組

- ・平成24年3月に策定した「静岡県肝炎対策推進計画」に基づき、肝疾患死亡率を低減するため、インターフェロン治療等を必要とする肝炎患者の経済的負担を軽減するとともに、相談・検査から治療まで総合的な肝炎対策を推進しています。

肝炎治療に対する医療費助成実績

(単位：千円)

区分	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
受給者証交付件数	2,601	2,733	2,517	2,309	997
助成件数	9,454	8,283	7,980	7,392	2,671
助成金額	178,425	151,015	137,985	114,466	47,418

※令和5年度は8月末時点

【県担当課】感染症対策課

8 定期予防接種の見直し

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- おたふくかぜワクチン及び帯状疱疹ワクチンの、定期予防接種への速やかな位置付け
- 麻しん蔓延防止のため、十分な定期接種の機会がなかった年齢層に対する麻しんの定期予防接種の速やかな実施
- 自治体が費用を負担する任意予防接種事業等に対する国による財政措置
- MRや日本脳炎をはじめとする予防接種ワクチンの安定的な供給を実現するためのワクチン生産体制の整備
- ワクチン不足時に優先的に接種すべき者の迅速な決定と通知
- HPVワクチン接種後に副反応が生じた患者に対する健康被害救済制度の迅速な支給認定審査と補償内容の充実
- 骨髄移植等、造血幹細胞移植を受けた小児・AYA世代のがん患者へのワクチン再接種を予防接種法上の定期予防接種への位置付け

1 現状・課題

- ・国は、平成25年度から市町村の実施する定期接種費用の9割を地方交付税措置するとともに、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、高齢者用肺炎球菌を順次定期接種化し、平成28年10月からはB型肝炎ワクチン接種が、令和2年10月からはロタウイルスワクチン接種が定期接種化されました。
- ・広く接種を促進していくことが望ましいとされた乳幼児向けのおたふくかぜワクチンや、帯状疱疹の発症及び重症化予防に有効とされた高齢者向けの帯状疱疹ワクチンについても速やかに予防接種法における定期接種に位置付ける必要があります。
- ・令和5年4月からは、県内で7市町が50歳以上の方を対象にした帯状疱疹ワクチンの接種費用を助成する制度を開始しました。
- ・また、平成25年には風しんが全国的に流行し、妊娠中の女性が罹患すると出生児に難聴・白内障等の障害が生じる先天性風しん症候群の発生が危惧され、各自治体が、ワクチン接種を実施しました。
- ・麻しん定期予防接種は、平成18年以降は2回接種とされましたが、それ以前に接種した世代は1回接種のため、十分な抗体価が確保できていない恐れがあります。

【県担当課】感染症対策課

- ・予防接種は、対象者が等しく接種できるような制度とすべきですが、地方自治体の財政状況が大変厳しい中、予防接種費用が市町村財政を圧迫するとともに、財政力の違いにより、接種者の費用負担に大きな地域差を生じる恐れがあります。
- ・平成27年にはワクチン製造メーカーである「化学及び血清療法研究所」において不正製造問題が発生し、一時的にインフルエンザワクチン、A型肝炎ワクチン（シェア100%）、B型肝炎ワクチン（シェア80%）等に不足が生じ、シェアの高いワクチンの接種ができなくなる状況が生じました。
- ・平成27年には世界保健機構（WHO）から麻しん排除認定を受けましたが、平成28年8月末から関西国際空港職員の発症や幕張メッセで開催されたコンサートへの麻しん患者の来場などにより、全国的に麻しん患者が増加するとともに、ワクチン接種希望者が増加し、定期接種用のMRワクチンが不足する事態となりました。
- ・平成28年度から北海道が日本脳炎ワクチン定期接種の対象地域となるとともに、日本小児科学会が日本脳炎罹患リスクの高い者に対する生後6ヶ月からの日本脳炎ワクチン接種の推奨を行ったことにより、定期接種用の日本脳炎ワクチンが不足する事態となりました。
- ・予防接種ワクチンは通常の定期接種必要量を安定的に、かつ、対象疾病が流行した際には、任意接種分を含めた需要量に柔軟に対応できる供給体制が必要となります。
- ・HPVワクチン接種後の副反応については、因果関係の解明を行い、接種後に副反応が生じた患者に支援を行う必要があります。
- ・小児・AYA世代の若年がん患者が、がん治療として骨髄移植等を伴う化学療法を受けた場合、その影響で接種済みのワクチンによる抗体が失われ、予防接種の打ち直しが必要になることがあります。再接種の費用は全額自己負担となっています。
- ・小児がん治療における予防接種の打ち直しについては、一部の地方自治体において、独自の制度による再接種費用の助成を実施していますが、長期にわたり治療を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保と同様に、全国で統一した特例措置を創設する必要があります。

2 本県の取組

- ・予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止するために予防接種を実施し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図っています。

9 国立療養所の将来構想の提示

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- ハンセン病療養所入所者の名誉の回復や偏見・差別の根絶に向けた取組の強化
- ハンセン病療養所入所者の医療と福祉の確保
- 国立駿河療養所の既存施設・機能を活用した将来構想の提示と実現
- 国立のハンセン病療養所に対する長期ビジョンの策定とその実現に向けた取組

1 現状・課題

- ・全国のハンセン病療養所に入所されている方は全国で812人、平均年齢87.9歳と、急速に高齢化が進行するとともに、入所者数も減少を続けています。
- ・また、国立駿河療養所の所在地である御殿場市が中心となって設置した「国立駿河療養所将来構想検討委員会」が平成21年度に、国に対して国立駿河療養所の将来について、人権啓発や地域との交流施設、または、福祉施設としての活用などを提言しています。
- ・平成27年10月からは療養所の外来・入院部門を医療施設として一般に開放し、地域住民が利用しています。
- ・誤った政策が長く続いたことで生まれた偏見と差別は、今も回復者だけでなく、その家族をも苦しめています。
- ・療養所の入所者からは、入所者の減少に伴い療養所の職員定数が削減され十分な医療・介護が受けられなくなるのではないかと、また、生活の場である療養所が将来どのように存続していくのか、不安の声が上がっています。
- ・平成28年7月には、御殿場市が参加している「全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会」において、「入所者及び自治会の意向を尊重した療養所の将来構想策定と速やかな実現」を国会及び国に対して要望しています。

2 本県の取組

- ・ハンセン病療養所入所者里帰り等事業や、ハンセン病療養所等入所者家族生活支援などを通じ、本県出身入所者の福利厚生を高めています。

【県担当課】感染症対策課

10 家畜伝染病防疫体制の強化

[要望・提案先：農林水産省]

【要望・提案事項】

- 家畜伝染病に係る輸入検疫等の水際対策の強化
- アフリカ豚熱ワクチンの早期実用化
- 十分な免疫付与が可能な豚熱ワクチン接種指針の策定
- 殺処分鶏の焼却処分に市町の施設を利用できるような法令の見直し
- 家畜衛生及び野生イノシシ対策の十分な予算確保

1 現状・課題

- ・ 近隣諸国ではアフリカ豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病が継続的に発生しており、国内侵入の危険は常に高い状況にあることから、国は、全国の国際空海港で輸入検疫、靴底消毒、検疫探知犬の活動等の水際対策を実施しています。
- ・ 平成30年に国内で発生した豚熱は、海外から不正に持ち込まれた畜産物によってウイルスが侵入した可能性が高いと考えられています。また、アフリカ豚熱発生国からの旅客携帯品の豚肉製品等からアフリカ豚熱ウイルスや遺伝子が確認されており、水際対策のさらなる強化が必要です。
- ・ 各国でアフリカ豚熱のワクチン開発を進めていますが、現在、日本で認可を受けたワクチンはありません。万一、国内にアフリカ豚熱が侵入した時に備え、有効性及び安全性が確認されたワクチンの実用化が必要です。
- ・ 飼養豚への豚熱ワクチン接種は、令和元年11月から開始しましたが、ワクチン接種を受けた母豚の子豚では、抗体陽性率が低くなっています。豚熱の発生リスクを低減させるため、十分な免疫が付与される接種指針を国が策定することが必要です。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ発生時には、まん延防止のため迅速な防疫措置が必要です。鶏の処分に当たっては、埋却地から漏出した液体が周辺環境を汚染した事例を踏まえ、焼却処分が有効であり、一般廃棄物処理施設(焼却施設)を緊急的に利用できるよう、法令の見直しが必要です。
- ・ 野生イノシシから飼養豚への豚熱等の感染リスクを低減させるため、野生イノシシの捕獲を強化し、生息密度を低下させる等の対策が必要です。
- ・ 家畜衛生及び野生イノシシ対策の推進に当たり「消費・安全対策交付金」等の十分な予算確保が必要です。

【県担当課】 畜産振興課

2 本県の取組

- ・ 養豚農場への豚熱侵入防止のため、農場周囲の柵や、動力噴霧器の設置助成を行うとともに、出入口の消毒等、県内全ての農場に対し消毒方法の指導を行っています。
- ・ 令和元年11月から飼養豚への豚熱ワクチン接種を開始し、半年ごとの免疫付与状況確認検査を継続していますが、子豚の抗体陽性率は低い傾向であり、接種日齢の調整やより詳細な検査を実施しています。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ発生防止のため、養鶏場に対する飼養衛生管理基準の遵守を指導するとともに、発生に備え防疫資材の備蓄を行っています。また、毎年、防疫作業の協定締結団体と意見交換会及び防疫演習を行い、平成30年度には一般廃棄物処理場にて演習を実施しています。
- ・ 消費・安全対策交付金を活用し、家畜伝染病の監視体制の強化、防疫演習の実施、牛海綿状脳症検査等、県における家畜防疫体制の強化、野生イノシシの検査、家畜衛生対策の推進を図っています。

11 美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり計画 (静岡県国土強靱化地域計画)による国土強靱化の推進

[要望・提案先：内閣官房・農林水産省・経済産業省・国土交通省]

【要望・提案事項】

- 基本計画等に基づく、道路・河川・港湾・砂防・治山・海岸事業等の防災・減災対策の重点的、計画的な実施など、強靱な国土づくりに向けた取組を円滑に進めるための財政支援等の措置[内閣官房・農林水産省・国土交通省]
- 国家的見地から興津地区の防災・減災対策の実施[農林水産省・国土交通省]
- 無電柱化事業や支障木の予防伐採の推進及び非常用電源の確保など災害に強い電力供給体制の構築[経済産業省・国土交通省]
- 基幹的交通ネットワークの機能確保、代替性確保及び輸送モード相互の連携を推進[国土交通省]

1 現状・課題

- ・国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年 12 月、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行し、平成 26 年 6 月に国土強靱化基本計画を策定しました。
- ・その後、近年の災害を踏まえ、平成 30 年 12 月に当該計画の見直し及び「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」に基づく事業が推進されてきました。
- ・令和 2 年 12 月には、気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震等への対策として「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」が内閣府から示され、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間でおおむね 15 兆円程度の予算措置が講じられることとなりました。
- ・本県は、平成 27 年 4 月、静岡県国土強靱化地域計画として、「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり計画」を策定し、従来の「防災」の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を進めてきました。令和 2 年 3 月には、近年の自然災害の教訓等を踏まえた計画の改定を行いました。地震・津波対策に加え、大型化する台風や激しさを増す豪雨による水害や土砂災害等について、これまで以上の対策を行うことが必要です。
- ・静岡市清水区興津地区は、国土の大動脈となる国道 1 号、東海道本線といった東西の重要交通網が集中しており、大規模災害時に途絶すれば復旧復興に大きな支障となるばかりでなく、国の社会経済にも悪影響が懸念されることから、国家的見地から早期に防災・減災対策が必要です。

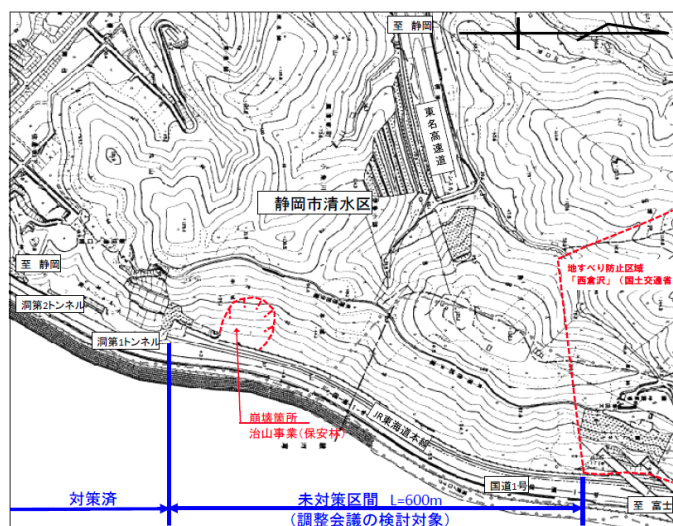
【県担当課】危機政策課・危機対策課・建設政策課・エネルギー政策課

- ・平成 30 年 9 月の台風 24 号では、県内で 71 万戸を超える停電が生じ、信号機の消灯や断水、携帯電話の通信障害などの被害が発生し、完全復旧までに 6 日間もの時間を要しました。災害に強い電力供給体制の構築を図るため、小規模分散型のエネルギー供給体系の構築を図るとともに、電気事業者等に対し適切な指導の実施や無電柱化の推進や非常用電源の確保などの支援策の充実が必要です。
- ・本県は、市町等が行う予防伐採に要する経費に対して交付金等による財政支援を行っていますが、予防伐採の更なる推進のため、地方公共団体が行う予防伐採に対する国による財政支援を拡充するとともに、電力事業者等に対しても、国による働きかけが必要です。
- ・大規模災害時に基幹的交通インフラが機能停止し復旧までに相当な期間を要する事態が予想されるため、救助・救急活動や支援物資の輸送等の機能を担う「命の道」となる高規格幹線道路の未整備区間の整備推進、緊急輸送路等の整備・耐震対策及びその周辺対策（治水・治山・海岸・砂防等の対策）を推進するとともに、陸・海・空の輸送モードで結ぶため、耐震強化岸壁の機能向上や富士山静岡空港と直結する新幹線新駅の実現を図る必要があります。

2 本県の取組

- ・平成 26 年の興津地区における斜面崩壊以降、施設管理者（JR 東海、静岡国道事務所）や受益者（JR 貨物、県、市）等の関係者による調整会議を設けて、国土強靱化の観点から興津地区の防災機能強化について、検討を進めてきました。
- ・当該崩壊による影響額は、県民の往来や全国的な物流の停止により約 230 億円にのぼることが明らかになり、当地区の交通の要衝としての重要性や防災事業の必要性を確認しました。
- ・平成 30 年 7 月に、J R 東海が実施した危険度を評価するための調査において、沢地形箇所では不安定化の可能性があります、更なる調査が必要との結果が示されました。

【検討対象区間】



【県担当課】危機政策課・危機対策課・建設政策課・エネルギー政策課

- ・支障木の予防伐採を促進するため、県・市町・電線類管理事業者（電力事業者・NTT等）を構成員とする「予防伐採のための推進連絡会」を設置し、先進事例・財政支援制度の紹介や、伐採エリアに関する協議等を行うとともに、「地震・津波対策等減災交付金」などにより、市町等の取組を財政面でも支援しています。

【予防伐採のための推進連絡会】※各地域局単位で設置

構成員	県、市町、電線類管理者（電力事業者、NTT等）
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・先進事例の紹介 ・電力事業者から停電発生履歴や影響範囲を踏まえた予防伐採対象エリアの提示 ・市町の予防伐採実施希望、予定箇所 ・財政支援制度の説明 等

【財政支援事業】

区 分	事業種別	実施主体
市町の取組支援	地震・津波対策等減災交付金（県 1 / 2）	市町
森林整備を通じた解消	特定森林再生事業（国 5 / 10 ~ 4 / 10）	市町等
	森林環境譲与税（国）	市町
	森の力再生事業（県 10 / 10 以内）	森林組合等

12 “ふじのくに”のフロンティアを拓く取組 (災害に強い地域づくりの推進)

[要望・提案先：内閣府・農林水産省・国土交通省]

【要望・提案事項】

- 平成 25 年 2 月に総合特区に指定された「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区」への規制の特例適用等の支援[内閣府]
- 防災対策や持続可能な地域づくりに資する適切な土地利用を促進するための支援[農林水産省・国土交通省]
- 地域間の相互交流・連携に資する交通ネットワーク等の社会資本整備の推進[国土交通省]

1 現状・課題

- ・内閣府が発表した南海トラフの巨大地震による静岡県内の被害想定では、人的被害は全国の 1/3 の 11 万人、建物等の全壊は 1/4 の 32 万棟に及びます。日本の大幹線である東海道は分断され、日本経済に壊滅的打撃を与えることから、防災・減災の地域づくりに取り組むことは、待ったなしの喫緊の課題であり国家的使命です。
- ・平成 24 年 4 月に開通した新東名高速道路を始めとする本県の内陸・高台部に位置する高規格幹線道路は、津波の心配がない「命の道」であり、その周辺は人々の居住空間や企業の進出空間として大きな可能性を持ち、日本の有力なフロンティアになります。
- ・沿岸・都市部は津波避難施設の設置等により災害に強い都市機能の充実を、内陸・高台部は産業の集積や移住・定住の促進など自然と調和する新しい地域づくりを図るとともに、地域間における人・モノ・情報の双方向の流れである対流を促進し、活力ある圏域を形成していくことが重要です。
- ・特に近年は、地球規模の環境危機やコロナ禍による生活様式や産業構造の多様化といった社会情勢の変化を受け、防災・減災の取組と併せ SDGs の実現に向けた持続可能な地域づくりが求められています。
- ・また、災害に強い魅力ある地域づくりにスピード感を持って取り組むためには、引き続き地域活性化総合特区制度による規制の特例措置や金融・財政等の国による支援が必要です。

【県担当課】 総合政策課

2 本県の取組

- ・本県は、有事に備えた防災・減災対策の強化と平時の地域成長モデル実現の両立を目指し、これまでにない新しい地域づくり“「内陸のフロンティア」を拓く取組”を推進することとしました。その加速化のため、平成24年9月に総合特区申請を行い、平成25年2月に地域活性化総合特区に指定されるとともに、平成26年度に本県独自の「フロンティア推進区域制度」を創設しました。
- ・平成30年4月より、本取組を地方創生を牽引する広域的な取組へと進化させるため、名称を「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」に改め、第2期計画をスタートさせました。その中で、新たに「ふじのくにフロンティア推進エリア」を創設し、推進区域相互間にとどまらず、広く地域資源を活用して新たな「共生と対流」を促す取組の有機的な連携・補完により、より高い相乗効果を生み出す地域づくりを推進しました。
- ・令和4年度には、脱炭素社会の形成やSDGsの実現といった時代の変化に対応するため、第3期計画をスタートさせました。その中で、新たな取組として、県内4圏域での「地域循環共生圏」の形成を目指し、地域資源や地域の魅力を最大限活用し環境と社会・経済が調和した持続可能な地域づくりを推進しています。
- ・また、地域活性化総合特区については、規制の特例措置や財政支援、金融支援制度等を活用し、「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」を先導することで、取組効果の増大・効率化を図っています。

13 建築物の耐震対策の強化

[要望・提案先：文部科学省・厚生労働省・国土交通省]

【要望・提案事項】

- 住宅の耐震化に係る所得税控除制度の高齢者と別居する子どもへの対象拡大
[国土交通省]
- ホテル・旅館などの大規模建築物の耐震化に係る補助対象限度額の引上げ
[国土交通省]
- 学校施設及び病院の耐震対策の強化[文部科学省・厚生労働省]

1 現状・課題

- ・住宅や建築物の倒壊被害から県民の生命・財産を守るため、耐震化を進める必要があります。
- ・住宅については、高齢者世帯住宅の耐震化の促進が急務ですが、高齢者世帯の多くが年金で生計を立てており、自宅の耐震化に踏み出すことは経済的に難しいことや、今後の居住年限から不必要と考えていることなどから、耐震化の推進が困難となっています。現状では、補助制度に加えて、住宅に係る耐震改修促進税制として所得税控除は制度化されておりますが、高齢の親と別居する子どもが、親のために資金調達し耐震補強を実施する場合には本税制が適用されません。耐震化を更に促進するため、別居する子どもに対しても、所得税控除の拡充が必要です。
- ・多数の者が利用するホテル・旅館など大規模な建築物については、耐震改修促進法に基づき、平成29年に耐震診断結果を公表したところですが、特に、ホテル・旅館においては、コロナ禍にあって経営が悪化し、従業員の離職が進むなど厳しい経営環境に置かれ、耐震化が進みにくい状況にあります。このため耐震化にあたっては、耐震改修工事に係る資材単価の高騰等の社会情勢も踏まえ、実際の工事費用を反映した補助対象限度額の引上げなど補助制度の拡充が必要です。また、耐震診断結果の公表対象外である延べ面積5千平方メートル未満の建築物についても、耐震改修工事等に係る補助率の引上げなど制度の拡充が必要です。
- ・児童生徒の学習の場・生活の場であり、地震等災害時の避難所としての役割も果たす学校施設や、中等症患者の処置や重症者の処置を担う救護病院の耐震性の確保も重要ですが、多額の費用が掛かるため、国による財政支援の拡充が必要です。

2 本県の取組

- ・耐震診断や耐震補強を実施する県民へのプロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業による助成や、所有者に対する個別訪問などでの補助制度や耐震化の必要性の周知により、住宅・建築物の耐震化を促進しています。

【県担当課】危機政策課・建築安全推進課

14 南海トラフ地震への対策の強化

[要望・提案先：内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・
農林水産省・国土交通省]

【要望・提案事項】

- 南海トラフ地震想定震源域における観測・評価体制の整備・強化
[内閣府・文部科学省・国土交通省]
- 要配慮者等に適した事前避難先の環境整備に係る財政上の支援措置
[内閣府・厚生労働省・国土交通省]
- 南海トラフ地震に対応した津波対策施設の整備を重点的に進めるための財政支援などの措置[内閣府・農林水産省・国土交通省]
- 高齢者等が利用する社会福祉施設や医療施設の高台移転等、津波対策に係る財政支援等の措置[内閣府・厚生労働省]
- 社会福祉施設における災害時情報共有システムの共通化[厚生労働省]
- 津波災害警戒区域や津波災害特別警戒区域の指定を要件とする、指定避難施設や要配慮者利用施設等の整備に係る財政支援制度の創設
[内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省]
- 粘り強い構造の海岸堤防や砂丘等の自然・地域インフラの減災効果の評価基準策定と津波浸水想定への反映[国土交通省]
- 国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の来春の見直しに向けた被害想定の変更にあたり各県ごとの地震津波対策の進捗や評価の反映 [内閣府]
- 南海トラフ地震からの早期復興に資する地籍調査の推進のための制度拡充
[国土交通省]

1 現状・課題

- ・ 確度の高い地震予測は困難であるため、地震対応は、突発的な地震の発生を前提として、日頃から万全の備えをすることが原則ですが、巨大地震の発生につながる何らかの異常現象が観測された場合には、南海トラフ地震臨時情報（以下、「臨時情報」）を活用して被害の軽減が可能であることから、南海トラフ地震想定震源域における観測・評価体制の整備・強化を図る必要があります。
- ・ 令和元年5月、臨時情報が発表された場合の災害応急対策が南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下、「基本計画」）に位置づけられたことから、地方公共団体は、基本計画を踏まえて、1週間の事前避難等、具体的な防災対応を検討することになりました。しかし、要配慮者等が1週間事前避難できる避難所は、十分

【県担当課】危機政策課・建設政策課・農地計画課・福祉長寿政策課・福祉指導課・こども家庭課・こども未来課、障害福祉課

な数が確保されていません。

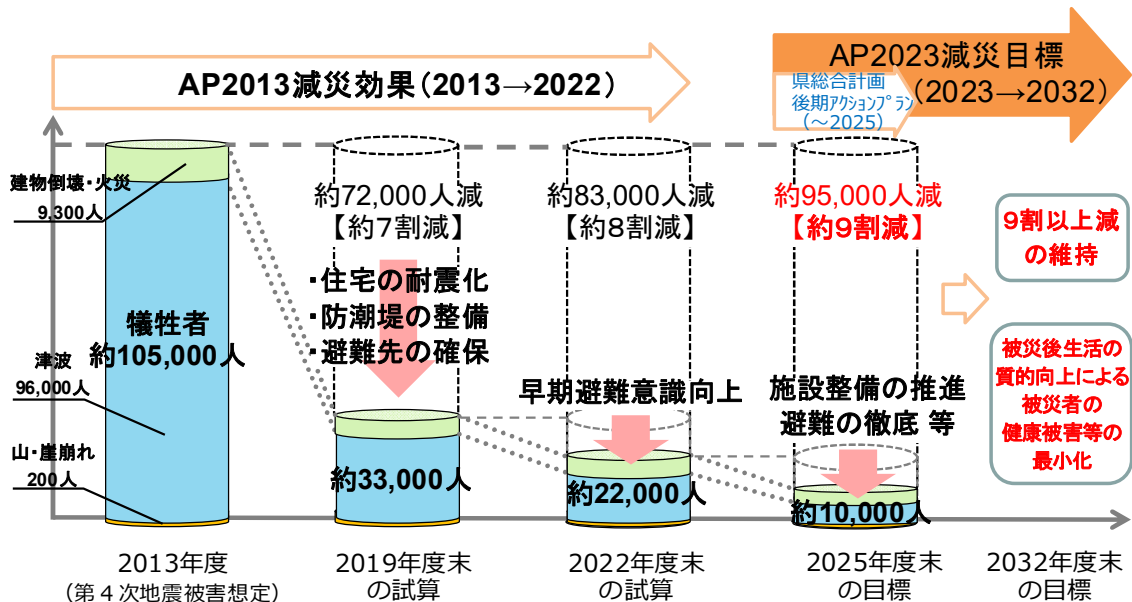
- ・本県は、人命を守ることを最優先に、津波避難施設の整備や防災訓練などのソフト対策を中心に南海トラフ地震への対策を進めた結果、平成25年6月時点で想定されていた犠牲者数105,000人を、約8割減少させるまでになりました。今後、想定される犠牲者を更に減少させるためには、防潮堤の嵩上げや水門の設置・改良等、海岸や河川、港湾等のハード対策の推進が不可欠であり、津波対策施設の整備を重点的に進める必要があります。
- ・社会福祉施設等を利用する高齢者等は、自力での避難が困難であり、また、医療施設は、災害時においても確実に機能が発揮される必要があるため、社会福祉施設等の高台等への移転を含めた津波対策を進めていく必要があります。
- ・災害発生時における社会福祉施設等の被災状況等を把握する「災害時情報共有システム」が令和3年度から運用開始されましたが、児童関係施設、障害児者関係施設及び高齢者関係施設で仕様が異なっており、また、高齢者関係施設におけるシステムにアクセスできるのは都道府県及び指定都市のみとなっています。災害時に迅速に情報を把握し、市町と共有するためには、システムの共通化が必要です。
- ・本県では津波災害警戒区域等の指定を進めており、平成30年3月に全国初となる津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定を伊豆市において行いました。今後も多くの市町村において区域指定を進めるためには、指定区域内における指定避難施設や要配慮者利用施設の整備費助成など新たな支援制度の創設が必要です。
- ・粘り強い構造の海岸堤防や砂丘等の自然・地域インフラは、浸水被害の軽減効果や避難のリードタイムが長くなるなどの効果が期待されており、これらの減災効果を適切に評価し、事業評価や避難体制の整備等に反映させる必要があります。
- ・本県では、ハード対策として本県独自の津波対策「静岡方式」による、レベル1津波及びレベル2津波に対する粘り強い構造の防潮堤の整備等を進めてきました。また、津波避難施設を対象地域の98%まで整備するとともに、ソフト対策として早期避難意識の向上に取り組み、2013年から2022年までの10年間で想定犠牲者を約105,000人から約22,000人に約8割減少したと試算していることから、本県独自の取組や地域特性について、国の被害想定に反映させる必要があります。
- ・早期復興に不可欠な地籍調査を迅速かつ重点的に実施するためには、国庫補助の優遇に加え、公共事業等の測量成果を活用する制度に係る指定手続きの簡素化や

【県担当課】危機政策課・建設政策課・農地計画課・福祉長寿政策課・福祉指導課・こども家庭課・こども未来課、障害福祉課

調査事業の地域要件の拡充が必要です。さらに、津波浸水想定区域における国の効率的な手法導入推進基本調査の採択要件の緩和と補助制度の創設が必要です。

2 本県の取組

- ・国が策定した「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を基に、本県の地域特性やこれまでの地震・津波対策、住民・関係者等の意見等を踏まえた県版のガイドラインを令和2年2月に策定しました。
- ・今後は事前避難対象者の避難先確保等について検討を進めるとともに、県だけでは解決することができない課題等については、国と連携しながら検討を進めることとしています。
- ・「地震・津波対策アクションプログラム 2013」の後継として、令和14年度までの10年間の行動計画である「地震津波対策アクションプログラム 2023」を策定し、「令和7年度までの3年間で想定犠牲者の9割減災を達成し、その後も減災を維持すること」、「令和14年度までの10年間で被災者の健康被害等の最小化を図る」ことを減災目標とし、ハード・ソフトを組み合わせた対策を推進していきます。



地震・津波対策アクションプログラムの減災目標イメージ図

【県担当課】危機政策課・建設政策課・農地計画課・福祉長寿政策課・福祉指導課・こども家庭課・こども未来課、障害福祉課

15 港湾における地震・津波・高潮対策事業の推進

[要望・提案先：国土交通省]

【要望・提案事項】

- 切迫する大規模地震・津波被害、大型化する台風による高潮被害に対して、国土強靱化を推進するための大幅な予算の増額
- 耐津波性能を確保する防波堤の整備推進
- 清水港内の無堤区間における津波対策施設の整備推進
- 緊急物資対応岸壁の耐震改良の整備推進
- 港の被害軽減と防災強化を目的とした効果的な津波、高潮、高波対策の検討

1 現状・課題

- ・東日本大震災における甚大な地震・津波被害や近年の大型台風による高潮被害を踏まえ、耐地震・耐津波性能を有する防波堤の整備（粘り強い構造化）や埠頭内に保管されたコンテナや木材、自動車などの貨物の流出防止対策が求められています。
- ・「静岡県第4次地震被害想定」では、レベル1津波に対して必要となる防護施設延長は約62kmに及びます。特に清水港では、人々が集まるJR清水駅周辺の江尻地区から大型商業施設や賑わいの広場がある日の出地区にかけて無堤区間であることから、早急な施設整備が不可欠です。
- ・県内に6港ある防災拠点港湾の緊急物資対応の岸壁において、地震動の見直しにより耐震性不足が判明したことから、早急な耐震改良が必要です。
- ・港湾の津波・高潮・高波被害の軽減に資する効果的な対策の検討及び早期の対策実施が必要です。

2 本県の取組

- ・静岡県では、大規模地震・津波に対して、「静岡県みなと機能継続計画」を策定し、被害の軽減と被災後の港湾機能の早期復旧に向けた対策を進めています。
- ・レベル1津波の対策が必要な防護施設延長約62kmのうち、令和4年度末時点で約25kmの整備が完了しており、引き続き施設整備を進めています。
- ・防災拠点港湾6港に19の緊急物資対応の岸壁があり、この内、見直し後の地震動に対して6岸壁の耐震化が完了しています。

【県担当課】 港湾企画課・港湾整備課

16 富士山火山防災対策の強化

[要望・提案先：内閣府・総務省・国土交通省・文部科学省]

【要望・提案事項】

- 火山噴火の予兆現象や、噴火口の位置の迅速な特定等、噴火現象を的確に把握し、噴火警戒レベルの引上げ等、避難指示に必要な情報に結び付けられる観測体制の強化、新たな観測手法の研究の推進及び観測情報の共有化
[内閣府・国土交通省・文部科学省]
- 噴火警戒レベル等の国からの火山情報の迅速かつ効果的な伝達方法の確立、外国人登山者への的確な情報伝達のための火山情報の多言語化や伝達手段の整備
[内閣府・総務省・国土交通省]
- 活動火山対策特別措置法によって義務付けられた火山防災マップの作成、避難確保計画の作成、避難訓練への技術的・財政的な支援[内閣府]
- 降灰に関する現象のハザードマップの作成[内閣府・国土交通省]
- 登山届の提出、ヘルメットの携行や噴火警報等の情報入手など、登山者が自らの命を守るための意識啓発の推進[内閣府・国土交通省]

1 現状・課題

- ・世界遺産に登録された富士山には、例年、国内や海外から年間約 30 万人もの登山者が訪れており、その周辺には静岡県内だけでも 100 万人近い住民が居住しています。
- ・近年噴火した御嶽山や草津白根山の状況を踏まえ、観測体制の強化や新たな観測手法の研究及び観測情報を共有することや、噴火警報の精度の向上と噴火の危険に関する警報や情報を登山者等に迅速かつ的確に伝えることが必要です。特に、富士山火山防災対策においては、溶岩流等の火山噴出物の影響範囲が市街地を含めて広範囲に及ぶと想定されているため、噴火口の速やかな特定や噴火後の火山噴出物の観測情報が避難行動に必要不可欠であり、観測体制の強化や観測手法の研究の推進が求められます。
- ・外国人を含む登山者等の被災を最小限にとどめるため、多言語に対応した情報発信や避難施設・体制を整備することや、迅速な救出救助を可能にするため、登山者の実態を正確に把握する方法を確立することが必要です。
- ・富士山は宝永噴火以降 300 年以上噴火しておらず、富士山が活火山であることの住民の理解が十分でないおそれがあるため、富士山は活火山であることについての住民の正しい理解の促進と、適切な避難体制の整備が必要です。

【県担当課】 危機情報課

- ・富士山噴火の場合、降灰については富士山の火山災害警戒地域(静岡県、神奈川県、山梨県)のみならず首都圏にも影響をもたらすことから、降灰のハザードマップの作成にあたっては、国による作成が必要です。

2 本県の取組

- ・山小屋等を通じて登山者等に火山情報を伝達する体制を整備しているほか、日本山岳ガイド協会と協定を締結し、同協会が運営する登山届アプリで登山届を提出した登山者のスマートフォンに火山情報を送信するシステムを運用しています。
- ・山梨県と連携して作成した富士山噴火時避難ルートマップを日本語のほか5ヶ国語で作成し、登山者等へ配布しています。
- ・令和3年3月、本県及び関係自治体などから構成される富士山火山防災対策協議会において、最新の知見を基に富士山ハザードマップを改定しました。令和3年度には市町と連携のうえ、住民等への説明会を実施し富士山ハザードマップの正しい理解の促進を行いました。
- ・富士山ハザードマップの改定を受け、令和5年3月、富士山火山防災対策協議会において、新たな噴火リスクに応じた基本的な避難方針をとりまとめた「富士山火山避難基本計画」を公表しました。今後は、地域の特性を考慮した具体的な避難計画を策定し、住民等への周知啓発を推進します。

17 治水関係事業の推進

[要望・提案先：国土交通省]

【要望・提案事項】

- 床上浸水被害など深刻な被害を軽減するための根幹的風水害対策の推進
- 局地的豪雨等に備えたハード・ソフト両面からの総合的な土砂災害対策の推進
- 頻発・激甚化する風水害や大規模地震等への対策の推進に必要な財政的支援
- 長期的かつ広域的視点に立った総合的な土砂管理に基づく海岸保全対策の推進
- ダム管理者による対応だけで解消することが困難なダム等の著しい堆砂に対する国の積極的な関与による対策の強力な推進

1 現状・課題

- ・令和元年東日本台風や令和3年7月豪雨、令和4年台風15号では、県内各地で大規模な浸水被害や土砂災害が発生するなど、今後もさらに気候変動に伴う異常気象の頻発化・激甚化の影響を強く受けることが予想されます。
- ・気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害等に対しては、国が進める、あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水の考え方を踏まえ、風水害や地震、インフラの老朽化等への対策として、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等により中長期的な視点に立ち、取組の加速化・深化を図る必要があります。
- ・遠州灘や駿河湾沿岸では、沿岸漂砂量の減少が主たる原因と考えられる海岸侵食の進行により海岸保全施設の安定性の低下が懸念されています。
- ・ダム等の堆砂について、上流に大規模な崩壊地があり、貯水池に著しく堆砂し、ダム管理者による対応だけで解消することが困難な場合、洪水等災害発生への恐れが生じています。

2 本県の取組

- ・自然災害に対しては、河川改修等の予防的なハード対策と社会全体で水害や土砂災害に備える「水災害意識社会の再構築」を図るソフト対策を一体的、計画的に実施するとともに、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」の考え方を取り入れ、あらゆる関係者が協働して効果的な対策に取り組んでいます。
- ・天竜川、大井川等の流砂系協議会に参加し、総合的な土砂管理計画に基づく対策の実施や、富士川の総合土砂管理計画の策定を国に働きかけています。

【県担当課】河川企画課

18 熱海市伊豆山地区の災害からの早期復興

[要望・提案先：国土交通省]

【要望・提案事項】

- 二級河川逢初川流域における河川事業への技術支援、財政支援等の措置
- 復興まちづくりに対する技術支援、財政支援等の措置

1 現状・課題

- ・令和3年7月3日、熱海市伊豆山地区において発生した土石流は、逢初川の源頭部の標高約390m地点（海岸から約2km上流）から逢初川を流下して伊豆山港へ流れ込み、死者28名、住宅被害98棟の被害が発生しました。
- ・被災地区の速やかな生活再建に資する道路・河川等の復旧や市の復興まちづくりを早期かつ着実に進めるため、国による技術支援や予算の確保が必要です。

2 本県の取組

- ・県は、復旧方針について国と協議を進めるとともに、令和3年7月29日に設立した「逢初川下流域復旧・復興チーム」を中心に、国の技術支援を得つつ、地域の理解と関係機関による連携のもと、土砂撤去から復旧・復興工事に至るまでの事業を早期かつ着実に進めていきます。
- ・熱海市は、被災者や地元住民の意見、要望を踏まえた「伊豆山復興まちづくり計画」（令和4年9月2日策定）の実現に向け、事業化を進めています。県は、早期かつ着実な復興まちづくりを目指して、国の技術支援を得つつ、市と調整を進めていきます。
- ・災害対策基本法による警戒区域の解除に伴い、県は、熱海市と協調して自宅再建にかかる費用の借入金利子相当額を助成する「被災者住宅再建事業」により、被災者支援を進めています。また、県営住宅に入居している被災者について、市営住宅と同様に、入居後2年間の無償提供期間を延長し、恒久的な住まいを確保できるまで継続して入居できるように支援していきます。

【県担当課】河川企画課・砂防課・景観まちづくり課・住まいづくり課・公営住宅課

19 令和4年台風第15号及び令和5年6月2日からの大雨等による災害からの復旧・復興

[要望・提案先：財務省・総務省・厚生労働省・農林水産省
・環境省・国土交通省]

【要望・提案事項】

- 令和5年6月2日からの大雨等の災害に対する災害復旧事業、災害関連事業の予算確保と令和4年台風第15号による災害への継続的な財政支援[財務省・国土交通省・農林水産省]
- 被災者の復旧・復興支援や災害復旧等の経費に係る財政支援（特別交付税による措置等）[総務省]
- 災害復旧事業における、早期復旧や再度災害防止のための査定制度のさらなる拡充、改良復旧の採択要件の柔軟な運用[国土交通省]
- 被災した全ての医療施設や社会福祉施設等（特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付きホーム含む）における施設及び備品、設備等の復旧に係る費用の災害復旧事業における補助対象化[厚生労働省]
- 台風の影響により土砂流出が拡大した違法盛土箇所の早期復旧を図るための農山漁村地域整備交付金による支援措置[農林水産省]
- 個人・法人の水産関連事業者が所有する生産施設等の復旧を支援する制度や内水面養殖業者に対する損失を補填する制度の創設[農林水産省]
- 漁場における流沈木の処理に対する財政的な支援の措置[農林水産省・環境省]
- 衛星写真や航空写真等を活用した被害の早期把握に関する技術的・財政的支援[国土交通省]
- 令和4年台風第15号によって被災を受けた地域を中心に、災害によって落ち込んだ県内の観光需要を喚起するための国の補助制度に基づく支援[国土交通省]

1 現状・課題

- ・ 令和4年9月、本県南岸を通過した台風第15号による記録的な大雨により、本県においては、死者6名（うち災害関連死3名）を含む26名の人的被害のほか、広範囲にわたる断水被害や延べ7,100棟を超える家屋等の全半壊・浸水被害、さらに、鉄道、道路、港湾等の交通インフラや農業用施設、漁場等にまで被害が及ぶなど、県内各地で甚大な被害が発生しました。

【県担当課】 財政課・健康福祉部企画政策課・観光政策課・観光振興課・農地保全課・森林整備課・森林保全課・水産振興課・道路企画課・道路保全課・河川企画課・河川海岸整備課・土木防災課・砂防課・港湾企画課・港湾整備課

- ・ 県及び関係市町においては、国の支援を受けながら、総力を挙げて令和4年台風第15号による災害からの被災者救済及び被災地の復旧に取り組んでいたところ、今年6月2日からの記録的な大雨により、再び、県内全域で人的・物的被害が発生し、今後も、気候変動に伴う激甚化・頻発化する大雨の発生が懸念されます。
- ・ 令和4年台風第15号及び令和5年6月の大雨等による災害からの復旧、被災地域の速やかな生活再建を早期かつ着実に進めるため、国による更なる技術支援や予算の確保、新たな支援制度の創設が必要です。
- ・ 災害復旧事業のスピードアップを図るため、令和4年度から試行されている早期確認型査定などの制度について、さらなる拡充を図るとともに、越水など現在の河川施設の能力を上回る被災に対応した改良復旧の採択要件の柔軟な運用が必要です。
- ・ また、令和4年台風第15号及び令和5年6月の大雨等により、社会福祉施設等の浸水などの被害が発生しましたが、災害からの復旧を早期かつ着実に進めるため、施設の復旧に対する助成に加え、設備の復旧に対する補助も必要です。特に、特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付きホームでも多大な被害がありましたが、特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付きホームについては、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金による助成の対象外施設であり、災害時に活用できる助成制度がないため、国による支援が必要です。
- ・ さらに、令和4年台風第15号や令和5年6月の大雨等の災害においては、広域での被害に加え、浸水や施設被害等による交通途絶などの影響もあり、被害の全容把握が困難であったため、迅速な応急復旧や二次災害防止対策に支障が生じるなどの課題が発生しました。
- ・ このような状況を踏まえて、根幹的風水害対策の推進や流域治水の取組への支援に加えて、衛星写真や航空写真等を活用した被害の早期把握に関する技術的・財政的支援や、県と国土院が結ぶ「地理空間情報の活用のための協力に関する協定書」に基づく支援が必要です。

2 本県の取組

(社会福祉施設の復旧支援)

- ・ 社会福祉施設等の災害からの復旧を早期かつ着実に進めるため、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金を活用し、施設の復旧に対する助成を行ってきました。
- ・ また、令和元年台風第19号による被災においては、施設の復旧に対する助成に加え、特例として設けられた令和元年台風第19号に係る社会福祉施設等設備災害復旧費補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）の国庫補助を活用し、備品設備等に被害を受けた介護事業所・施設等に対する助成を行いました。

【県担当課】 財政課・健康福祉部企画政策課・観光政策課・観光振興課・農地保全課・森林整備課・森林保全課・水産振興課・道路企画課・道路保全課・河川企画課・河川海岸整備課・土木防災課・砂防課・港湾企画課・港湾整備課

- ・令和4年台風第15号による被災においては、令和5年度の予算により、2施設において施設復旧に対する助成を実施する予定です。

(農林水産・商工業に係る復旧)

- ・県内の被災状況の迅速な把握や、被災した中小企業者・農林水産業者の経営安定や生活維持を図る制度資金の発動、山地災害発生箇所等を早期に復旧するための緊急事業等を実施しています。
- ・緊急性の高い箇所については、出水期に備え、大型土のうによる増破防止措置や流出した土砂の撤去などの応急対応済みであり、現在、本格的な復旧に向けて工事を進めているところです。
- ・漁業者が行う流木の撤去への助成に加えて、令和4年台風第15号では、漁場において撤去を要する流沈木の滞留状況の調査に対して全額助成を行いました。

(交通インフラ等公共土木施設の復旧)

- ・土砂の崩壊等危険な状況に緊急に対処するため災害関連緊急事業の実施や、災害関連緊急事業の採択基準に満たない急傾斜地の崩壊に対して、市町が事業主体となる災害関連地域防災がけ崩れ対策事業を、市町と連携して実施します。
- ・家屋浸水被害の軽減に向け、抜本的な浸水被害対策を推進するとともに、あらゆる関係者と協働して流域治水の取組を強化していきます。
- ・船舶の航行など物流機能を確保するため、航路・泊地の埋そくに対する応急復旧を実施します。

【県担当課】 財政課・健康福祉部企画政策課・観光政策課・観光振興課・農地保全課・森林整備課・森林保全課・水産振興課・道路企画課・道路保全課・河川企画課・河川海岸整備課・土木防災課・砂防課・港湾企画課・港湾整備課

20 盛土対策の推進

[要望・提案先：国土交通省・総務省]

【要望・提案事項】

- 最終的な解決手段である行政代執行の自治体負担を軽減するための継続的な財政支援の実施[国土交通省・総務省]
- 盛土規制法に関する各県等からの意見・質問を踏まえた統一的な運用指針等の策定[国土交通省]

1 現状・課題

- ・去る令和3年7月3日、本県熱海市伊豆山で大規模な土石流が発生し、多くの人命や財産が失われる事態に至り、本県においては規制を強化するための条例を制定し、国においては盛土規制法を制定することとなりました。
- ・今後、盛土規制法及び各自治体独自の条例により規制していくこととなりますが、違反行為に対して盛土規制法又は条例による是正命令等の処分を行っても、原因者が是正せず、結果として行政の負担により措置を講ずることが必要となる事例も相当数見込まれます。
- ・盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえて対策を講じる場合の財政支援措置制度が設けられ、新たに発生する事案に対しても措置がされることとなったところですが、自治体が必要な対策を講じることができるよう、更に進めて、継続的な財政支援制度とすることが必要です。また、緊急の対応が必要な場合もあることから、助成に係る手続等について弾力的な運用が必要です。
- ・盛土規制法が施行されますが、建設発生土が、運用の厳しい県から弱い県や緩傾斜の山間部を持つ県に集まってしまう現状を鑑み、「危険な盛土を全国一律の基準により包括的に規制する」という盛土規制法の立法趣旨を損なわないよう、国において具体的な運用指針等を示すことが必要です。

2 本県の取組

- ・本県では、令和3年7月に発生した熱海市伊豆山での大規模な土石流災害を受け、令和4年7月1日から静岡県盛土等の規制に関する条例を施行するとともに不適切な盛土等の監視体制を強化しました。

【県担当課】盛土対策課

21 原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化

[要望・提案先：内閣府・文部科学省・経済産業省・国土交通省・環境省]

【要望・提案事項】

- 福島第一原子力発電所事故原因未解明部分の徹底した検証及び新たに得られた知見についての規制基準への即時反映[環境省]
- 使用済燃料や廃止措置に伴い発生する比較的放射能濃度の高い放射性廃棄物の処分方法の確立[経済産業省・環境省]
- 原子力災害対策指針等への複合災害時の屋内退避のあり方などの反映や、国における放射性物質の拡散の予測的な手法を活用する仕組みの構築[内閣府・環境省]
- 安定ヨウ素剤を事前配布する区域や住民の範囲について、判断基準の明確化[内閣府・環境省]
- 運輸事業者や道路管理者など指定公共機関等との調整による具体的な避難手段の確保[内閣府]
- 避難退域時検査や避難経由所の用地確保[内閣府・国土交通省]
- 県外避難先市区町村への指導及び助言[内閣府・文部科学省]

1 現状・課題

- ・原子力発電所の安全確保及び防災対策は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力規制委員会により見直しが行われ、原子炉等の設計を審査する新たな規制基準や、原子力災害対策を円滑に実施するための原子力災害対策指針が運用されています。
- ・高レベル放射性廃棄物や、廃止措置に伴い発生する比較的放射能濃度の高い炉内構造物等の放射性廃棄物に関しては、令和2年11月から北海道寿都町及び神恵内村で文献調査が開始されるなどの動きはあるものの、未だ処分方法及び処分地が決まっていません。
- ・熊本地震においては、相次ぐ余震等により屋内退避が困難な住民が多数発生しました。そのため、原子力災害対策指針への複合災害時における屋内退避のあり方などの即時反映や、安定ヨウ素剤の事前配布の対象となる区域や住民の範囲について、判断基準を明確化するとともに、配布に係る住民や地方公共団体の負担を軽減する方法の早急な提示が必要です。また、避難ルート等の検討や準備などには放射性物質の拡散を予測する情報も必要です。

【県担当課】原子力安全対策課・地域医療課

- ・県は、平成28年3月に浜岡地域原子力災害広域避難計画を策定・公表し、その後も避難の実効性の向上を目指し、運輸事業者や道路管理者等と協議を実施しておりますが、広域的なバスの調達や避難ルートの確保等が困難です。
- ・避難計画の対象が92万人に及ぶことから、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する避難退域時検査場所や避難先を案内する避難経由所を展開するにあたり、大規模なスペースを県内外に確保する必要がありますが、それらの用地の確保に難航しています。
- ・災害対策基本法における広域一時滞在の規定に基づき、県外避難先市区町村と避難者の受け入れについて協議していますが、日常生活を送っている先への避難となることから、避難所として想定する各学校等の施設管理者からの協力を得ることに難航しています。

2 本県の取組

- ・住民の避難先の確保に向け、県内及び県外（12都県）の自治体と協議を進め、原子力災害対策重点区域内11市町の避難計画の策定・修正に取り組んでいます。

(市町避難計画の策定状況)

(令和5年9月1日現在)

	市町名
令和5年度現在策定(11市町)	御前崎市、島田市、掛川市、磐田市、牧之原市、菊川市、袋井市、森町、吉田町、焼津市、藤枝市

- ・避難に係る手段等の実効性を高めるため、防災関係機関と協議を行い、原子力防災に係る協定締結を進めています。

(防災関係機関との協定締結状況)

(令和5年9月1日現在)

	協定名
(一社) 静岡県バス協会	原子力災害時等における避難住民等の輸送の支援
中日本高速道(株)	高速道路休憩施設における避難退域時検査及び簡易除染の支援

22 子どもの安全・安心を確保する施策の充実

[要望・提案先：文部科学省]

【要望・提案事項】

- 子どもの安全・安心確保の施策への財政的な支援
- 子どもの防犯講座の授業カリキュラム等への導入による防犯教育の充実

1 現状・課題

- ・ 県内の刑法犯認知件数は20年連続で減少していますが、子どもに対する不審者等からの声かけ事案は高止まり状態で推移しており、子どもが犯罪に巻き込まれる危険性は依然として高い状況にあります。
- ・ 子どもの犯罪被害防止のため、国が定めた「登下校防犯プラン」に基づき、子どもの安全・安心確保に取り組んでいますが、より一層の施策の充実を図るため、国の財政的支援が求められています。
- ・ また、全ての小学校において「自らの安全を自ら守ることができる」防犯講座を開催するよう、授業カリキュラム等への導入等、防犯教育の充実が必要となっています。

県内の子どもに対する不審者からの声かけ事案の状況

		H29	H30	R元	R2	R3	R4
声かけ事案件数		1,459	1,723	1,542	1,369	1,530	1,215
対前年比	件数	▲22	+264	▲181	▲173	161	▲315
	割合	98.5%	118.1%	89.5%	88.8%	111.8%	79.4%

※声かけ事案・・・誘拐等の凶悪事件の予兆である、声かけ、つきまとい、写真撮影等

2 本県の取組

- ・ 平成25年度から『子どもの体験型防犯講座「あぶトレ！」』を開催するとともに、県内全ての小学校で開催できる体制の整備を進めています。
- ・ 令和4年3月に策定した「第5次ふじのくに防犯まちづくり行動計画」において、「子ども・女性・高齢者等の更なる安全確保」を重点取組に位置付け、子どもの安全確保対策に引き続き取り組んでいます。
- ・ 令和4年度から、「子ども見守り強化の日」（毎年6月11日及び10月11日）を制定し、県下一斉に子どもの見守り・パトロール活動を実施する子ども見守り活動等を強化しています。

【県担当課】 暮らし交通安全課

安全・安心な地域づくり

**(2) 安心して暮らせる医療・福祉
の充実**

23 医師・看護職員確保対策の推進

[要望・提案先：文部科学省・厚生労働省]

【要望・提案事項】

○ 医師確保対策の推進

- ・国による抜本的な偏在解消策の導入と解消策が効果を発揮するまでの時間外上限規制の罰則適用の延期[文部科学省・厚生労働省]
- ・医師養成数の確保のための手法として、医科大学又は医学部の新設を認める方針への転換[文部科学省]
- ・臨床研修医の募集上限枠について、人口当たり医学部定員数が少ない県にも配慮した算定方法への変更[厚生労働省]
- ・専門研修プログラムにおけるシーリングの厳格な運用[厚生労働省]

○ 看護職員確保対策の推進[厚生労働省]

- ・「看護師等の人材確保の促進に関する法律」等に基づく看護職員確保対策の更なる推進
- ・夜間勤務、在宅医療等、人材確保が急務となっている部門に対する対策の強化
- ・看護職員が離職等をした場合の届出制度の適切な運用に対する支援
- ・看護師の特定行為修了者の就業者数の増加を図るための施策の充実
- ・看護師国家試験における外国人受験者への更なる配慮の実施

1 現状・課題

- ・医師の働き方改革を推進するため、令和6年度から罰則付き時間外上限規制が導入されますが、国による抜本的な偏在解消策が実施されないままこの制度が導入されれば、人口当たり医師数が全国40位と構造的な医師不足県となっている本県においては、県民の生命や健康に深刻な影響を生じかねません。
- ・本県を含む12県による「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」は、「医師が不足している地域における医師確保が図られないまま、医師の働き方改革が推進された場合、当該地域における医療提供体制に多大な影響を与える」ことから「働き方改革の推進に当たっては、地域における医師確保・偏在対策の着実な進展を前提として一体的に進めること」を提言しています。
- ・本県の医師不足は、人口当たり医学部定員数が全国46位であることが主な理由です。県内の医師養成機関は、定員120人の浜松医科大学のみであるのに対して、本県の人口規模と同程度の四国には、医師養成機関が4校(定員計456人)あります。

【県担当課】 地域医療課

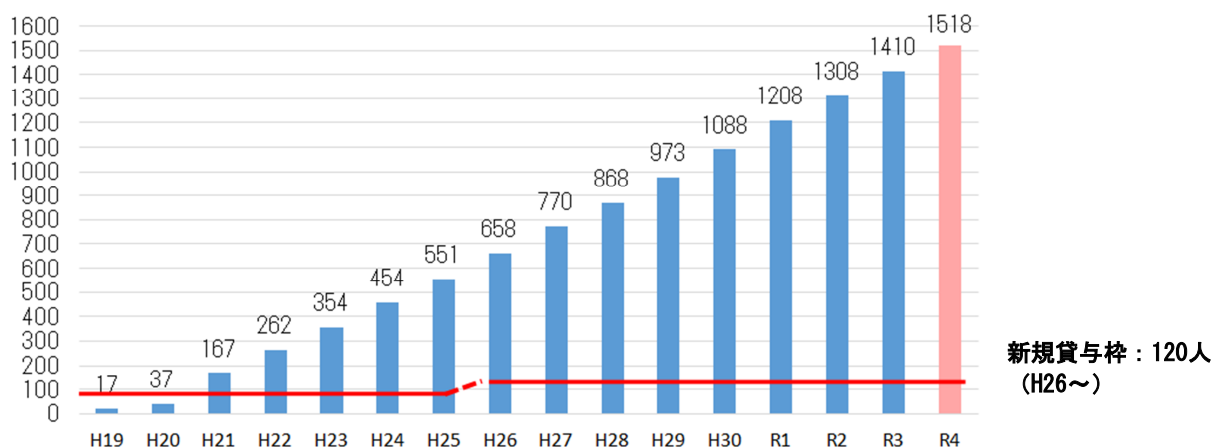
- ・現在の臨床研修の募集定員上限の算定の一部において、医学部の入学定員を用いた上限枠設定が行われています。医学部定員は、人口当たりの定員数で換算すると各都道府県間で格差があり、これを上限枠設定の算定基礎に用いると、更なる格差が生じ、結果的に医師の偏在解消につながりません。
- ・専攻医の都市部への集中を防ぐために、既に必要な医師数が確保できている都道府県や診療科に採用数の上限を設けるシーリング制度が実施されていますが、令和5年度からは「特別地域連携プログラム」が導入され、また、令和5年度からの導入は見送られたものの「子育て支援加算」について検討されるなど、シーリングの緩和につながる議論がなされています。医師の地域偏在解消のためには、シーリングの厳格な運用が必要です。
- ・静岡県内の看護職員は、養成施設の新設によりその定員は増加していますが、依然として就業者が不足しており、今後も不足状態が続くことが見込まれています。
- ・特に、育児・介護を背景に多様な働き方をする職員が増えたことなどにより、夜間の勤務が可能な職員の確保が次第に難しくなってきたことや、在宅医療需要の高まりなどに伴い人材の確保が急務となっている分野に従事する看護職員へのインセンティブの付与など人材確保に取り組む医療機関等への支援が必要です。
- ・看護職員が離職等をした場合の届出制度が平成27年10月から始まりましたが、静岡県内では届出者数が伸び悩んでいます。課題解消のためには職員が離職する段階で登録を行う意思を持つ必要があり、そのための啓発活動の充実等が必要です。
- ・看護師の特定行為の普及促進には指定研修機関・協力施設の充実が必要であるとともに、特定行為研修修了者が特定行為を実践し、医療機関において特定行為研修修了者を十分に活用できるよう、特定行為について診療報酬加算を拡充するなど、より実効性のある制度とすることが必要です。
- ・看護師国家試験においては、外国人受験者への対応として全ての漢字にふりがなのルビを付した問題文を提供するなどの配慮が行われていますが、外国人受験者の一層の増加を見据え、新たに、全ての文字にローマ字ルビを付した問題を提供するなど、更なる配慮が必要です。

2 本県の取組

- ・本県は、医学修学研修資金の貸与実績が全国一であり、令和5年3月末現在、1,518人が利用しています。

【県担当課】 地域医療課

【医学修学研修資金の貸与実績】



- ・本県は、全国に先駆けて平成 22 年 10 月に「ふじのくに地域医療支援センター」を設置し、医師確保対策を一元的かつ専門的に推進しています。平成 26 年度からは仮想大学である「ふじのくにバーチャルメディカルカレッジ」を創立・運営して医学修学研修資金貸与者を大学 1 校の医学部入学定員に相当する 120 人に拡大し、県内外からの医師確保、地域における偏在解消に努めています。
- ・また、県内外 10 大学に計 68 枠の地域枠を設置し、各大学と連携して在学中から本県の地域医療を学ぶ機会を提供するなど、将来の定着に向けた取組を進めています。
- ・医師の働き方改革についても、「ふじのくに医療勤務環境改善支援センター」を設置し、法令改正や医療機関が取り組むべき具体的な内容について説明会を開催するなど、医療機関への周知を図っています。
- ・医科大学や医学部の設置が認められない中、本県では、令和 3 年 4 月に静岡社会健康医学大学院大学を開学し、県立病院等で勤務しながら臨床研究等が続けられる環境整備に取り組んでおり、現在博士課程の認可を目指しています。さらに、全国初の「医学部を持たない医科大学院大学」設置認可を目指して、準備委員会を発足し、準備を進めています。
- ・本県では、看護師養成所への支援、看護教員や実習指導者の養成、特定行為研修協力施設への運営費補助や各種研修の受講支援などにより、看護職員の養成的強化及び看護の質の向上に取り組んでいます。
- ・また、働きやすい職場環境づくりの支援や、新人看護職員等への研修の充実により離職防止や定着促進に取り組むとともに再就業準備講習会などにより、潜在看護師の復職を支援しています。

24 地域医療の確保

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 医療施設を新たに開設又は移転する場合における、災害時においても確実にその機能が発揮されるための立地基準や、地域住民との合意形成の必要性等を盛り込んだ指針の策定
- 医療機関の経営や地域医療の確保に悪影響を与えないよう、消費税率の引上げに伴う診療報酬の改定について、補てん状況の継続的な検証と、必要に応じた確実な診療報酬の配点方法の見直し
- 医療機関における物価高騰の影響について、診療報酬改定など全国一律の対策の実施
- 全国医療情報プラットフォームの早急な構築と、設備の導入及びサイバーセキュリティ対策に係る医療機関への支援の実施
- 地域において真に必要な病床の確保ができるよう、基準病床数の算定における都道府県知事の裁量拡大、基準病床制度の弾力的な運用及び未稼働病床の有効活用ができる制度の整備のほか、感染症病床の抜本的な見直し
- 地域の医療提供体制の状況を的確に把握するため、病床機能報告制度における機能選択基準の明確化
- 無免許のあん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう業者の取締りが徹底される制度の整備及び無免許の業者も含めた医業類似行為の広告に係るガイドラインの制定
- 新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、新興感染症等の発生及びまん延に備えて幅広い医療機関における患者の受入体制を強化するため、院内感染を防ぐための施設改修、医療機器の整備、医療物資の確保などの支援の実施

1 現状・課題

- ・ 静岡市清水区のJCHO桜ヶ丘病院は、現在、想定津波浸水域への移転工事が行われていますが、患者、医療従事者、県民の皆様の安全・安心のため、病院を新たに開設する場所は、想定津波浸水区域外であるべきです。

【県担当課】医療政策課・感染症対策課・新型コロナ対策企画課・新型コロナ対策推進課

- ・消費税率 10%への引上げを受け、令和元年 10 月から診療報酬の一部が引き上げられました。令和 4 年度の診療報酬改定では消費税分の上乗せ点数の見直しは行われませんでした。

＜医療機関の消費税の対応＞

- ・社会保険診療報酬：非課税
（診療に要した医薬品等の仕入れ代金や医療機器の購入代金：消費税課税）
 - ・非課税に対応した仕入税額控除が認められていない。
- 結果的に医療機関が消費税を負担

- ・医療機関が電力・ガス等の価格高騰の影響を受けていることから、医療提供体制の確保のためにも、医療機関の経営支援に継続的に対処するとともに、医療機関における物価高騰の影響について、診療報酬の改定など、国の一元的な対応が求められています。
- ・令和 5 年 6 月に公表された「医療DXの推進に関する工程表」では、保健・医療・介護の情報が共有可能な「全国医療情報プラットフォーム」を構築し、2025 年度からの運用開始予定となっています。
- ・医療機関における効率的な医療サービスの提供や医師の働き方改革にもつながるため、早急な運用開始が求められると同時に、設備整備やサイバーセキュリティ対策に係る医療機関における多額の費用負担が懸念されます。
- ・医療計画において設定する基準病床数の算定に当たっては、国において一律の算定式により病床の枠が定められ、都道府県の裁量は非常に少ない制度となっています。
- ・一方、地域医療構想における令和 7 年の病床の必要量において、今後、病床機能によっては充実させる必要がありますが、基準病床制度の下では既存病床数が基準病床数を上回る医療圏では増床に対応できないため、将来にわたって地域医療を確保することが難しくなります。
- ・また、病院の長期間稼動していない病床については、単なる返還だけでは、既存病床が基準病床を上回る圏域では有効な活用ができないことから、地域の医療を確保する観点から有効な活用を考える必要があります。
- ・併せて、今回の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、結核病床を含めた感染症病床のあり方についても、抜本的見直しを行う必要があります。
- ・病床機能報告制度において、機能を選択するに当たっての基準が明確でないため、地域医療構想における病床の必要量との比較において、真に不足する病床機能及びその病床数が判然としません。

【県担当課】医療政策課・感染症対策課・新型コロナ対策企画課・新型コロナ対策推進課

- ・「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（以下「あはき法」という。）」では、業務範囲が明確になっていないため、同法に違反して無免許で行っている者等の取締りが困難です。また、広告についても、法定の施術所については、「あはき法」及び「柔道整復師法」に基づき違反広告に対する指導を行っていますが、無免許業者の医業類似行為の広告については、不当景品類及び不当表示防止法等の一般的な規制しかなく、指導が困難な状況です。
- ・新興感染症等の発生及びまん延時に、迅速かつ適確に医療提供体制を確保するために、改正感染症法において新型コロナ対応のない医療機関も含めた幅広い医療機関と医療措置協定を締結することが規定されたことから、多くの医療機関が次の新興感染症等に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症と同規模の設備整備補助を継続する必要があります。

2 本県の取組

- ・静岡県病院協会に委託し、ICTの活用に関する検討会を開催するとともに、サイバーセキュリティに関しては、静岡県警と静岡県病院協会、静岡県医師会が協定を締結し、サイバーセキュリティ対策に係る情報提供などを実施しています。
- ・「地域医療構想調整会議」において、非稼働病棟を有する医療機関に対して、病棟を稼働していない理由や今後の運用見通しを確認しています。
- ・病床機能報告における「定量的基準」として、地域医療構想調整会議や関係者の意見を踏まえつつ、一定の基準を利用した本県独自の病床機能選択の目安（＝「静岡方式」）を提供しています。
- ・平成30年度から、「あはき法」や「柔道整復師法」に基づく届出済施術所であることがわかるように、「届出済証明ステッカー」を交付しています。
- ・新興感染症等の発生及びまん延時に備え、平時から病床等の確保などの取組を確実に推進するため、「県感染症予防計画」の改定作業を進めています。また、当該計画に新たに盛り込む数値目標に係る医療措置協定の締結に向けて、医療機関等と調整を進めており、これらの新たな取組により、有事に対応可能な体制の構築を図っているところです。

25 地域医療提供体制の整備に対する支援

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 医療提供体制推進事業費補助金に係る各都道府県の事業計画を踏まえた予算の確保・配分
- 地域の実態に即したドクターヘリ運航経費の格差の更なる是正のため、補助基準額の引き上げ
- 地域医療介護総合確保基金の予算配分において、在宅医療の推進及び医療従事者の確保に関する事業への配分の拡充
- 地域医療介護総合確保基金の活用にあたり、事業例や単価における全国標準設定の廃止など、地域の実情や状況変化に柔軟に対応できる制度への見直し
- へき地を含む市町村にある病院等への看護師、薬剤師等の派遣の見直し
- へき地の診療所に継続的に医師を派遣するへき地医療拠点病院を運営する社会医療法人に対する国による支援策の拡充
- こども救急電話相談#8000の24時間体制の継続及び広報の強化

1 現状・課題

- ・働き方改革関連法、改正医療法等に基づく、医師の時間外労働の上限規制が令和6年4月から開始されるなど、地域医療は様々な課題に直面しています。
- ・「医療提供体制推進事業費補助金」は、危機的な状況にある救急医療・周産期医療等の地域医療の提供体制を維持する上で不可欠な役割を担っています。
- ・「医療提供体制推進事業費補助金」について、令和5年度の国庫補助内示率は、各都道府県の事業計画額に対し全体で、69.0%（本県は66.4%）と、更に低い内示率となり、各都道府県の事業の執行に支障を来たすのみならず、医療機関等の運営にも影響を及ぼしています。
- ・救急医療の一端を担うドクターヘリについては、救命率の向上に高い効果を上げている一方で、基地病院間で年間の出動件数などに大きな差が生じていたことから、令和3年度から、基準額の算出が、年間飛行時間に応じて増加する仕組みとなりましたが、人件費や燃料費の高騰などへの対応が不十分であり、安定的な運航を維持するためには、基準となる年間飛行時間の更なる細分化や補助基準額の引き上げが必要です。

【県担当課】 医療政策課・地域医療課

- ・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、消費税増収分を活用した「地域医療介護総合確保基金」について、病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、介護施設等の整備、医療・介護従事者の確保・養成等が必要なことから、予算の十分な確保が必要です。
- ・地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備（区分1）に予算が重点配分されていますが、居宅等における医療の提供（区分2）やこれらを支える医療従事者の確保・養成（区分4）、勤務医の働き方改革の支援（区分6）は病床機能転換に先立って整備されるべき「受け皿」であり、むしろ優先して実施すべきものと考えます。
- ・また、区分間の額の調整ができないとされていますが、地域が抱える課題はそれぞれ異なることから、地域の実情に応じた予算配分及び区分間の額の調整を弾力的に認める仕組みが必要です。
- ・基金を充てて実施する事業は、地域における様々な課題解決のため、それぞれの地域の実情に応じた創意工夫に対応しやすい面があるにも関わらず、平成29年度からは標準事業例や標準単価が設定されるなど、さらに柔軟性を失う方向性が示されています。
- ・令和3年4月1日の労働者派遣法施行令の改正により、へき地にある病院等において看護師、薬剤師等について、労働者派遣が可能となりましたが、派遣先は、へき地保健医療対策等事業の対象区域を含む市町村全域とされています。
- ・昨年度は、派遣があった6件のうち、へき地保健医療対策等事業の対象区域への派遣は1件で、その他は指定都市の中心部であり、へき地保健医療対策等事業の対象区域を含まない市町村との間で、不合理な較差が生じています。
- ・へき地では民間の診療所も地域医療の重要な支え手となっていますが、高齢の医師も多く、今後、地域における医療提供体制を維持することができなくなる事が見込まれます。
- ・こうしたへき地の診療所に、へき地医療拠点病院を運営する社会医療法人が新たな医師派遣を行うためには、現行の法人税非課税以上の支援策が必要です。
- ・#8000については、令和4年10月の国通知に先立ち、本県では8月から24時間365日体制としており、新型コロナウイルス感染症拡大時の小児科医の負担軽減と子育て世代の不安の解消に大きな役割を果たしています。
- ・新型コロナウイルス感染症や新興感染症の動向は不透明であり、引き続き24時間化を行っていく必要があります。

【県担当課】医療政策課・地域医療課

- ・国では、平成28年から「それいけ！アンパンマン」による広報を展開していますが、夜間をイメージしたデザインのみであり、WEB動画にも対応していません。

2 本県の取組

- ・現在、全都道府県で56機のドクターヘリが運航されていますが、本県は全国に先駆けて2機体制の運航を実現し、平成24年度には、累計出動回数が全国で初めて10,000回を、令和元年5月には20,000回を超え、県内の救急医療、へき地医療に大きな効果を発揮しています。
- ・令和2年度までに、各基地病院のドクターヘリ格納庫整備を支援し、天候等の影響を受けない環境下での日常点検整備の実施により、安全性の確保や効率的な運用を行っています。
- ・本県においては、地域における実情を踏まえた取組を進めるため、県内の市町及び関係団体から、地域医療介護総合確保基金の事業提案を毎年度募集しています。
- ・また、各構想区域に設置した「地域医療構想調整会議」で、地域医療介護総合確保基金の活用状況等について情報共有するとともに、事業採択にあたっては関係者との協議を踏まえて決定しています。
- ・#8000については、令和4年10月の新型コロナウイルス感染症に対する体制強化の国通知に先立ち、24時間化、回線数増を実施するとともに、「それいけ！アンパンマン」を使用し積極的に広報に取り組んでいます。

26 がん対策の推進

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、がん検診受診率が低下しないよう国民及び検診受診機関等に対する更なる普及啓発
- 早期発見・早期治療により、がんによる死亡率を下げるための未受診者対策の強化など、がん検診受診率向上に効果がある取組に係る補助事業の継続実施
- 職域のがん検診の実施状況を把握するシステムの構築
- がん患者が病気を乗り越え、自分らしく生きるためのアピアランスケア（外見の変化を補完）に係る助成制度の創設
- 妊孕性温存に係る助成制度の支援内容の拡充
- 介護保険制度が適用されない40歳未満の若年がん患者の居宅サービス等に要する経費に係る支援制度の創設

1 現状・課題

- ・本県の令和4年のがん検診受診率は、胃がん43.2%、肺がん54.4%、大腸がん48.3%、乳がん45.9%、子宮頸がん44.0%（国民生活基礎調査）で、県がん対策推進計画に定める目標（肺がん60%以上、その他50%以上）に及んでいません。
- ・また、新型コロナウイルス感染症の影響による県民のがん検診受診控えなどにより、受診率が低下しました。がん検診受診者数は、感染流行前の状況に概ね戻りつつあるものの、受診率の完全回復には至っていません。
- ・静岡県がん検診精度管理委員会において、職域におけるがん検診では、対象者や受診者数等を把握する仕組みがなく、実情が不明であり、職域におけるがん検診の精度管理を行うために、実態を把握する仕組みが必要との意見があります。
- ・抗がん剤の投与などのがん治療により、抜け毛等の外見の変化に伴う悩みががんを克服して人生を取り戻す妨げになっているため、治療に伴って生じる身体的・精神的な負担を軽減することが重要です。その対応策として、ウィッグや人工乳房などの医療用補整具の購入がありますが、がん患者にとって重い費用負担であり、また、住んでいる地域で差異が生じないよう全国一律の助成制度の創設が必要です。

【県担当課】 疾病対策課

- ・令和3年4月より、国が「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業を開始しましたが、がん患者の利便性と負担の軽減を図るため、支援内容の拡充が必要です。
- ・40歳未満の終末期のがん患者が居宅サービスを利用した際、介護保険制度が適用されず、家族に重い負担を掛けることになるため、生活支援を行うための全国一律の支援制度の創設が必要です。

2 本県の取組

- ・静岡県がん対策推進協議会で、新型コロナウイルス感染症の影響による市町がん検診受診者数の低下の状況を示すとともに、市町や検診実施機関及び関係団体等に対して、がん検診受診率が低下しないよう要請しています。
- ・市町等に対し指導、助言等行う静岡県がん検診精度管理委員会を設置しています。
- ・令和元年度から、妊孕性温存治療、医療用補整具購入費用、在宅療養生活に係る助成制度を実施する県内市町を対象とした補助制度を導入し、県と市町の協働で、がん患者の支援に取り組んでいます。

27 難病対策の充実

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 医療費助成制度の運用経費について、各都道府県の受給者数等に応じた予算の確保
- 医療費助成の対象となる指定難病の拡大
- 軽症高額該当基準制度の見直し
- 特定医療費の支給認定有効期間の見直し
- 一次診断機能を付与したシステムの構築
- 欧米等の患者データベースと協調した国際連携による開発研究の推進
- 難病患者に対する就職支援・職場定着支援施策の更なる拡充
- 風水害など災害時における事前を含めた「避難入院」の推進

1 現状・課題

- ・医療費助成の運用経費については、対象疾病の拡大に伴う関係者への周知や対象患者の増加に伴う受給者証交付事務に係る経費が補助対象となっておらず、都道府県の大きな負担となっています。
- ・難病は極めて種類が多いことから、疾病によっては研究を行う研究班が存在しないものもあり、その場合には指定難病の検討の俎上に載らないことから、医療費の負担が大きく困っている患者も多くいます。
- ・軽症者は医療費助成の対象外ですが、軽症高額該当基準（指定難病に係る医療費総額が33,330円を超えた月数が、申請日の属する月以前の一年以内に3月以上ある場合）に該当する者は医療費助成の対象となります。現行制度では、月毎の医療費総額は小額ですが、年額では軽症高額該当基準以上の医療費を支払っている者が対象外になるという不平等が生じています。
- ・難病患者は高齢者が多く、身体障害等の症状のため毎年更新手続きをすることが負担となっています。
- ・特定医療費支給認定に係る診断基準等の審査は、全国で統一性、公平性を保つ必要があります。また、各都道府県では審査を手作業で行っており負担となっています。

【県担当課】 疾病対策課

- ・疫学的情報の収集や病態解明・治療方法の開発研究を推進するためには、治験に資する情報等を国際的に共有できるようにすることが必要です。
- ・障害者手帳を持たない難病患者は障害者雇用率の対象外であり、就職に結びつかないことがあるため、難病患者に対する就職支援・職場定着支援施策の更なる拡充が必要です。
- ・近年、台風等によって甚大な風水害がもたらされ、その結果として、停電浸水などにより、在宅人工呼吸器装着者が緊急避難をせざるを得ない状況が発生しており、患者の安全を確保するためには、居住地域の非常用電源を有する医療機関への事前を含めた避難入院が的確な対処法です。しかしながら、地域包括ケア病棟入院料などの算定施設以外は、高額な患者負担が生じることから、診療報酬上の対応が必要です。

2 本県の取組

- ・指定難病の対象疾病数の増加に伴い、本県においても、受給者証交付等に係る経費が大きな負担となっています。

当初予算における受給者証交付等に係る経費の推移 (単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者交付等に係る経費	7,023	6,414	6,414

- ・本県では、国が定める指定難病として未指定の、橋本病及び突発性難聴について、独自に医療費助成を行っています。

特定疾患治療研究事業（県指定）予算額の推移 (単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定疾患治療研究事業（県指定）	28,000	25,000	25,000

- ・本県では、静岡県難病相談支援センターにおいて、難病患者からの就労に関する相談に応じています。

静岡県難病相談支援センターにおける就労に関する相談実績 (単位：件、人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
就労に関する相談件数	延べ件数	54	76	85
	実人数	38	32	29

28 移植医療対策の推進

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 骨髄提供を行える環境を整えるためのドナー助成制度の創設
- 自治体が臓器移植推進のために行う臓器移植コーディネーターの増員や資質向上などの体制強化に係る補助事業の創設

1 現状・課題

- ・本県の骨髄移植ドナー登録者数は、令和5年7月末現在、9,099人であり、登録対象人口千人当たり6.04人と全国平均の10.02人を下回り、全国46位となっています。
- ・年齢階層別では、40代の比率が高く、10代、20代の若年層の比率は計11%と、全国平均の17.2%を大きく下回っていることから、若年層の登録者数の増加は喫緊の課題であり、骨髄提供に伴う経済的損失を補てんする全国一律の助成制度は、若年層のドナー登録増加のためにも必要です。
- ・本県の脳死下での臓器提供者数は、令和4年度は7例で、人口100万人当たりの臓器提供者数は1.96人と全国平均0.62人を上回っており、県臓器移植コーディネーターの業務負担が大きくなっています。今後、臓器移植の増加に伴い、臓器提供の可能性のある案件に適時適切に対応していくためには、臓器移植コーディネーターと協力病院が密接に連携していくことが重要であり、また、複数の臓器提供が同時に発生する事態も想定されることから、臓器移植コーディネーターの増員やその資質向上といった臓器移植推進体制の強化を財政的に支援する仕組づくりが必要です。

2 本県の取組

- ・県内8箇所に登録窓口を設け、県民の方々のドナー登録を促進しています。
- ・毎年10月の骨髄移植推進月間における街頭キャンペーンの実施や、成人式会場でのドナー登録の案内の実施等、ドナー登録者の拡充に積極的に取り組んでいます。
- ・本県では、令和4年度に、ドナー登録者及びその勤務先に助成を実施する市町に対し、その費用の1/2を補助する制度を創設しました。令和5年8月31日現在、全35市町中29市町が、上記の助成制度を創設しています。
- ・県臓器移植コーディネーターは、毎月、院内移植コーディネーターを集めた協議会の開催や、臓器移植推進協力病院への巡回指導等を行っています。

【県担当課】 疾病対策課

29 災害時の透析医療体制の確保

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 災害時における透析施設と行政機関との連携構築に関する地方の取組を円滑に進めるための指針等の策定
- 透析施設を県境をまたいで利用する患者への局地災害時における対応方針の策定
- 災害時に備えた透析施設への自家発電設備の整備に対する助成の創設

1 現状・課題

- ・血液透析の場合、1週間に2～3回程度、定期的に透析を行う施設に通う必要があります。
- ・令和4年9月に発生した台風15号の際に、複数の透析施設において停電や断水が発生しました。この際は、地域施設の相互連携により、無事に透析治療を行うことができましたが、反省点として、平時における行政機関と透析施設との連携が不十分な地域では、災害時に行政機関の支援が迅速に行われなかった点等が挙げられることから、平時からの透析施設と行政機関との連携強化が必要です。
- ・令和3年7月に発生した熱海市伊豆山地区の土石流災害において、本県の透析施設への交通アクセスが遮断され、隣県から当該施設を利用する患者についても被災地の保健所が受入れ先の調整に関する対応を求められ、混乱をきたしました。局地災害発生に備えて、県境をまたいで透析施設を利用する患者の方々が、安心して人工透析を受けられるよう、国において全国的な対応方針の策定が必要です。
- ・自家発電設備が未整備の透析施設の中には、費用が高額なため導入できていない施設もありますが、非常用電源が確保できないことにより、透析に必須である給水にも支障をきたす恐れもあることから、災害時の透析医療体制を確保していくためにも、透析施設への自家発電設備整備に係る助成制度の創設が必要です。

2 本県の取組

- ・ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）へ県内の透析医療機関の情報を平常時から登録してもらい、災害時に自施設の情報を入力してもらうことにより、その情報を透析医療機関、保健所、市町、静岡県腎友会（患者会）で共有しています。
- ・災害時における透析施設間の透析支援体制の確立については、二次医療圏域毎に地域災害医療対策協議会等の活用により検討を進めています。

【県担当課】 疾病対策課

30 健康寿命の延伸に向けた取組の充実

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 健康増進法における受動喫煙防止対策を円滑に進めるため、指導・監督体制を確保するための財政措置・技術的支援
- 健康経営に取り組む企業に対するインセンティブ（税制、入札資格、金利の優遇等）制度の創設
- 社会健康医学の研究に役立てるため、国家レベルでの健診・医療・介護データ基盤（NDB）の早期構築

1 現状・課題

- ・健康寿命の更なる延伸のためには、生活習慣病対策が重要であり、県民の三大疾病である「がん」「心臓病」「脳卒中」のいずれにも影響があるたばこ対策は、喫緊の課題です。
- ・健康増進法の改正により、特定施設の管理権原者に対し、都道府県知事が立入検査を実施し、指導・勧告・命令等を行うこととされましたが、受動喫煙防止対策を進めるためには、特定施設への指導・監督体制を確保する必要があります。
- ・「健康経営」を実践する企業が増えつつありますが、中小企業を含めたより多くの企業が健康づくりを積極的に行うよう後押しする健康経営に取り組む企業に対するインセンティブ（税制、入札資格、金利の優遇等）制度の創設など、環境整備が必要です。
- ・健康寿命の更なる延伸のためには、健診・医療・介護に関する幅広いデータの分析など、科学的知見に基づく効果的な健康施策を推進していく必要があります。

2 本県の取組

- ・健康寿命が全国トップクラスである本県では、引き続き県民の健康寿命の更なる延伸を目指し、生活習慣の改善等を図る「ふじのくに健康長寿プロジェクト」を推進しています。
- ・県民の更なる健康寿命の延伸を図るため、健康増進法及び静岡県受動喫煙防止条例に基づき、飲食店における禁煙・分煙・喫煙可の店頭表示の義務化などの受動喫煙

【県担当課】健康増進課・健康政策課

防止対策に取り組んでいます。

- また、企業の経営手法である「健康経営」の視点を取り入れ、令和2年度からは健康無関心層、特に働き盛り世代への働き掛けを強化した健康づくりを推進しています。
- 平成30年度から、社会健康医学の研究として、県内市町の国民健康保険及び後期高齢者医療保険に係る健診・医療データ並びに市町の介護保険に係るデータの分析を行ってきました。
- 令和3年度に開学した静岡社会健康医学大学院大学では、医療ビッグデータ、疫学、ゲノムコホートを3つの柱とし、長期間にわたり健康課題を究明する研究を進めています。

31 持続可能な国民健康保険制度の構築

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 国の責任による、将来的な医療費の増加に耐え得る十分な財源の確保
- 保険者努力支援制度の都道府県分評価指標の一人当たり医療費に係る評価の配点の引上げ

1 現状・課題

- ・国民健康保険の制度改革により、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として参画し市町村と共同運営が始まりましたが、高齢化の進展等に伴う医療費の増加に耐えられる財源の確保と医療費の適正化が課題です。
- ・公費拡充の一環として創設された保険者努力支援制度においては、各都道府県の医療費適正化の努力を促すためにも、年齢調整後の一人当たり医療費に係る評価の配点を引き上げる必要があります。

○ 「保険者努力支援制度」配点

一人当たり医療費が低い場合（20点）より、前年度から一定程度改善した場合（40点）の配点が高くなっており、これまでの努力で常に低い医療費水準を維持している都道府県では、更なる改善が困難であり、得点しにくい配点となっている。

2 本県の取組

- ・本県では、長年にわたり、県民の健康づくりや介護予防活動などの取組に努めてきた結果、一人当たり医療費の低水準を確保してきました。

< 一人当たり医療費の全国比較（市町村国保） >

（単位：円）

年度	本 県		全 国			
	一人当たり医療費	順位(低額順)	一人当たり医療費	1位(低額順)	47位(低額順)	
R1	370,509	12	378,939	331,200 東京	471,489 島根	
R2	364,857	12	370,881	322,973 東京	469,574 島根	
R3	386,992	13	394,729	344,117 茨城	488,549 島根	

※国民健康保険事業年報

32 民生委員・児童委員の担い手確保

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

○ 民生委員・児童委員の担い手確保に向けた委員活動の負担軽減、活動環境の整備及び現行制度の抜本的見直しに向けた検討

1 現状・課題

- ・ 民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の選任に当たっては、市町や自治会等がそれぞれ選任者の人選に努力していますが、高齢者雇用安定法の改正等を背景に60歳以降も就労される方が増加したことなどにより、本県の令和4年改選時の充足率は96%に留まっています。
- ・ 現場からは、活動費の充実や民生委員の活動範囲及び役割の明確化といった活動環境の整備に関するもののほか、担い手確保のため、年齢基準の撤廃や民生委員に対する報酬の支払い、任期の見直し、民生委員活動と就労の両立が可能な体制整備など、現行の民生委員制度の抜本的な見直しを求める声が上がっています。
- ・ 支援ニーズの多様化により民生委員活動の負担感が増大し、民生委員のいない地区等が生じています。さらに、定年延長等による就労者の増加に伴い、担い手の確保が困難になっていることから、民生委員・児童委員協力員の配置などにより活動の負担軽減と働きながら活動できる環境整備が必要です。
- ・ 県民生委員児童委員協議会からは、地域共生社会を実現するためには、企業が民生委員に就任している従業員を支援するとともに、企業が地域福祉の一翼を担うことを認識していただくことが重要であるとの意見をいただいています。

2 本県の取組

- ・ 本県では、地域住民の相談を受け、関係機関につなぐ民生委員の活動を推進するため、民生委員への研修や活動についての広報等を実施しています。また、令和元年12月から民生委員・児童委員協力員制度を創設、これまで239人の協力員を配置することで負担軽減を図っています。
- ・ 静岡県民生委員児童委員連絡協議会と現場の課題や担い手確保策等について定期的に意見交換するとともに、研修や広報・啓発活動の充実にに向けた取組を強化しています。

【県担当課】 地域福祉課

33 晩年における医療・ケアに関する希望を叶えるための環境づくり

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 人生の晩年や末期^{まっご}に関する本人の意思を表明した書面について、法的な効力を高める措置
- 身近な医療従事者であるかかりつけ医が、晩年の治療に関する本人の意思をカルテに記載する仕組みの構築

1 現状・課題

- ・医療従事者は、本人の意思を表明した書面がない場合、本人が望まない場合であっても人工的水分・栄養補給法や胃ろう等の延命治療をしなければならない場合があります。
- ・本人の意思を表明する書面がある場合でも、現状は法的有効性が不十分であることから、医療従事者は、患者の治療の中止を巡って本人以外の意思にさらされる可能性があります。
- ・法的有効性を高めるためには、かかりつけ医によるカルテへの記載も本人の意思を残す有効な手段と考えられますが、取組は進んでいません。
- ・同様に、本人の意思を表明する書面の公正証書化も考えられますが、一般に馴染みが薄いことから、行政が手続を支援するなど、公正証書化に取り組みやすくなる仕組みづくりが必要です。

2 本県の取組

- ・平成31年3月に医療・介護従事者、行政、NPO、ジャーナリズム、文化研究者等による「人生の最終段階における医療・ケアの在り方」に関する検討会を設置し、令和3年3月、3年にわたる議論を取りまとめた提言書「人生100年時代における自分らしい晩年そして末期のために」が県に提出されました。
- ・提言書を県ホームページで公開し、本人の意志を表明するために検討会が新たに提案した書式「生きかた死にかたー私のこだわり覚え」をダウンロードできるようにしています。
- ・令和3年度以降は、医療・介護従事者向け、県民向けにセミナーを開催するなど、ACP（Advance Care Planning いわゆる「人生会議」）や意思表示書に関する普及啓発を図っています。

【県担当課】医療政策課

34 認知症とともに暮らす地域づくりの推進

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 認知症施策展開の拠点となる認知症疾患医療センターの運営等に対する支援の継続
- 認知症の人が起こした事故の損害賠償に対する支援制度の創設
- 介護者を温かく見守り支える「やさしい社会」をつくるため、本県が作成した「介護マーク」の全国普及の一層の推進

1 現状・課題

- ・高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の急速な増加が見込まれる中で、若年性認知症の人への支援も含めて、認知症施策の推進は、重要です。
- ・本県では、令和元年6月に国が策定した「認知症施策推進大綱」に沿って、令和3年3月、「認知症とともに暮らす地域づくり」を柱の一つに掲げ、「第9次静岡県長寿社会保健福祉計画」を策定しました。
- ・認知症疾患医療センターでは、国庫補助金等を活用し、早期発見、早期対応を基本として、地域の実情に応じた取組を実施しており、認知症施策展開の拠点となる同センターの運営等に対して継続した支援が必要です。
- ・また、認知症の人が起こした事故などにより、第三者に負わせた損害を家族等が損害賠償を求められる事態に備え、民間保険を活用した事故救済制度をはじめとした対策も求められています。
- ・さらに、在宅高齢者をはじめ、地域で援護を要する人を、家族だけでなく、地域で共に支え合う体制づくりや、在宅で介護する人がより介護しやすい環境を整備する必要があります。

2 本県の取組

- ・本県では、県内全ての2次保健医療圏域に認知症疾患医療センターを計15か所指定するとともに、医療と介護の連携を強化するため、認知症サポート医リーダーを養成して多職種連携を促進し、適時・適切に切れ目なく医療・介護等が提供されるよう、取り組んでいます。

【県担当課】福祉長寿政策課

- ・また、認知症疾患医療センター等が、認知症サポート医リーダーと連携し、地域に出向き、相談や予防に対する助言を行うなど、認知症施策を地域包括ケアシステムの中心となる施策として位置づけ、地域の実情に応じた、認知症の人を支える体制づくりを推進しています。
- ・さらに、認知症の人が行方不明時に早期発見・保護できるよう、見守りが必要な人を全ての市町が事前登録し、所管の警察署と共有する取組を推進しており、一部の市町では、事前登録と併せて、認知症の人の事故を補償する民間保険への加入を支援しています。

＜認知症の主な取組（令和2年～令和4年度）＞

年度	認知症疾患医療センター		認知症サポート医養成	認知症サポート医リーダー養成
	鑑別診断	相談対応		
2	2,137件	11,500件	346人(H17～R2)	149人(H29～R2)
3	2,149件	11,607件	26人	20人
4	—	—	25人	12人
合計	—	—	397人	181人

- ・県では、介護中であることを周囲に知らせるための「介護マーク」を制定し、平成23年4月から県内各市町で配布しています。

＜介護マークの配布数推移＞

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
配布数	1,151	1,217	963	712	579	291	312
累計	22,865	24,082	25,045	25,757	26,336	26,627	26,939

35 介護保険制度の円滑な推進

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 介護報酬の引き上げ
 - ・ 介護職員等の給与の適切な水準への引き上げ
 - ・ 職員の資格、経験を適切に反映した介護報酬の改定
 - ・ ユニットケアに対する人員配置に見合った介護報酬の引き上げ
 - ・ 居宅介護サービス計画費及び介護予防サービス計画費の引き上げ
 - ・ 大規模修繕に対応するための引き上げ
 - ・ 地域密着型介護福祉施設サービス費の引き上げ
 - ・ 介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算の見直し
 - ・ 訪問介護の介護報酬の引き上げ
 - ・ 介護サービス事業所等における物価高騰の影響に対応する介護報酬の引き上げ
 - ・ 外国人介護職員に係る加算の創設
- 低所得者対策の一層の充実
 - ・ 低所得者対策の一層の充実を図るとともに、特に所得の低い方でも老人保健施設や介護医療院などの施設サービスを受けられるような負担軽減措置の充実
 - ・ 所得の低い方でも認知症対応型共同生活介護サービスや小規模多機能型居宅介護サービスの宿泊サービスが利用できるような負担軽減措置の充実
- 介護保険料の上昇を抑制するための公費負担の充実
- 財政調整交付金の調整事由に介護サービスの供給量を加味する等の見直し
- 介護支援専門員の国家資格化
- 在宅で安心して生活できるよう、居宅サービスの支給限度額の引き上げ
- 集合住宅の運営法人与同一法人（関連法人含む）が運営する居宅介護支援事業所について、当該集合住宅の入居者における介護保険利用者数の上限割合の設定及び居宅介護支援費の見直し
- 指定等の欠格事由に該当する事業者の役員等の範囲の拡大
- 地域包括支援センターに係る予算措置の充実
 - ・ 地域包括支援センターへの人員配置増加や要支援者の介護予防サービス支援計画書作成費用の増額等、予算措置の充実

【県担当課】 福祉長寿政策課・介護保険課・福祉指導課

- 市町独自の高齢者福祉事業が円滑に展開できるよう、地域支援事業交付金の対象範囲の拡大及び市町が単独で事業を実施するための財政措置の充実
- 地域医療介護総合確保基金による施設整備にかかる十分な財源の確保及び大規模修繕に係る補助条件の緩和
- 外国人介護職員受入のための支援
 - ・ E P A（経済連携協定）による介護福祉士候補者について、在留期間を延長できる対象者の拡大及び受入施設の負担軽減措置
 - ・ 外国人留学生への奨学金に係る補助対象期間の拡大
- 介護福祉士修学資金貸付事業の制度見直し
- 介護人材の確保・育成を図るための財源の確保
- 地域医療介護総合確保基金（介護分）を活用して実施する介護人材の養成、確保、定着支援事業について、対象事業を限定せず、都道府県の裁量により主体的に取り組むことができる措置
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の設置促進策の充実
- 訪問リハビリテーションの指定要件の緩和
- 介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費に係る自治体負担の軽減
- 訪問看護の安全対策・ハラスメント対策の充実

1 現状・課題

- ・ 介護保険制度は、制度創設以来 23 年が経過し、高齢者の生活には不可欠のものとなっていますが、今後の高齢化の進行に伴い、利用者に必要なサービスの提供が確保されることに加え、介護保険がより利用しやすい制度となるよう、利用者に対する配慮が必要です。
- ・ 老朽化している施設が増加している中、創設（建て替え）だけでなく、既存施設の長寿命化も進めていくことが必要です。
- ・ 介護職場での人材不足は深刻であるため、介護報酬の引き上げや介護職員処遇改善交付金、介護職員処遇改善加算などにより介護職員の処遇改善が図られていますが、介護職員の確保のためには、更なる介護報酬の引き上げや支援の継続が必要です。
- ・ 令和 4 年度以降の電力・ガス・食料品等の物価高騰に対し、地方創生臨時交付金を活用した支援が行われていますが、物価高騰は全国的かつ継続的な課題であることから、介護報酬に物価高騰分を盛り込み、恒久的かつ全国一律で物価高騰に対応す

【県担当課】 福祉長寿政策課・介護保険課・福祉指導課

る必要があります。

- ・外国人介護職員の採用・育成にはコストがかかり、また、指導担当者の負担が大きいため、外国人介護職員の雇用に踏み切れない事業所もあることから、外国人介護職員の配置に係る加算の創設などの対策が必要です。
- ・介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の就労予定先の介護施設等が負担する奨学金等の費用の一部を助成する制度について、当県の日本語学校の中には、介護専門コース（2年間）のある学校が存在していることから、日本語学校生の補助対象期間を2年にするなどの対応が必要です。
- ・介護サービス事業所等サービス提供体制確保事業は、地域医療介護総合確保基金を財源として、感染者が発生した高齢者福祉施設等におけるかかり増し経費の補助を行っていますが、令和4年度は感染者が急増したことに伴い、補助額が急激に増加しました。地域医療介護総合確保基金の積立には県負担額を伴い、今後の感染状況によっては、予算確保が難しくなる事態も懸念されることから、高齢者福祉施設等が万全の体制で感染対策や施設内療養に取り組める財源措置が必要です。
- ・利用者からの暴力・ハラスメントに悩まされる訪問看護事業所は、県が行った実態調査で多く報告されていますが、複数名訪問を行う事で暴力・ハラスメントの防止に繋がります。

2 本県の取組

- ・必要なサービスの安定提供のため、人材の確保に加え、能力・資格・経験に応じた給与・処遇体系を定める「キャリアパス制度」の導入支援などにより、介護職員が将来展望をもち、長く働くことができる働きやすい職場環境を整備してきました。

<県所管の介護サービス事業所に係る介護職員処遇改善加算届出等の実績>

	対象事業所	届出事業所	加算届出率	キャリアパス要件Iの割合
H30	2,139	1,903	89.0%	92.7%
R 1	2,157	1,921	89.1%	93.8%
R 2	2,142	1,968	91.9%	93.5%
R 3	2,175	2,026	93.1%	96.3%
R 4	2,183	2,045	93.7%	94.0%

* キャリアパス要件Iの割合…職位職責に応じた給料表等の整備をしている事業所の割合

- ・本県では、いつでもどこでも誰でも必要な施設サービスを受けられるよう、静岡県長寿社会保健福祉計画に沿って、計画的な介護保険関連施設等の整備を促進してきました。

【県担当課】福祉長寿政策課・介護保険課・福祉指導課

- ・将来的に必要とされる介護・福祉人材の確保のため、若年層を中心とした県民の介護・福祉の仕事に対する理解を深めるとともに、多様な人材の新規就労や、待遇改善や介護業務の効率化による職員の負担軽減等を通じた職場定着を促進してきました。
- ・令和4年度以降、物価高騰（光熱費、燃料代等）の影響を踏まえ、施設種別ごとに単価を設定し、影響額の一部を支援しています。
- ・外国人介護職員の新規就業の促進のため、海外合同面接会や、外国人留学生に対し介護事業所が負担する奨学金の一部を県独自で支援するとともに、日本語研修の実施等により職場定着を促進しています。
- ・令和2年度以降、介護サービス事業所等サービス提供体制確保事業を実施しています。
- ・訪問看護に係る暴力・ハラスメント対策として、県訪問看護ステーション協議会に委託し、訪問看護事業所等向けの暴力ハラスメントへの対応や防止方策についての研修会を実施しています。

36 障害者支援施策の充実

[要望・提案先：内閣府・文部科学省・厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 障害のある人が地域で安心して暮らすことができる社会を目指して、地方公共団体及び障害者団体の意向を踏まえた以下の点に関する適切な対応[厚生労働省]
 - ・ 所得の少ない障害のある人に対するサービス利用料等の減免措置や障害年金制度など、障害のある人への所得保障のあり方
 - ・ 地域の相談支援体制の充実及び相談支援事業者に対する報酬単価等の経営基盤を含めた支援制度の充実
 - ・ 事業者の経営基盤の安定化（特にグループホームや就労継続支援B型などの事業所の運営実態に即した報酬単価の改善）や触法行為者及び重症心身障害児者など支援が困難な利用者への対応など支援制度の充実
 - ・ 専門性の高い従事者の養成制度や支援環境の充実など障害種別に応じた支援システムづくり
 - ・ 障害のある人が必要とする支援が受けられる支給決定手続の導入及び支給決定基準の明確化並びに市町の障害者自立支援給付に係る超過負担の解消
 - ・ 利用者の利用要件の見直し（特に特別支援学校卒業者のサービス選択に制限があることや施設入所要件など見直し）
 - ・ 移動支援や日常生活用具等給付など地域生活支援事業を安定的に実施するため、市町の事業実績に見合った十分な財政的な裏付け
 - ・ 工賃向上計画に基づいた取組を推進するため、都道府県の事業実績に見合った十分な財政的な裏付けと円滑な事業執行のための早期内示
 - ・ 就労選択支援の円滑な導入のため、人員・体制の確保に十分な報酬単価の設定
- 障害者手帳のカード型の導入に伴う十分かつ恒久的な財政的支援と国による障害のある人、各種関係団体等への周知[厚生労働省]
- 発達障害児者の実態調査の実施[厚生労働省]
- （仮称）発達障害者手帳制度の創設[厚生労働省]
- 発達障害の早期発見、早期支援を実現するため、乳幼児健診等におけるアセスメント手法の開発[厚生労働省]
- 発達障害を診断できる専門医の早期養成[厚生労働省]

【県担当課】 障害者政策課・障害福祉課・スポーツ振興課

- 児童発達支援センターにおける障害のある子どもへの食事提供方法について、施設内調理以外の方法への緩和[こども家庭庁]
- 発達障害に対応する就労移行支援事業所への支援など就労支援の充実
[厚生労働省]
- 医療的ケア児支援センターの設置など、医療的ケア児支援法で求められる措置に対応するために必要な情報の提供及び十分な財政的な裏付け [こども家庭庁]
- 高次脳機能障害の医学的リハビリテーション後の連続した支援体制の充実
[厚生労働省]
- 障害のある人が必要とする情報の十分な取得・利用と、円滑な意思疎通が確実に
行われるための関係者への周知と財源の保障[厚生労働省]
- 精神保健福祉手帳の交付を受けた人に対するJR等旅客運賃、有料道路通行料
金等の他手帳と同等の割引の適用[厚生労働省]
- 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金など障害福祉サービスの提供基盤の整
備に対する財政支援の充実及び着実な実施に向けた早期内示[厚生労働省]
- 障害のある人の社会参加を促進するため、障害者スポーツの振興施策の充実
[厚生労働省・文部科学省]
- 精神保健福祉法の改正に伴い、入院者訪問支援事業の新設や虐待通報の義務化
への対応など、新たな事務負担に対する財政措置の充実[厚生労働省]
- 精神障害者が安心して在宅で生活するための精神科救急医療体制を整備する
ため、都道府県の要望に即した国庫補助金の配分[厚生労働省]
- 措置入院に係る手続や措置入院者の退院後の支援について、地方自治体への財
政支援の充実及び退院時措置入院以外の者に対する本人負担分への助成制度
の創設[厚生労働省]
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律への民生委員の協力に係る規定の
追加及び精神保健福祉相談員に係る規定の充実[厚生労働省]
- 災害拠点精神科病院に係る診療報酬への加算等制度の創設[厚生労働省]

1 現状・課題

- ・ 障害に対する社会の理解不足が障害のある人の自立と社会参加を阻む要因の一つです。
- ・ 障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、乳幼児期から高齢期に至るまでのそれぞれのライフステージにおいて、個々の障害特性に応じたきめ細かな支援が必要です。

【県担当課】 障害者政策課・障害福祉課・スポーツ振興課

- ・障害のある人の自立を支援するためには、障害のある人自身の力を引き出すエンパワーメント施策の充実や社会全体のユニバーサルデザイン理念の普及・定着が必要です。
- ・平成 25 年 4 月の障害者総合支援法の施行により、障害福祉サービス等の対象に「難病患者等」が追加され、平成 30 年 4 月に施行された改正障害者総合支援法に基づき、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が進められています。
- ・旧障害者自立支援法については、特別対策や緊急措置などが行われたほか、平成 24 年度まで幾度かの利用者負担軽減措置が行われ、障害福祉サービス報酬改定も定期的に実施されています。
- ・これまでも障害福祉サービスの利用者負担軽減措置が講じられてきましたが、他の制度の負担も含めて所得の少ない障害のある人に対する負担のあり方や、障害基礎年金の公平な給付など、所得保障の検討が必要です。
- ・障害のある人の地域生活を支援するためには、必要な障害福祉サービス等を利用できるように相談支援体制の充実を図るとともに、サービスを提供できる基盤の計画的な整備が必要です。
- ・平成 27 年度からは障害福祉サービスを利用する全ての障害のある人にサービス等利用計画を作成することとなっていますが、基本相談に係る報酬が算定されていないなど、計画策定に当たっての相談支援事業所への負担が大きいため、相談支援事業所に対するより一層の支援の仕組みが必要です。
- ・一方、障害福祉サービス提供事業者は、個別支援計画を作成し、均質なサービスの提供を行うこととなっていますが、それぞれの障害特性や個人の個性に合わせた必要な支援を行っているとは言えないのが現状であり、画一的でない、障害のある人が必要とする支援が受けられるきめ細かなシステムの構築が必要です。
- ・障害のある人が自ら受けたいサービスを選択できるよう、自己選択・自己決定ができるシステムづくりと、進路やサービスについての多様な選択肢の提供が必要です。特に障害支援区分や就労経験の有無などによって利用できるサービスが制限されない、自ら望むサービスが提供されるシステムづくりが不可欠です。
- ・障害のある人の移動支援や日常生活用具等給付は、日常生活上不可欠なもので障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置付けられていることから、地域格差を生じさせることなく適切な水準を確保し、安定的に事業を実施するため、十分な財政的支援が必要です。
- ・障害のある人の地域生活を支援するためには、経済的な基盤となる工賃水準の向上が必要であることから、工賃向上計画に基づいた取組を推進し、安定的に事業を実

施するための財政的支援と円滑な事業の執行が必要です。

- ・令和4年12月の障害者総合支援法改正により創設されることとなった就労選択支援が円滑に導入されるためには、十分な財政的支援が必要です。
- ・障害者手帳のカード型の導入は、新たな財政負担を強いるものであることから、十分かつ恒久的な財政的支援と、国の責任において障害のある人、各種関係団体等への周知が必要です。
- ・発達障害者支援法の一部改正が平成28年8月1日に施行され、発達障害者に対する支援の一層の充実が図られることとなりました。
- ・発達障害児者に必要な支援を効率的に行う体制を整備するためには、発達障害児者の実態把握を行う必要があります。また、支援が必要な発達障害児者の把握のためには、発達障害の特性を反映した手帳制度の創設が必要です。
- ・発達障害は、早期発見、早期支援が重要であるため、発達障害を診断可能な医師の確保、発達障害の早期発見、早期支援を実現するためのアセスメント手法の開発や人材を養成する必要があります。
- ・発達障害児の療育に当たって、地域における中核的な支援機関となる児童発達支援センターの設置促進により、障害児及びその保護者がより身近な地域で専門性の高い療育を受けられる体制の構築が必要ですが、県内の市町や圏域における設置は進んでいません。設置の障壁となっている施設の設備基準が緩和される必要があります。
- ・知的障害を伴わない発達障害者は、現在の障害者支援策では適切な支援が受けられず、職場に定着することが困難なため、成人期における就労支援体制の充実が必要です。
- ・「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年9月に施行され、国や地方公共団体の責務が定められました。都道府県には医療的ケア児支援センターの設置等が求められておりますが、令和5年度の国の予算における地方公共団体への財政措置についての具体的な情報が無いため、同庁の予算の詳細を明らかにしていただく必要があります。
- ・高次脳機能障害の医療から就労等社会復帰までの連続したケアを行うための支援体制の充実が必要です。
- ・「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が令和4年5月に施行され、障害のある人全てがあらゆる分野の活動に参加するために、情報の取得利用と円滑な意思疎通に係る施策を総合的に推進することとされていますが、地域格差を生じることなく安定的に事業を実施するには、国による民間事業者等関係者への周知と十分な財政支援が必要です。

【県担当課】 障害者政策課・障害福祉課・スポーツ振興課

- ・精神保健医療福祉の改革ビジョンに基づく、「入院医療中心から地域生活中心へ」という精神保健福祉施策の基本方策の実現に向けて、精神障害者の地域移行に取り組んでいます。
- ・障害者手帳の交付を受けた人は、様々な福祉サービスを受けることができますが、精神保健福祉手帳に係るサービスは、他の手帳に係るサービスよりも対象が限られています。
- ・社会福祉施設整備費国庫補助金に係る国の当初予算が整備要望を大きく下回る年度もあり、計画的な整備が進められず、これまでの整備未了案件も積み残しとなっており、基盤整備の推進に支障を来たすことがあります。また、補助金の内示時期が例年6～7月であり、事業者において年間の事業見通しが立たない上、内示後の工事の発注手続や適正工期の確保など、事業者に大きな負担がかかっています。
- ・精神保健福祉法の改正に伴い、入院者に対する訪問支援事業の実施や精神科病院での虐待通報の義務化による通報受理後の対応など新たな事務負担が生じることとなります。また、市町が行う精神保健に関する相談支援に関して市町への必要な援助を行うこととなるため、組織体制の強化が必要となります。
- ・精神科救急医療体制に要する国庫補助金が削減され、精神障害者が安心して在宅で生活するための事業の実施に支障を来たしています。
- ・診療報酬の改定により、平成30年度から措置入院者が退院後に医療等の継続的な支援を確実に受けられる仕組みが導入されました。
- ・措置入院者の退院後の支援には、措置入院者本人や家族の意思を反映した計画作成が必要です。また、都道府県等の支援体制の充実が必要です。
- ・災害拠点精神科病院については、令和元年6月に厚生労働省医政局長及び障害保健福祉部長通知より指定要件が示され、同年12月においては、令和2年度中までの指定を求められました。
- ・災害拠点精神科病院には、災害時における精神科病院からの患者の受入れや精神症状の安定化、災害精神医療の拠点として機能を求める一方で、災害拠点病院のように診療報酬への加算等のインセンティブがありません。今後、災害拠点精神科病院を整備、維持していく上では、診療報酬への加算等は不可欠なものとなります。

2 本県の取組

- ・「ふじのくに障害者しあわせプラン」に基づき、障害のある人の日中生活の場である障害福祉サービス事業所や、居住の場となるグループホームについて、着実に整

【県担当課】 障害者政策課・障害福祉課・スポーツ振興課

備を進めています。

- ・平成30年3月に静岡県手話言語条例を制定し、県民の手話への理解の促進と手話を使いやすい環境の整備を進めています。
- ・発達障害者支援センターを設置し、発達障害者への相談支援等を行ってきましたが、相談件数は増加し、特に、成人期からの相談件数が増加し、相談内容は複雑化・多様化しています。
- ・医療的ケア児を含む重症心身障害児(者)に対する支援として、福祉・医療・当事者団体等の関係者で組織する協議会において施策を検討するとともに、日常生活の支援、相談体制の整備、専門人材の確保・養成に関する事業を実施しております。
- ・高次脳機能障害について、各地域を担当する相談支援事業所及び県全体を対象地域とする病院及び当事者団体を支援拠点機関として、支援コーディネーターを配置し、相談支援等を行ってきました。
- ・また、高次脳機能障害に関する診断、治療を行える医療機関が県内に少なく、各地域の支援拠点機関と連携できる医療機関が限られているため、高次脳機能障害に関する医療の均てん化を図り、高次脳機能障害の医療提供体制の充実を図ってきました。
- ・精神保健福祉手帳の交付者に対して、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ってきました。
- ・精神科救急医療体制において、精神科救急の入院治療が必要な措置・医療保護者の受入れ施設を確保してきました。
- ・精神科病院への措置入院者の退院後の地域生活への定着のため、医療・福祉・行政の連携を図り、退院後支援計画の策定や計画に基づく訪問支援等を行ってきました。
- ・精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるようにするため、医療、福祉、行政等が連携し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めるための事業を実施しています。
- ・令和3年2月に県内4病院を災害拠点精神科病院として指定しており、今後、更なる拠点の整備、維持を行っていきます。

37 生活保護制度等の適正な運用

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 福祉事務所の負担軽減を考慮した効率的な生活保護法の運用
- 救護施設における他の福祉施設と同等の処遇改善と業務の効率化の充実
- 不正受給対策の強化のための調査権限の拡大
- 生活困窮者自立支援制度の効果的な運用の実施と国庫補助率及び上限額の引上げ

1 現状・課題

- ・生活保護法の運用に当たっては、基準額見直し（増額）の要望や、夏季加算の導入などの要望も非常に多いことから、地方自治体の意見を取り入れ、適正かつ確実に成果が出るものとする必要があります。
- ・県内各福祉事務所は、コロナ禍により生活保護受給世帯数が増加傾向にあることや、複雑かつ複合的な課題を抱える要保護者に対し、時間をかけてきめ細かく対応していく必要があることから、福祉事務所における具体的な負担軽減策を検討する必要があります。また、救護施設からは、入所者の高齢化が進み、介護支援の負担が増していることなどから、職員の配置基準や支弁基準の基準額の見直し、夜間介護職員加算等の新設の要望や、他の福祉施設では制度化されているICT機器導入に対する補助金が認められていないため制度創設の要望があるところです。
- ・不正受給の発生は後を絶たないことから、調査権限の拡大など、実効性が伴う不正受給対策の一層の強化を検討する必要があります。
- ・生活困窮者自立支援制度において多様な施策の展開を図り、支援の効果を高めるためには、実施主体における任意事業の積極的な取組を促す必要がありますが、そのためには、国庫補助率及び上限額の引上げを図る必要があります。

2 本県の取組

- ・本県では、長年にわたり、生活保護法施行事務監査の実施、不正受給対策等に取り組み、生活保護制度の適正かつ効率的な運用に努めています。
- ・不正受給対策として、実施機関の査察指導員等を対象とした研修会を開催しています。
- ・「多職種ネットワークづくり推進員」を配置し、各地域で医療、司法、福祉の専門家や行政担当者らが参加する「多職種ネットワーク」を構築し、生活困窮者からの様々な悩みを複数の専門家が一体的に相談に応じる取組を進めています。
- ・令和5年度から、生活困窮者を対象とした就労体験・就労訓練先を開拓し、マッチング・定着支援を行う事業を実施しています。

【県担当課】 地域福祉課

持続的な発展に向けた新たな挑戦

(3) デジタル社会の形成

38 AI、ICT人材の確保・育成

[要望・提案先：経済産業省]

【要望・提案事項】

- 各階層に応じたICT人材の育成に対する支援（トップレベル人材の育成、企業内の中核的人材や次世代人材の育成等）
- 新たにICT関連事業所を開設する企業に対する支援
- IoT推進コンソーシアムやIoT推進ラボ等の活動の地方への普及と地域の中小企業のIoT活用支援
- ICTやロボット技術等に知見のある人材の派遣や育成研修の実施などによる中小企業への支援

1 現状・課題

- ・我が国が目指すSociety5.0を実現するためには、質・量ともに圧倒的に不足しているAI、ICT人材を確保・育成する必要があります。
- ・地域の中小企業が積極的にIoTの活用に取り組むためには、「IoT推進ラボ」等の活動を通じて地域での成功事例を生み出していくことが重要です。
- ・また、首都圏に偏在するICT人材、特にトップレベルのICT人材を確保・育成することは、地方にとって重要な課題となっています。
- ・人材、資本、専門知識等の経営資源に制約のある中小企業が、積極的にICTの活用に取り組み、効率的な企業経営を実現することができるよう、相談会やマッチング、専門家派遣などの支援が必要です。
- ・特に、コロナ禍を契機として、遠隔・非接触技術の導入等のデジタル化、デジタル変革が急速に進展しており、地方移転に関心を寄せる首都圏の企業も多いことから、取組の加速が求められています。

2 本県の取組

- ・本県では、平成30年度に「ふじのくにICT人材確保・育成戦略」を策定し、トップレベルの人材の確保から次世代を担う人材の育成に至るまで、幅広い層を対象とした施策に取り組んでいます。
- ・トップレベル人材の確保については、高度ICT技術者を擁するICT企業の本県進出を促すため、新たな事業所の開設を支援する補助制度を令和元年度に創設し、誘致に取り組んでいます。令和3年度には、県・市町で構成するタスクフォースを設置し、県・市町が一体となって、ICT企業の誘致活動を推進しています。

【県担当課】産業イノベーション推進課

- ・令和4年度にはトップレベルICT人材の育成を主な目的としたイノベーション拠点「SHIP」(SHizuoka Innovation Platform)を設置し、運営を開始したところです。
- ・産学官連携組織である「静岡県IoT導入推進コンソーシアム」を中心に、中小企業のIoT活用を促進する各種事業を実施するとともに、県工業技術研究所に「静岡県IoT推進ラボ」を整備し、中小企業へのIoT技術導入を促進しています。
- ・ロボット技術アドバイザーの設置や導入事前検証・事業化可能性調査に対する助成など、中小企業におけるロボットの導入支援に取り組んでいます。

39 市町等情報システムの標準化・共通化の推進

[要望・提案先：総務省・デジタル庁]

【要望・提案事項】

- システム移行完了期限等の適切な設定及び柔軟な見直し
- システム移行の円滑な実現に向けた確実かつ柔軟な財政支援

1 現状・課題

- ・国は「自治体デジタル・トランスフォーメーション（D X）推進計画」（令和2年12月策定）において、住民記録、地方税、福祉等の住民生活に直結する基幹系20業務に係る情報システムについて、原則として令和7年度末までに、全ての自治体で国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行することとしています。
- ・しかし、県内市町の中には、一部業務で既存システム事業者から撤退の意向が示され、代替事業者を確保できず、期限までのシステム移行が困難な市町があります。
- ・令和5年9月に「地方公共団体情報システム標準化基本方針」が変更され、移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムについて、国は所要の移行完了期限を設定することとされました。各自治体の状況をしっかりと把握し、適切に移行完了期限を設定することが求められます。
- ・また、その場合であっても、データレイアウトについては、令和7年度末までに標準化基準に適合させることとされていますが、システム事業者の確保が困難な現状を考慮し、期限の柔軟な見直しが求められます。
- ・システム移行に伴う経費は、国のデジタル基盤改革支援補助金の対象ですが、令和5年1月の総務省「地方公共団体情報システムの標準化に関する移行経費の調査」の結果、本県及び県内各市町では、移行経費の想定が同補助金の上限額を大きく上回っています。システム移行に伴う経費に対する確実な財政支援が求められます。
- ・また、移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムについて、適切な移行完了期限の設定に加えて、令和8年度以降のシステム移行に伴う経費に対する、各自治体の状況に応じた柔軟な財政支援が求められます。

2 本県の取組

- ・本県では、「ふじのくにD X推進計画」（令和4年3月策定）に基づき、積極的に県内市町への個別訪問を行い、市町のD X推進への理解促進及び計画に基づく取組の推進を図るほか、多様な形で市町の支援に取り組んでいます。

【県担当課】 デジタル戦略課

- ・市町等情報システムの標準化・共通化への支援については、システム移行に遅れる市町が発生することなく、自力で標準化・共通化に取り組めるよう、令和4年度から、全額一般財源により、相談窓口の設置や、アドバイザー派遣によるアウトリーチ型支援等に取り組んでいます。令和5年度は、市町のシステム移行の円滑・確実な実現に向けて、新たに市町・ベンダ間の調整のサポートに取り組むなど支援を拡充させるとともに、県の情報システム（生活保護、児童扶養手当）の標準化・共通化についても対応を進めています。

持続的な発展に向けた新たな挑戦

(4) 環境と経済が両立した 社会の形成

40 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

[要望・提案先：環境省・内閣府・文部科学省・経済産業省・
農林水産省・国土交通省]

【要望・提案事項】

- 脱炭素社会の実現に必要な財源の確保と地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の拡充[環境省]
- 国の地球温暖化対策計画の目標と方向性を同じくする実行計画の策定に向けた市町への技術的支援の拡充[環境省]
- ブルーカーボン等、新たな吸収源対策を踏まえた温室効果ガス吸収量の算定方法の確立[環境省]
- 産業分野におけるカーボンクレジットの活用に向けた研究開発及び取組の支援拡充[内閣府・文部科学省・経済産業省・農林水産省・国土交通省・環境省]

1 現状・課題

- ・ 県では、温室効果ガスを2030年度に2013年度比46.6%削減する目標を掲げ、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進していくこととしています。
- ・ 脱炭素社会の実現に向けて、県内の市町も国や県と同等の目標を掲げ、それぞれの地域において脱炭素化に向けた取組を計画的に推進するためには、地方の実情に応じた安定的で活用しやすい財源の確保が必要です。
- ・ また、市町で新たな温暖化対策実行計画が策定される中、小規模な市町では人員面等の制約もあり、市町における計画策定や施策の推進には、専門人材の派遣や研修会の実施など十分な技術的支援が必要です。
- ・ さらに、カーボンニュートラルを目指す上では、省エネや再生可能エネルギー導入等による、温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、今後は、削減しきれない温室効果ガスを吸収する、吸収源対策も重要となります。
- ・ 県では、従来の森林吸収源の確保に加え、農地土壌、ブルーカーボンなど新たな吸収源の確保を見込んでいますが、吸収量の算定方法が確立されていないものもあり、今後これらの取組を進めていくためには、早急な算定方法の確立が必要です。
- ・ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、産業分野におけるカーボンクレジットの活用が注目されています。こうした中、二酸化炭素を吸収・固定する吸収源対策を促進するには、藻場の造成や回復などの取組への支援や、間伐など森林整備のためのJ-クレジット制度の活用に向けた支援が重要です。

【県担当課】環境政策課、エネルギー政策課

2 本県の取組

- ・ 静岡県地球温暖化対策実行計画では、2050年の脱炭素社会の実現を目指し、「徹底した省エネルギー対策等の推進」、「再生可能エネルギー等の導入・利用促進」、「技術革新の推進」、「吸収源対策の推進」の4つを施策の柱と定め、取組を推進していきます。
- ・ 市町の温暖化対策のため、有識者による国や企業、先進自治体の取組等に関する勉強会の開催に加え、市町の環境審議会への参画など、積極的に支援をしています。
- ・ 「美しく豊かな静岡の海を未来につなぐ会」での「海の森づくりプロジェクト」を通じて、藻場の保全・回復への取組を支援しています。また、藻場の回復に資する研究開発などを実施しています。
- ・ 森林由来のクレジットの創出にあたり、県営林において、3次元点群データを活用した簡易で正確な手法によるモニタリング調査に取り組み、この手法について他の林業経営体等へ普及を図っています。

41 エネルギー政策の推進

[要望・提案先：経済産業省・国土交通省・環境省]

【要望・提案事項】

- 再生可能エネルギー固定価格買取制度の効果的な運用と情報開示の徹底、事業計画認定における施設の適正な管理[経済産業省]
- 不適切に開発された太陽光発電施設を使用して発電事業を行う、FIT法の潜脱を防止する制度の創設とFIT認定失効制度の厳格な運用[経済産業省]
- 再エネ等の発電設備の高効率化や蓄電池の性能向上、水素及びアンモニア等に係る基盤技術開発への更なる支援[経済産業省]
- 再生可能エネルギーの導入に係る規制の適正化と地域共生への配慮
[経済産業省・国土交通省・環境省]

1 現状・課題

<現状>

- ・国は、令和3年10月、「第6次エネルギー基本計画」を閣議決定し、安全性を前提とした上でエネルギーの安定供給を第一とし、経済効率の向上による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に環境への適合を図ることを掲げています。
- ・また、気候変動問題やウクライナ情勢を受け、令和5年2月に「GX実現に向けた基本方針」を閣議決定し、GX（グリーントランスフォーメーション）を通じて脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長を同時に実現することを掲げました。

<課題>

- ・再生可能エネルギーの導入拡大のため、固定価格買取制度の効果的・合理的な運用を図るとともに、事業計画認定等の状況をより詳細、迅速に公表することが求められます。
- ・県内では、景観や眺望の阻害、環境破壊、災害リスクなどの懸念から大規模な太陽光発電設備等の設置の規制を求める動きもあります。再生可能エネルギーの導入については、規制緩和を原則としつつ、事業者による適正な管理を徹底するとともに、一定規模以上の設備については地域住民への事前説明を義務づけるなど、地域の事情にも十分配慮する必要があります。
- ・また、大規模太陽光発電については、FIT認定事業者と実際の開発手続きを進める事業者が異なっているケースが見られ、開発事業者により不適切に開発された太陽光発電施設を使用してFIT認定事業者が発電事業を行う、FIT法の潜脱を防止する制度を創設する必要があります。

【県担当課】危機対策課・エネルギー政策課

- ・ F I T法の改正により令和4年度から認定失効制度が施行されており、運転開始が見込めない案件については、実態に応じ厳格に対応する必要があります。
- ・ カーボンニュートラル社会を実現するためには、発電設備の高効率化や、蓄電池の性能向上、水素やアンモニアの利活用、I C T技術で制御された地域自立型エネルギーシステムの構築など、基盤技術の開発が不可欠です。
- ・ カーボンニュートラルの達成には、あらゆる分野での取組が必要となりますが、脱炭素化への関心はあるものの具体的な取組に至らない企業が見受けられます。

2 本県の取組

- ・ 令和4年3月に「ふじのくにエネルギー総合戦略」を策定し、再生可能エネルギーの導入拡大とエネルギーの地産地消の推進により、一極集中型のエネルギー供給体制から、災害に強い小規模分散型の供給体制への移行を目指すとともに、「企業脱炭素化支援センター」の設置や様々な産業分野でのカーボンクレジット創出支援等を通じ、県内を支援していきます。
- ・ 平成30年7月に設立した「静岡県創エネ・蓄エネ技術開発推進協議会」において、エネルギー関連技術の研究者と県内企業とのマッチングを促進し、技術開発を支援しています。また、令和4年7月には同協議会の中に「水素部会」を立ち上げ、県内企業の水素関連産業への参入を促しています。
- ・ さらに、国の産業技術総合研究所と県内企業の共同研究により高度な研究開発を行う企業を支援する先端企業育成プロジェクト推進事業では、カーボンニュートラルの取組を優先採択することとしており、県内企業が抱える技術開発上の隘路の克服を図っています。

42 海洋ごみ対策の推進

[要望・提案先：環境省]

【要望・提案事項】

- プラスチックごみによる海洋汚染対策の推進
 - ・プラスチックごみによる海洋汚染対策やマイクロプラスチックの発生原因の究明、分布状況の把握及び除去・発生抑制対策など国による総合的な取組の推進
 - ・国の「プラスチック資源循環戦略」の目的に沿った取組を実施する地方自治体への財政的・技術的支援の拡充
- 海岸漂着物等地域対策推進事業に係る補助率の引き上げ及び当初予算での予算措置

1 現状・課題

- ・プラスチックは、私たちの生活に利便性をもたらす一方で、廃棄されても分解しない性質があることから、プラスチックごみによる海洋汚染が自然環境や生態系に悪影響を及ぼしています。
- ・国においては、令和元年5月31日に、「プラスチック資源循環戦略」を策定・公表し、プラスチックごみの海洋流出を防止するため、ポイ捨て・不法投棄撲滅を徹底するとともに、清掃活動を推進することとしています。同戦略を具体化して、プラスチックの資源循環を総合的に推進するべく、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月に施行されました。
- ・プラスチックごみによる海洋汚染や海岸漂着物への対応は、世界的な課題であり、特に、人間の健康への影響が懸念されるマイクロプラスチックについては、発生原因の究明、分布状況の把握、除去・発生抑制対策など、国レベルでの総合的な対応が求められます。
- ・また、海岸漂着物は、一度回収しても再び発生することから、対策の継続が不可欠で、その回収時期も、季節や地域によって異なるため、対策に係る国庫補助金の交付決定を補正予算において受けたとしても、年度内に事業を実施できないことも想定されることから、当初予算での措置が必要です。
- ・さらに、対策事業の財源となる国庫補助金の補助率が平成27年度から引き下げられたことから、地方公共団体の財政負担が大きくなっています。

【県担当課】 廃棄物リサイクル課

2 本県の取組

- ・ 「静岡県海岸漂着物対策地域計画」を策定し、国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を活用し、県及び市町が事業主体となって、海岸漂着物等の回収・処理事業及び発生抑制事業を実施しています。令和4年度は、県及び市町が、約1,095トンの海岸漂着物の回収・処理を行いました。
- ・ 令和元年度から県民一人ひとりがプラスチックごみの海への流出防止や発生抑制に取り組む6R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リターン、リカバー）県民運動を展開しています。

43 長期間放置された産業廃棄物の処理に対する支援

[要望・提案先：総務省・環境省・経済産業省]

【要望・提案事項】

- 産業廃棄物に係る排出事業者並びに処理業者の責任強化及び「生活環境の保全上の支障」の明確化[環境省・経済産業省]
- 原因者不明等により長期間放置された産業廃棄物の処理を行う市町村に対する支援制度の創設[総務省・環境省]

1 現状・課題

- ・ 産業廃棄物の不適正処理事案において、県が廃棄物処理法上の措置を尽くしても、原因者の不明、死亡、資力不足等により当該廃棄物が撤去されることなく長期間放置される場合があります。
- ・ 生活環境保全上の支障やそのおそれがあると判断できない場合には、行政代執行されず、災害等による廃棄物の飛散・流出などの将来的なリスクが継続します。
- ・ 廃棄物処理法では「生活環境の保全上の支障」の規定が明確ではなく、措置命令や行政代執行による支障除去を判断することが難しいため、法令改正により県が迅速に必要な指導や行政処分を行えるよう、具体的に規定することが必要です。
- ・ 撤去について汚染者負担の原則を徹底するためには、排出事業者による営業供託金制度を創設し、社会全体として長期間放置された廃棄物を処理する財源を確保するほか、不適正処理を行った複数の排出事業者における責任範囲を明確にできない場合でも連帯して処理責任を負うなど、法令改正により処理業者及び排出事業者の責任を強化する仕組みの創設が必要です。
- ・ 熱海土石流災害の発生以降、産業廃棄物が周辺環境へ与える影響を懸念する住民の意識が高まっています。住民に撤去を求められ、処理責任はないが自らが撤去・処理することとなった市町村又は都道府県に対して、国による財政支援が必要です。

2 本県の取組

- ・ 産業廃棄物の不法投棄を防止するため、監視・指導を強化するとともに、市町や県民と連携し、不法投棄の未然防止や早期発見に取り組んでいます。
- ・ 令和5年度から「不適正処理廃棄物撤去事業費助成」制度を創設し、地域の良好な生活環境を維持するため、生活環境保全上の支障が生ずる前に、市町自らが長期間放置された産業廃棄物を撤去する事業に対して負担軽減を講じています。

【県担当課】 廃棄物リサイクル課

44 廃棄物の適正処理・リサイクルの推進

[要望・提案先：経済産業省・環境省]

【要望・提案事項】

- PCB廃棄物の早期処理の促進[環境省]
 - ・ 民間事業者及び地方自治体におけるPCB廃棄物の処理に対する財政支援措置の拡充
 - ・ 高濃度PCB廃棄物の確実な処理体制の確保
- 一般廃棄物処理施設の整備促進[環境省]
 - ・ 循環型社会形成推進交付金等の十分な予算確保
 - ・ ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化の推進に対する財政支援
- 家電リサイクル対策の充実[経済産業省・環境省]
 - ・ 家電リサイクル料金の前払化や価格内部化方式の採用など購入時負担の明確化
 - ・ 家電リサイクル料金の支払窓口の拡大
- 東日本大震災の災害廃棄物の受入れに伴う最終処分場周辺における放流水のモニタリングの継続実施及び放流水のモニタリングが必要な回数や期間等、基準の明示[環境省]

1 現状・課題

- ・ 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」において、PCB廃棄物には処理期限が定められていますが、PCB廃棄物処理基金による処理費用の助成対象が不十分であることや、助成率が引き下げられたことなど、民間事業者や自治体が行う処理に対する財政支援が十分とは言えません。
- ・ 高濃度PCB廃棄物の処分は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）が今後廃止されていくこととなっていますが、新たに発見される可能性もあり、高濃度PCB廃棄物が速やかに処理される体制の確保が必要です。
- ・ 一般廃棄物処理施設が更新時期を迎えた市町や一部事務組合（以下「市町等」という。）は循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）を活用し、施設整備事業に取り組んでいますが、計画的な事業の推進のためには十分な予算確保が必要です。
- ・ ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化（以下、「広域化等」という。）を図るため、令和4年度から令和13年度の10年間を計画期間とする「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」を策定しましたが、広域化等を推進していくためには、県が実施する広域化計画の見直しに係る業務委託費及び事務費、市町等

【県担当課】 廃棄物リサイクル課

が実施する広域化・集約化の実現可能性調査に係る業務委託費等、財政支援の拡充が必要です。

- ・ 家電リサイクル料金の支払い方法は、排出時に家電リサイクル券を郵便局で購入する「後払方式」となっており、当事者に負担感が生じていることに加えて、支払窓口が少なく、不法投棄を招くおそれがあることなどが課題となっています。
- ・ 東日本大震災における災害廃棄物の処理に当たっては、搬出時や焼却後に放射性セシウム濃度等を測定し、国及び県の基準を満たしていることを確認していますが、最終処分場周辺の住民は、放射性物質による健康への影響を心配しています。
- ・ 国は、最終処分場周辺における放射性セシウム濃度等のモニタリング調査を年4回の放流水の調査のみとしているため、災害廃棄物の受入れ市は、国の調査を補う形で最終処分場周辺での放流水のモニタリング調査を行っており、国が放流水のモニタリング調査の回数、期間等の基準に関する判断を示すまでは継続せざるを得ない状況にあります。

2 本県の取組

- ・ 法定期限までに確実に処理するよう、PCB廃棄物等の所有者の把握や、対象者への指導、県民への周知・広報等に取り組んでいます。
- ・ 令和3年度に策定した「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」に基づく市町等による施設整備を推進しています。
- ・ 廃家電等の不法投棄や不適正処理を防止するため、監視・指導を強化するとともに、市町や県民と連携し、不法投棄の未然防止や早期発見に取り組んでいます。
- ・ 本県では、東日本大震災の被災地の復旧・復興のため、廃棄物処理施設を有する県内5市（静岡市・浜松市・島田市・富士市・裾野市）で、国から協力要請のあった災害廃棄物を、平成25年3月18日までの間に3,176t受け入れました。

45 循環経済への転換に向けた取組の強化

[要望・提案先：経済産業省・環境省]

【要望・提案事項】

- 資源の循環性が高い事業構造への転換を図る事業者の取組促進
- 循環サイクルを考慮した設計・生産等に取り組む動脈産業を支援するための、法令整備や技術開発に向けた環境整備
- リソーシング産業を促進するために必要な法令の整備や技術開発に向けた環境の整備

1 現状・課題

- ・ 本県は我が国有数のものづくり県であり、産業競争力の維持・強化に向け、脱炭素社会や循環経済などの取組を着実に推進していくことが極めて重要です。
- ・ 大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会活動は、世界的に立ちゆかなくなるとされる中、とりわけ動脈産業の循環サイクルに向けたリデザイン（再設計）や静脈産業のリサイクルからリソーシングへの転換が鍵となります。
- ・ 令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラ新法」という。）では、プラスチックを使用した製品の設計、生産から廃棄物の処理までのライフサイクル全体で資源循環を促すことが期待されているところです。
- ・ 今後、循環経済に転換し、中長期的な発展をしていくためには、プラスチック素材のみならず幅広い分野・領域において、事業者による素材の高度な循環利用やAI等を活用した技術革新を促進することが求められ、さらなる法令整備や環境の整備が必要です。

2 本県の取組

- ・ 廃棄物処理の負担軽減やエネルギー利用に向け、プラスチック素材の高度化や食品残渣を活用したエネルギー利用推進に係る技術開発・実装に取り組んでいます。
（深海環境において生分解性を示すプラスチックの構造探索研究、食品残渣を活用した小型メタン発酵プラントの製品化と普及 等）
- ・ また、本県が全国に先駆けて取り組んでいる植物由来の新素材CNFの高いリサイクル性を活かして、自動車用部材への産業応用を進めるため、静岡大学のプロジェクト研究所と連携して、自動車部品の試作や、リサイクルシステムの検証、県産パルプの活用可能性などについて研究を進めています。

【県担当課】 総合政策課・産業政策課・新産業集積課・廃棄物リサイクル課

- 令和4年度からは、環境・経済・社会の総合的向上を目指す「地域循環共生圏」の形成を、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組において推進しています。
- 本県は我が国有数のものづくり県であり、産業競争力の維持・強化に向け、脱炭素社会や循環経済などの取組をこれまで以上に深化させていく必要があります。
- 循環経済への転換を図るため、プラ新法の趣旨を踏まえた事業者や県民への周知に努めています。

46 水環境中の未規制化学物質対策の推進

[要望・提案先：環境省]

【要望・提案事項】

- P F A Sの科学的知見の集積と科学的根拠に基づく対策の推進
- 「要監視項目」、「要調査項目」に選定されている化学物質の早期の評価

1 現状・課題

- ・水質汚濁に係る人の健康の保護に関する「要監視項目」であるP F O SとP F O Aが、全国の公共用水域や地下水で国の暫定目標値 50ng/L を超過する事例が散見され、国民の関心が高まっている状況にあります。
- ・P F A Sについては人への健康被害について確定的な知見が示されておらず、影響を不安視する県民も少なくありません。
- ・県民の不安解消に向け、早急な科学的知見の集積と科学的根拠に基づく対策の推進が必要です。
- ・また、県内では、河川から「要調査項目」に選定されているアクリルアミドが検出され、人の健康や生活環境、さらには水生生物への影響が懸念されています。
- ・公共用水域等の検出状況などの知見の集積に努めるべき「要監視項目」や、人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれについて知見の集積が必要な「要調査項目」については、国において、人の健康や生態系への影響について早期に評価することが必要です。

2 本県の取組

- ・令和3年7月に、山梨県と「富士川の豊かな水環境の保全に向けた山梨県・静岡県協働プロジェクト」に関する覚書を締結し、国土交通省及び両県が連携して水質中のアクリルアミド等の調査を行うなど水環境の保全に取り組んでいます。

【県担当課】生活環境課

47 水道事業の基盤維持・強化のための施策の推進

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 広域化に係る水道基盤強化のための支援制度の充実
 - ・ 水道事業者等に対する補助制度について、広域化に係る水道基盤強化に要する経費及び広域化による施設の効率的利用に伴い不要となる管路の撤去費を対象とするなど制度の拡充、並びに広域化に係る事業体数等の補助要件の撤廃
 - ・ 水道事業者等が自ら行う人材確保等に係る支援制度の創設
 - ・ 大規模な施設整備等に要する十分な財源の確保及び長期的な支援
- 簡易水道事業等への支援制度の充実
 - ・ 生活基盤施設耐震化等交付金等の補助対象外とされる特定簡易水道事業や特定飲料水供給施設に係る距離要件の撤廃

1 現状・課題

- 広域化に係る水道基盤強化のための支援制度の充実
 - ・ 国は、水道の基盤強化による安全な水の供給、水道の持続性の確保等を目指して、令和元年10月に改正水道法を施行しており、一定の要件を満たした市町や水道事業者等には施設整備に係る財政措置を講じています。
 - ・ しかし、3以上の水道事業者等の広域化を対象とするなど、厳しい条件があるため、広域化による施設の効率的運用の進捗が停滞しており、実現性が担保されない懸念があります。
 - ・ 例えば、現在県内で進めている給水対象が7市に及ぶ2つの用水供給事業の統合や、不要となる管路の撤去費用は補助対象になりません。
 - ・ また、基盤強化には、施設整備だけでなく、それらを管理、運営する水道事業者等が行う技術職員の確保や技術の継承が課題となっており、これらに対する財政面等の長期的な支援が必要です。
- 簡易水道事業等への支援制度の充実
 - ・ 本県には、地理的条件などから、特定簡易水道事業や特定飲料水供給施設として継続せざるを得ない水道が多く存在していますが、これらの施設整備が国庫補助事業や国庫交付金の対象でないため、老朽化施設の更新や耐震化が必要であるにもかかわらず、水道事業体の財政基盤が脆弱で資金確保に苦慮しており、整備が進んでいない状況です。

【県担当課】 水資源課・経営課

2 本県の取組

- 広域化に係る水道基盤強化のための支援制度の充実
 - ・ 平成28年度から関係部局と協力して水道事業の広域連携に係る市町との検討会等を実施し、広域化を実施した場合のシミュレーションや、これに基づく市町等との意見交換を実施してきました。
 - ・ 令和5年3月に静岡県水道広域化推進プランを策定し、県内の5つの圏域ごとに広域化に取り組んでいます。
 - ・ 県企業局の榛南水道（給水対象2市）と大井川広域水道企業団の大井川広域水道（給水対象7市）との統合について、令和4年3月に基本協定、9月には実施協定を締結しました。両水道を連結する管路の設計等、令和11年の事業統合に向けて準備を進めています。
- 簡易水道事業等への支援制度の充実
 - ・ 国の政策に合わせて平成19年度から小規模な水道の統合を進め、平成18年度時点で247事業体あった簡易水道事業が、令和3年度末時点では106事業体となっています。

48 環境影響評価制度における更なる住民意見の反映

[要望・提案先：環境省]

【要望・提案事項】

○ 計画段階環境配慮書の手続における地域住民意見を一層反映する仕組みの整備

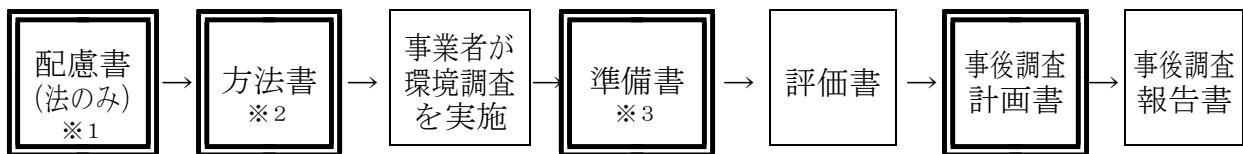
1 現状・課題

- ・環境影響評価法の配慮書手続には、住民説明会の開催が義務付けられておらず、事業計画の早期の段階で、住民が事業者から事業内容の説明を受け、直接意見を述べる機会がありません。このため、環境影響評価手続が進む中で、住民とのトラブルが生じる事例があります。
- ・より早期に事業者と住民がコミュニケーションを深めることにより環境影響評価手続が円滑に進むよう、配慮書の手続においても住民説明会等の開催を求める必要があると考えます。

2 本県の取組

- ・地元の強い反対がある事業については、環境影響評価手続での住民説明会のほか、環境影響評価の手続開始前においても、事業者に住民への丁寧な説明を求めています。

【参考：環境影響評価手続の流れ】（□は知事意見を述べる手続）



- ※1 配慮書 計画段階において配慮事項の検討結果を記載したもの（法対象事業のみ）
- ※2 方法書 環境影響評価を行う方法を記載したもの
- ※3 準備書 環境影響評価の結果について意見を聴くための準備として作成したもの

【県担当課】生活環境課

49 国立公園の環境保全対策及び利用の推進

[要望・提案先：環境省]

【要望・提案事項】

- 南アルプス国立公園の適正な保護及び利用の推進
 - ・高山植物やライチョウ等の生態系を一体的に保全するための広域的かつ抜本的な対策の実施
 - ・自然公園指導員制度の拡充及び研修制度の創設
 - ・公園区域の拡張等公園計画の早期見直し及び国によるビジターセンターの整備と職員が常駐する保護官事務所の設置
 - ・中央新幹線事業者が行う南アルプスの自然環境保全のための的確な調査と実効性のある保全措置への助言及び確認
- 富士箱根伊豆国立公園における富士山の環境保全対策
 - ・富士箱根伊豆国立公園内の富士山の利活用と調和した環境保全活動の拠点となるビジターセンターの整備

1 現状・課題

- ・近年、南アルプス国立公園内において、高山植物に対するニホンジカの食害が顕著となり、ほぼ全域でお花畑の消失や衰退が進行しているため、お花畑を生息地、エサ場としているライチョウや高山蝶等の絶滅につながる恐れがあります。
- ・同国立公園内ではボランティア主体による高山植物の保全活動が行われており、一定の成果も見られますが、その地域は限定的で、活動には限界があります。
- ・自然公園の適正利用の啓発のため、環境省は、資格を必要としない自然公園指導員を設置していますが、ほとんどがボランティアであり人数も限られており、自然公園内における指導に限定される等の問題点があります。
- ・国は、令和2年度に公園計画の見直しに向けた動植物の分布や地形、地質の現況調査に着手しましたが、現状を踏まえた自然環境の変化への対応や、多様な自然環境の保全と生物多様性の確保を図るため、公園区域の拡張などの公園計画の早期見直し及び国によるビジターセンターの整備と職員が常駐する保護官事務所の設置が必要です。
- ・中央新幹線の建設工事により、地下水位が300メートル以上も低下する可能性が懸念されています。将来にわたり、国民の貴重な財産である南アルプスの自然環境に影響を与えることがないよう、南アルプスユネスコエコパークの理念と整合を図りながら中央新幹線事業者が行う南アルプスの自然環境保全のための的確な

【県担当課】 自然保護課・生活環境課

調査と実効性ある環境保全措置が実施されるよう助言していく必要があります。

- ・ 世界文化遺産富士山において緊急的な課題であったし尿やごみの対策は、改善が図られてきましたが、依然としてマナーやルールを無視した来訪者による負荷増大が懸念されています。そのため、富士山の利活用と調和した環境保全活動やマナー啓発、情報発信の拠点となるビジターセンターの国による整備が必要です。
- ・ 令和4年には、国道139号沿線における朝霧高原周辺の探勝の拠点となる宿舎を整備するため、公園計画が変更されていますが、今後のビジターセンターの整備に当たっては、富士山全体の利活用と調和した計画的な整備に留意する必要があります。

2 本県の取組

- ・ 本県では、応急的に、防鹿柵の整備などの保護対策をボランティアと連携して実施しています。また、希少野生動植物を絶滅の危機から守り、生物多様性が保全された自然環境を後世に継承するため、希少野生動植物保護条例を制定し、条例に基づく種の指定を行いました。
- ・ 南アルプス国立公園に配置されている自然公園指導員の活動を補完するため、ボランティアの方々を高山植物保護指導員に委嘱し、保護活動を実施しています。
- ・ 中央新幹線建設工事が南アルプスの自然環境に及ぼす影響の回避・低減を図るため、静岡県中央新幹線環境保全連絡会議を開催し、事業者（JR東海）と保全対策等について対話を重ねています。
- ・ 国内外の多くの方に南アルプスを守る取組に御賛同いただき、豊かな自然環境を次世代につなぐため、生態系保全と魅力の発信を目的とした、南アルプス環境保全基金を令和3年3月26日に創設しました。
- ・ 本県では、南アルプスをより良い形で未来へつなぐため、この全体構想を検討、策定することを目指す「南アルプスを未来につなぐ会」を令和3年7月に発足したほか、国際的に開かれた新たな地域学として「南アルプス学」の構築を目指す「南アルプス学会」を令和4年2月に設立するとともに、これらの知見等を活かして取組を推進する組織として「南アルプスみらい財団」を令和4年7月に設立しました。今後は、科学的知見に基づき環境保全を進めながら利活用を促進する仕組みとして新たに本県が提唱した「南アルプスモデル」の構築に向け、これらの組織及びその他の関係団体等と連携し、協働により各種の取組を推進していきます。
- ・ 本県では、富士山の環境保全対策について、①環境負荷の軽減（富士山クリーンアップの推進）、②富士山保全意識の高揚、③生物多様性の確保の3本柱により推進しています。

50 鳥獣・外来生物対策の推進

[要望・提案先：農林水産省・環境省・防衛省]

【要望・提案事項】

○ 鳥獣被害防止対策への支援

- ・ 鳥獣捕獲等被害防止対策に係る予算の十分な確保と年度をまたいで集中捕獲できる補助制度の運用[農林水産省・環境省]
- ・ 鳥獣捕獲の担い手を確保・育成する施策の充実[農林水産省・環境省]
- ・ 自衛隊による組織的な支援をはじめとした演習場内でのニホンジカの捕獲対策の推進[防衛省]
- ・ 国が管理する国有林内等におけるニホンジカの更なる捕獲の強化[農林水産省]

○ 要緊急対処特定外来生物に対する侵入・定着防止の徹底

- ・ 中国・台湾・タイ等、ヒアリ類が定着しているコンテナの輸入元での防除対策徹底の要請[環境省]

○ 野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対策への支援

- ・ 調査機材の購入や、監視業務・簡易検査業務の委託等、野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対策に係る財政的支援制度の創設[環境省]

1 現状・課題

- ・ 野生鳥獣による自然生態系への影響や農林業被害は深刻化しており、静岡県令和4年度の野生鳥獣による農林産物の被害額は2億6千万円余に上っています。一方、狩猟者の約6割が60歳以上となっており、高齢化に伴う狩猟者の減少により、捕獲対策の推進に支障を来す恐れがあります。
- ・ このような中で、計画的捕獲や被害防止目的の捕獲及び予防対策を着実に実施するためには、指定管理鳥獣捕獲等事業や鳥獣被害防止総合対策交付金による継続的な支援や担い手の確保・育成が必要不可欠です。
- ・ ニホンジカの妊娠時期に当たり、個体数調整の効果が高い3月～5月にかけての集中捕獲を円滑に行うためには、年度をまたいだ補助制度の運用が必要です。
- ・ 陸上自衛隊東富士演習場内及びその周辺においてニホンジカの生息密度が増加していることから、自衛隊による組織的な支援をはじめとした演習場内及びその周辺での捕獲対策を進める必要があります。

【県担当課】 自然保護課・食と農の振興課

- ・ 広大な国有林を中心に、ニホンジカの高密度化が進むとともに生息区域が拡大し、農林業を中心に被害を与えています。平成 26 年度から国による本格的な捕獲が実施されていますが、被害を抑えるためには一層の捕獲の強化が必要です。
- ・ 要緊急対処特定外来生物に指定されたヒアリ類の侵入・定着防止には、国内の港湾、空港での水際対策や流通段階における対策が必要となります。さらには、ヒアリ類が定着している中国・台湾・タイ等のコンテナ輸入元での防除対策の徹底を強く要請していく必要があります。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザの発生は、家畜産業への影響に加え、我が国の生物多様性保全にも大きな影響を及ぼします。鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 3 条に基づく「鳥獣の保護及び管理を円滑にするための事業を実施するための基本的な指針」において、野生鳥獣の感染症に対する都道府県の役割として、「野生鳥獣の感染状況に関する情報収集や調査を始め、関係部局と連携したサーベイランス等の対策を実施する」と規定されています。しかしながら、高病原性鳥インフルエンザの発生抑制と被害の最小化を図るための調査機材の購入や獣医師等による簡易検査などの費用負担は大きく、財政的支援制度の創設が必要です。

2 本県の取組

- ・ 静岡県では、狩猟者の確保・育成を図るため、安全な狩猟や事故の適切な対応に関する研修を開催するとともに、静岡県猟友会が取り組む、狩猟者の確保・育成や狩猟事故防止の取組を支援しています。また、地域において総合的な被害防止対策を組み立て、指導できる人材育成を目的に、野生鳥獣の生態や被害防止対策等の知識・技術を習得する研修会を県主催で実施しています。
- ・ 鳥獣保護管理法に基づく第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）を策定し、指定管理鳥獣捕獲等事業や鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して個体数の削減に取り組んでおり、年間約 2 万 3 千頭を捕獲していますが、依然として推定生息頭数は高い水準にあります。

伊豆・富士地域におけるニホンジカ捕獲頭数と推定生息数推移（単位：頭）

地域		R 元	R 2	R 3	R 4
伊豆	捕獲頭数	12,489	15,913	15,100	集計中
	生息頭数	40,600	36,700	33,300	10月公表予定
富士	捕獲頭数	5,557	7,607	7,739	集計中
	生息頭数	21,600	20,500	19,800	10月公表予定

【県担当課】 自然保護課・食と農の振興課

- また、特定外来生物に関し、関係者の情報共有を図るため、県関係機関による「ヒアリ等特定外来生物対応庁内連絡会」を開催し、迅速な情報共有・伝達を図っています。
- ヒアリ類の侵入経路となる危険性の高い清水港、御前崎港や富士山静岡空港については水際対策として、国や関係市町と連携協力し、専門家の指導のもと監視・パトロールを実施し、更に確認された場合は速やかに防除を実施しています。
- 民間の事業者に対し、発見時の対応等について説明したマニュアルを配布し、早期発見・定着防止に努めています。県民に対しては、ヒアリ類に関する対応マニュアルや発見情報を県ホームページに掲載し、情報提供しています。
- 本年10月から、県内又は近隣都県において、家きん又は野鳥、飼育鳥で高病原性又は低病原性鳥インフルエンザが発生した際には、交差感染を防止するため、野鳥における簡易検査業務を、家畜保健衛生所から(公社)静岡県獣医師会に切替えて実施しています。

未来を担う有徳の人づくり

(5) 子どもが健やかに学び育つ

社会の形成

51 少子化対策の推進

[要望・提案先：内閣府・厚生労働省・文部科学省]

【要望・提案事項】

- 少子化対策の総合的な推進[内閣府]
 - ・ワーク・ライフ・バランスの実現や社会保障制度の充実などに向けた具体的施策の検討
 - ・家族や地域のきずなの再生等、社会全体で子育て家庭を支援する気運の醸成
 - ・地方が創意工夫し、地域の実情に応じた独自の少子化対策を推進できるよう、地域少子化対策重点推進交付金の事業要件の更なる緩和、補助率の現状維持及び恒久化
- 地域における子育ての支援[内閣府・厚生労働省・文部科学省]
 - ・子ども・子育て支援新制度の施設型給付費等に係る1歳児及び4歳以上児の保育士の配置改善加算及び全産業の民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善の早期実施
 - ・保育所等整備の支援等のための十分な財源の確保
 - ・「子ども・子育て支援新制度」の目的の一つである、地域の子育て支援の充実を図るため、放課後児童クラブの整備促進と職員の処遇改善、質の向上のための体系的な研修制度の整備
 - ・保育所等運営における物価高騰の影響を十分に反映した公定価格の設定
 - ・子育て家庭の経済的負担の軽減（物価高騰の影響緩和策、多子世帯の保育料の負担軽減、子育て家庭に対する税制上の優遇措置並びに健康保険料及び年金保険料の減免）
 - ・学校給食費無償化をはじめ初等中等教育に係る家計負担の軽減に向けた全国一律の制度の検討
 - ・子どもの貧困対策として、教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援等、様々な世帯の状況に応じたきめ細かい支援を充実するための、地方自治体が行う施策への十分な財政措置
 - ・ひとり親家庭を支援するための各家庭に応じた総合的かつ利用しやすい支援制度の創設
 - ・家計が急変したひとり親に対する貸付制度の拡充
- 小児医療の充実・強化（小児科医の養成・確保対策の充実、診療報酬制度の改善）[厚生労働省]
- 保護や支援を必要とする子どもと家庭への取組[内閣府]
 - ・児童養護施設等の被虐待児受入加算費の適用期間の延長及び発達障害児を受け入れた場合の加算制度の創設

【県担当課】 こども未来課・こども家庭課・私学振興課・労働雇用政策課・健康体育課

- ・児童養護施設等の入所児童や里親へ委託されている児童の学習及び進学や就職に係る加算制度の拡充

○ 仕事と家庭との両立の推進[厚生労働省]

- ・短時間勤務制度や在宅勤務など多様な働き方の推進及びパート、派遣労働者等の働きに見合った適正な処遇についての企業に対する指導・徹底
- ・仕事と生活の調和を図るための職場優先意識の改革、労働時間法制の厳格な運用、フレックスタイム制度等の柔軟な働き方を支える労働時間制度の普及促進
- ・育児休業取得者に対する経済的支援の拡充
- ・一般事業主行動計画策定促進に向けた中小企業のインセンティブの拡大

1 現状・課題

- ・人口動態統計（確定数）によれば、令和3年の合計特殊出生率は前年から0.03ポイント減少し1.30（静岡県1.36）となり（静岡県は前年から0.03ポイント減少）、依然として、人口置換水準を大きく下回っています。
- ・本県では、未来を担う子どもを健やかに育てるため、社会全体で子どもと子育て家庭を応援していくことを目的として、静岡県子ども・子育て支援事業支援計画と静岡県次世代育成支援対策行動計画を包括した計画「第2期ふじさんっこ応援プラン」を令和2年3月に策定しました。
- ・「第2期ふじさんっこ応援プラン」で目指す、結婚を望む人がその希望をかなえることができ、子どもを持ちたいと望む人が理想とする数の子どもを安心して生み育てることができる社会を実現するためには、一層の施策の充実が必要です。
- ・子ども・子育て支援新制度において、保育士の職員配置の改善に伴う加算は、平成27年度に3歳児について創設され、1歳児及び4歳以上児については令和5年6月13日に閣議決定された「子ども未来戦略方針」の中で職員配置基準の改善が示されましたが、改善加算の早期実施が求められています。
- ・保育士の平均月収は、全職種の平均月収より、約5万円低い状況にあり、保育士の勤務実態に合った適正な給与水準となるよう、処遇改善が不可欠です。
- ・電力・ガス等の価格高騰が保育所等の経営や子育て家庭の家計を圧迫していることから、物価高騰時においても安定した施設運営ができる制度や安心して子育てができる施策が求められています。
- ・子どもたちの現在及び未来が、その生まれ育った環境に左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖しないようにするため、子どもの貧困対策の推進にあたっては、地域の実情に応じたきめ細かな施策が必要です。
- ・ひとり親家庭は依然として厳しい経済状況に置かれており、実効性のある支援施策が必要です。
- ・家計が急変したひとり親家庭に対して、所得の回復や児童扶養手当の支給までの間

【県担当課】 こども未来課・こども家庭課・私学振興課・労働雇用政策課・健康体育課

の生活の安定を図るため、生活資金を貸し付ける制度の拡充が必要です。

2 本県の取組

- ・市町別の合計特殊出生率と人口の社会増減及び影響を及ぼす地域力を分析し、その結果を見える化した「ふじのくに少子化突破戦略の新・羅針盤」を作成し、その分析結果を踏まえて企画、立案した効果的な事業を行う市町に助成する「ふじのくに新・少子化突破展開事業費助成」など、市町と連携を図りながら、少子化対策に取り組んでいます。

予算額の推移（単位：千円）

年度	事業名	予算額
令和4年度	ふじのくに少子化突破展開事業費助成	64,618
令和5年度	ふじのくに新・少子化突破展開事業費助成	100,000

52 福祉医療費助成制度の創設及び国民健康保険医療給付費負担金減額調整措置の廃止

[要望・提案先：内閣府]

【要望・提案事項】

- こども医療費、ひとり親家庭等医療費及び重度障害者（児）医療費の助成に係る全国共通の統一制度の創設
- こども医療費（未就学児以外を含む）、ひとり親家庭等医療費及び重度障害者（児）医療費の現物給付に係る国民健康保険医療給付費負担金減額調整措置の廃止

1 現状・課題

- ・各地方自治体の医療費助成の制度は、対象や受給者負担金、所得制限等その内容は様々ですが、医療は、国民の生命、健康を保障するものであり、国が社会保障政策全体の中に位置付け、全国統一の制度とすることが必要です。
- ・また、国は、地方自治体の医療費助成（現物給付方式）の取組に対して、医療費の波及増分は実施自治体が負担すべきものとして、国民健康保険医療給付費負担金の減額調整措置を科しており、市町による子育て環境づくりや障害者等を支援する取組を阻害しています。
- ・平成30年4月から、未就学児を対象としたこども医療費助成については国民健康保険医療給付費負担金の減額調整措置を行わないこととなりました。
- ・令和5年6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」の中で、こども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置の廃止が示されましたが、確実な実現が求められます。

2 本県の取組

- ・本県では、全ての市町において、子ども、ひとり親家庭等、重度障害者（児）の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、医療費の自己負担を補助する独自の福祉医療費助成を実施しています。

【県担当課】 こども家庭課・障害福祉課

53 難聴児支援の充実

[要望・提案先：厚生労働省・内閣府]

【要望・提案事項】

○ 難聴児の早期かつ適切な療育を実現するための支援

- ・医療や補聴機器等の進歩に対応した効果的な難聴児療育プログラムの構築のための支援
- ・乳幼児の聴力検査や難聴児の療育に携わる専門的人材の確保及び資質の向上
- ・医師が補聴器の装用が必要と認めた軽度・中程度難聴児に対する補聴器の購入費用助成事業の創設

1 現状・課題

- ・先天性難聴は1000人に1人から2人であるが、乳幼児期の難聴は、早期発見、早期治療（1歳までに人工内耳）及び適切な療育が行われた場合には、健聴児と同様の音声言語の獲得ができるといわれています。
- ・乳幼児期からの早期療育を行うためには、受け皿となる体制の整備が必要だが、エビデンスに基づいた人工内耳装用児に適切な療育プログラムがなく、療育を担う機関も明確になっていません。
- ・乳幼児の聴覚検査や評価、人工内耳装用児への適切な支援や療育に携わる言語聴覚士等の専門的人材が不足しています。
- ・身体障害者手帳の交付対象外の軽度・中等度難聴児には、補聴器が必要な場合でも購入費に対する公的助成制度がなく、保護者の経済的負担が大きくなっています。

2 本県の取組

- ・平成22年度に乳幼児聴覚支援センターを設置し、新生児スクリーニング検査の普及啓発や言語聴覚士等による検査にかかる相談支援、市町の保健師等への技術支援を行ってきました。
- ・平成25年度には、身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中程度難聴児への支援として、当該児童に対して補聴器の購入費用等を補助する市町に対して県が独自に助成を開始しました。
- ・平成28年度には、新生児スクリーニング検査機器を整備する場合の購入費用の助成を行い、県内分娩取扱医療機関（病院及び診療所）における検査機器の整備率が100%となり、令和2年度には、新生児スクリーニング検査機器AABR（自動

【県担当課】 こども家庭課・障害福祉課

聴性脳幹反応)を整備する場合の購入費用の助成を行い、より精度の高い検査体制を整備しました。

- ・ 新生児スクリーニング検査の受検率向上の方策のひとつとして、検査費用の公費助成を進めるため、平成 28 年度から県内市町との意見交換会を開催し、平成 29 年 4 月から 32/35 市町において公費助成が開始となり、平成 30 年 4 月からは県内全ての市町において公費助成が開始となりました。
- ・ 令和 3 年 4 月に開学した社会健康医学大学院大学において、難聴児支援の専門科目を設け、人材の育成を進めています。
- ・ 令和 4 年度から、療育プログラムの確立構築のため、乳幼児聴覚支援センター職員の海外派遣研修などを行うとともに、保健、医療、福祉及び教育など難聴児支援関係者による療育プログラムの検討を行っています。
- ・ 令和 5 年度は、難聴児支援の先進国であるオーストラリアの療育手法を取り入れ、音声言語の獲得を目指すパイロット的な療育の場の整備に向けた検討を進めています。

54 高等学校等就学支援金制度等の充実

[要望・提案先：文部科学省]

【要望・提案事項】

- 就学支援制度等の更なる支援の充実
- 就学支援金と奨学給付金に係る関係機関の事務手続の簡素化

1 現状・課題

- ・私立高校生等の授業料の軽減を図る就学支援金は、令和2年度の制度改正により、世帯年収590万円未満の生徒の授業料について、全国平均授業料(年間396,000円)まで拡充されました。
- ・しかしながら、年収区分を境に逆転現象が生じる世帯があるなど、国による更なる支援の充実が求められています。
- ・各都道府県では、一層の軽減を図るため就学支援金に加え独自の授業料等減免支援を行っていますが、支給要件や支給額に大きな差異が生じています。
- ・各都道府県が実施している授業料減免は、多くの県が「県内校に在学する県内保護者」を対象にしているため、都道府県をまたいで通学する生徒の多くは上乗せ減免を受けられません。
- ・就学支援金では、支給対象者は学校を補助事業者とし保護者の住所地に係わらず学校の所在地県が事務を行います。奨学給付金では、保護者の住所地の都道府県が、審査、支給事務を行う制度になっており、同じ私立高校生に対する支援でありながら、県外学校に通学する生徒は申請先が異なるため、生徒・保護者の利便性と関係機関の事務手続簡素化が求められています。

2 本県の取組

- ・県では、就学支援金に上乗せし、年収590～700万円世帯にあつては就学支援金と同額まで、700～820万円世帯については年額79,200円を支給しています。

【県担当課】私学振興課

55 医療的ケア児等及びその保護者への支援の充実

[要望・提案先：文部科学省]

【要望・提案事項】

- 医療的ケアを行う看護師を適切に配置するための支援の充実
- 医療的ケア児等が保護者の付添いなしに通学するための支援の充実
- 医療的ケアを行う看護師の確保など医療・福祉との連携強化

1 現状・課題

- ・医療的ケアが必要な児童生徒が増え、そうした児童生徒が特別支援学校へ通学を希望することが多くなっています。
- ・令和3年9月の医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行により、医療的ケア児に対する適切な支援を行うことが学校設置者の責務となるとともに、保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるよう、必要な措置を講ずることが求められました。
- ・県では、23校に70人の看護師を配置し、たんの吸引や経管栄養など医療的ケアを実施していますが、重度・重複化、多様化が進んでいるため、更なる看護師の配置が必要です。
- ・高度な医療的ケアとなる人工呼吸器管理については、学校体制下での安全面と対応できる看護師の確保に努めておりますが、半数近い看護師が人工呼吸器を扱った経験がないなど、課題が生じています。
- ・医療的ケア児の通学支援については、車両経費は就学奨励費を活用していますが、付添い看護師の委託経費は対象となっていません。
- ・また、学校設置者による福祉車両やスクールバスの用意も、地方では事業者の確保が難しく、車両の購入には高額な経費を要するため、国による支援が必要です。
- ・看護師不足や報酬の高額化、福祉車両の確保など適切な医療的ケア児の支援には、教育と医療・福祉の連携協力が必要不可欠となっています。

2 本県の取組

- ・令和4年度から2年間、学校体制による人工呼吸器管理のモデル事業を実施して、医療機関との緊急時の連携体制や看護師に対する研修等の課題を検証しています。
- ・令和5年度から医療的ケア児の就学支援事業を開始しました。
- ・看護師の確保に向けて、看護協会や福祉関係機関等との協議を行います。

【県担当課】特別支援教育課

未来を担う有徳の人づくり

(6) “才徳兼備”の人づくり

56 学級編制基準の見直しと公立学校教職員定数の改善及び弾力的活用の推進

[要望・提案先：文部科学省]

【要望・提案事項】

- (全校種) 教職員定数改善計画の策定・実施及び加配定数の弾力的な活用の実施
- (義務) 義務標準法の改正による中学校全学年での 35 人規模学級の実現
- (義務) 特別支援学級の編制基準を 6 人へ引下げ
- (義務・高校) 日本語指導のための定数充実
- (全校種) 育休代替の本務者による対応
- (義務) 免許外教科担任解消のための定数措置
- (特支) 学校規模による事務職員の配置及び専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の基礎定数化
- (全校種) 養護教諭、事務職員、学校栄養職員の配置基準の見直し及び養護教諭、事務職員の複数配置基準の引下げ

1 現状・課題

- ・ 国では、第 7 次教職員定数改善計画（平成 13～17 年度）後、定数改善計画が策定されておらず、中・長期的な計画に基づく安定的な採用等、本県が目指すきめ細かな指導を行うための教職員の計画的な配置を行うことが困難な状況となっています。
- ・ 本県では、いじめや不登校、暴力行為、貧困などの課題に加え、特別支援教育対象児童生徒の増加、グローバル化、インクルーシブ教育システムの構築、新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築など、時代の変化に伴う新しい教育環境への対応が必要とされています。
- ・ これらの課題への対応には、適正な人員配置が不可欠ですが、現在、現場の人事配置には、以下のような課題があります。
 - ① 小学校の段階的な 35 人学級編制の実施に伴い、指導方法工夫改善加配が年々減少しており、少人数による指導等のきめ細かな指導を行うための人員配置が年々難しくなっております。
 - ② 小学校専科指導（教科担任制）は、専門性の高い教科指導による教育の質の向上と教員の持ち時数の減につながっていくことが期待されます。しかし、十分な加配教員が配置されていないことに加え、小学校専科指導（発展的見直し分）の移行による対応であるため、専科指導の推進において学校間格差が生じていくことが懸念されます。

【県担当課】 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・教育施設課

- ③ 小学校専科指導（英語）は、英語教育の充実及び教員の持ち時間数の減につながっていますが、担当教員は、週 24 時間の授業に加え、成績処理等で多忙を極めています。
 - ④ 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級においては、インクルーシブ教育の方針を受けて特別な支援が必要な児童生徒が急増しており、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導を行うためには、現行の学級編制基準では十分とはいえない状況にあります。
 - ⑤ 日本語指導を必要とする外国人児童生徒が急増しており、現行の加配教員と標準法における配置基準（18：1）による基礎定数化の対応では十分とはいえない状況にあります。
 - ⑥ 若年層の女性教職員の増加に伴い産育休取得者が増加していることから、特定の学校に複数の育休者が停留して代替者が増加し、学校運営が困難となっています。
 - ⑦ 免許外教科担任解消のため、定数活用による非常勤講師を配置していますが、そのために、本来学校に配置すべき教員が減少しています。
 - ⑧ 特別支援学校においては、障害の重度化・多様化に伴い、個々の学びを支えるため、医療との連携が不可欠な状況にあり、医療専門職へのニーズがより一層高まっていますが、児童生徒にとって専門的な指導が十分に保証されていない現状があります。
 - ⑨ いじめや不登校への対応、心理的に支援を必要とする児童生徒の増加等、養護教諭の役割は大きくなってはいますが、養護教諭は、比較的規模の大きい学校でも一人配置であるため、十分に力を発揮できない状況にあります。
 - ⑩ 小中学校では、全ての市町において共同学校事務室を設置し、事務職員の学校経営への参画を促進することで、教員の多忙化の解消及び教育の質の向上に努めておりますが、事務職員の負担は大きくなってはいます。また、特別支援学校では、幼児児童生徒の増加に伴い、教育環境の整備や幼児児童生徒の就学奨励費等の業務量が増加の一途にあります。
 - ⑪ 学校栄養職員は、児童生徒数の減少に伴い定数が年々減少しており、学級数の減少よりも定数減となった栄養職員の対応学級数の方が多いため、1人の栄養職員が受け持つ学級数は増加傾向にあり、児童生徒が食育指導を受ける機会が少なくなっています。
- ・ このような現状に対応するためには、育休代替を本務者とする対応や国加配の弾力的な活用、基礎定数化の配置基準（日本語指導・通級指導・初任者研修）など定数及び施設整備費補助において、実態に見合った学級編制基準の見直しが必要です。

- ・ その他、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置により、教員の負担軽減が図られていますが、補助対象経費に費用弁償（通勤手当）が含まれていないため、地域によっては、人材確保に非常に苦慮している現状があります。

2 本県の取組

- ・ 令和元年度から義務教育課程全学年において 35 人以下学級編制を実施
⇒指導方法工夫改善加配の活用と県単独加配（令和 5 年度 33 人）の措置
- ・ スクール・サポート・スタッフの活用
⇒令和 4 年度、全小中学校 476 校へ、1 校平均週約 19 時間配置し、教員 1 人当たり週約 36 分（令和 3 年度約 42 分）の総勤務時期間減少の実績
⇒令和 5 年度、全小中学校 470 校へ、1 校平均週約 20 時間配置
- ・ 特別支援学級への非常勤講師の配置
⇒令和元年度まで、自閉症・情緒障害学級に 7 又は 8 人の児童生徒が在籍する学校に非常勤講師を配置してきたが、令和 2 年度から、上記に加え、知的障害学級に 8 人の児童生徒が在籍する学校にも非常勤講師を配置
- ・ 日本語指導非常勤講師の配置
⇒令和元年度から、特別の教育課程を編成している児童生徒が在籍し、加配等が配置されていない学校へ配置
- ・ 高等学校における通級指導
⇒高等学校において特別な支援が必要な生徒に対応するため、通級指導の加配を有効活用

57 G I G Aスクール構想推進に向けた支援の拡大

[要望・提案先：文部科学省]

【要望・提案事項】

- G I G Aスクール構想の実現に必要な継続的な自治体支援
- 自治体間格差のない、I C Tを活用した教育の推進に必要な環境の整備
- 教員のI C T活用指導力向上施策の充実

1 現状・課題

- ・国が進めるG I G Aスクール構想を着実に実現し、「誰一人取り残さない教育の実現」のためには、自治体の財政力による教育格差が生じないように、デジタル教科書の無償化や、既に整備された1人1台端末の更新、I C Tの活用に関する教員の支援体制の拡充など、物価上昇を加味した上での継続的な自治体支援が必要不可欠です。
- ・加えて、どこでも同等の公教育が行われるために、学校現場において個別に導入されている校務支援等各種システムの全自治体への配備や安定した広域のネットワーク網、家庭においても学びを継続させるための無償の通信環境など、全自治体に共通するI C T環境の整備が求められます。
- ・また、教員のI C T活用指導力の個人差が、児童生徒に対する学びの提供において格差に繋がっていくことが懸念されます。

2 本県の取組

- ・本県では、地域全体として格差を生まない整備に取り組むとともに、県内自治体の学校・行政運営の高度化・簡素化・効率化に資するため、県内全市町とI C T教育に関する連絡会を設置し、端末の利活用促進やI C T活用に係る好事例等の横展開を図っています。
- ・学校からの照会や技術支援の相談窓口であるG I G Aスクール運営支援センター開設に当たり、ノウハウの共有などによる効果的な支援の実現を図るため、令和5年度から県と1町が連携実施しています。
- ・また、政令市を除く全市町立学校（各校1名）を対象に行う「G I G Aスクールサポート研修」のほか、能力・習熟別に各種研修を行うとともに、I C Tを活用した授業動画の共有など教員支援ポータルサイトを通じて、教員のI C T活用指導力向上に努めています。

【県担当課】教育D X推進課

58 夜間中学の運営に対する支援の拡大

[要望・提案先：総務省・文部科学省]

【要望・提案事項】

- 夜間中学の運営に対する地方交付税措置の都道府県への対象拡大
- 夜間中学の複数教場への、配置弾力化等による養護教諭・事務職員の完全配置
- 夜間中学在籍生徒に対する全国一律の就学支援制度の創設

1 現状・課題

- ・令和5年4月1日に、磐田市、三島市の2教場に静岡県立ふじのくに中学校（夜間中学）を開校しました。しかし、運営を進める中で、以下の課題が明らかになりました。
- ・学校の設置には、教材、備品等の購入や施設の修繕が必要となり、運営には多額の経費が必要となります。
- ・都道府県立の夜間中学が開設されたことを受け、令和3年度からは、教職員人件費や学校の建設経費、運営費に係る都道府県負担分について、市区町村負担分と同様に地方交付税措置の対象となりました。
 - ①初期運営を支援する教育支援体制整備事業費補助金（夜間中学の設置促進・充実事業）における地方公共団体負担分については、設置者が市区町村の場合は地方交付税措置がとられていますが、都道府県の場合は地方交付税措置がありません。
 - ②1校の夜間中学に分校等により複数教場を設置する場合、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「学校教育法」に基づく養護教諭及び事務職員の配置数は、最大でそれぞれ1人ずつであり、養護教諭・事務職員を全ての教場に配置できない状況です。このため、生徒の安全の確保や、予算執行、教職員のサービス管理等、学校運営を行う上での課題が生じます。
 - ③現行の就学支援制度には夜間中学在籍者が対象に含まれておらず、夜間中学を設置する市町村等ごとに制度創設の判断が委ねられている状況です。このため、就学支援制度を設けない市町村等では、入学希望者等が経済的事情により学習の機会が失われる可能性があり、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の基本理念に照らして改善が求められます。

【県担当課】義務教育課

2 本県の取組

- ・静岡県では、外国人県民や不登校の児童生徒の増加等により夜間中学設置の必要性が高まったことから、令和3年11月に「静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）設置基本方針」を策定しました。
- ・この方針に基づき、令和5年4月に県立の夜間中学として「静岡県立ふじのくに中学校」を開校しました。
- ・本県は東西に広い県土を有するため、全国初の2教場同時設置を行い、遠隔教育をはじめICTを活用した教育の充実を図ることとしています。
- ・義務教育段階の学びの場を確保し、また、高等学校等への進学及び就労の選択肢を提供することにより、誰もが活躍できる社会の実現と県内産業を支える人材の確保・育成を目指します。
- ・令和5年4月に開校したものの、今後、生徒が増加していくことを考えると、教員数の確保が課題となってきます。令和5年度は、国の加配措置により養護教諭・事務職員を全ての教場に配置できましたが、生徒の安全の確保や、予算執行、教職員の服務管理等について、基礎定数化による、一層の円滑な学校運営を目指します。

静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）設置基本方針

（令和3年11月4日策定）

開 校 時 期	令和5年4月	
設 置 者	静岡県	
対 象 生 徒	静岡県在住の15歳以上で、日本人は①、外国人は①・②の両方を満たす人 ①日本や海外において9年間の義務教育を修了していない人又は実質的に受けられないまま卒業した人 ②在留カード所持者で在留資格が留学ではない人	
設 置 規 模 ・ 手 法	教 場 数 及 び 設 置 場 所	2 教 場 ・ 磐田本校：天平のまち3階内(磐田市中泉1丁目) ・ 三島教室：静岡県立三島長陵高等学校6階内 (三島市文教町1丁目)
	開 校 手 法	年次進行で開設（開校年度は第1学年のみ）
	学 級 編 制	静岡式35人学級編制による
	学 区	全県1区
	学 習 の 特 徴	両教場間で遠隔教育を実施し、ICTを活用した学びを展開

【県担当課】義務教育課

59 国際バカロレア認定に向けた取組の推進

[要望・提案先：外務省・厚生労働省・文部科学省]

【要望・提案事項】

- 高い専門性と指導力のある外国人教員を確保できる任用制度等の構築
[外務省・厚生労働省・文部科学省]
- 国際バカロレア認定に必要となる人材育成及び施設整備等に係る支援の充実
[文部科学省]

1 現状・課題

- ・令和元年12月に閣議決定された、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「国際的に通用する大学入学資格が取得可能な教育プログラムである国際バカロレアの普及・拡大を通じて地域に根差しながらグローバルに活躍する人材育成の拡充に向けた取組を推進する」とされています。
- ・また、成長戦略2020（2020年7月閣議決定）においても、国際バカロレア認定校等を令和4年度までに200校以上にすることを具体的な数値目標として掲げています。（令和4年度末で認定校は207校となり目標は達成）。
- ・本県でも、グローバル化の進展に伴い、真に国際社会で活躍できる人材を育成するため、こうした国の取組に呼応して、探究的学習を特色とする国際バカロレア教育の導入実現に向けた準備を進めていますが、円滑で安定的な事業実施にあたり、以下の課題があります。
 - ① 国際バカロレア教育の導入には、英語で教科指導ができる高い専門性と指導力のある人材を確保する必要があります。しかし、日本人で本件に該当する教員には限りがあるため、外国人教員の活用が不可欠と考えていますが、教育職員免許法に規定された要件を有する外国人教員には限りがあり、人材の確保が困難な状況となっています。
 - ② 国際バカロレア認定のためには、英語で教科指導ができる人材を教員として確保する必要があるほか、教員養成のワークショップへの継続的な参加など人材育成にかかる経費や新たな施設整備にかかる経費が必要になるなど負担が大きくなっています。
- ・このような状況に対応するためには、外国人教員を容易に確保できるような新たな任用制度等の構築や、人材育成や施設整備等について、国による支援が必要です。

2 本県の取組

- ・令和3年度「静岡県立高等学校における国際バカロレア教育導入基本計画」を策定し、国際バカロレア教育の導入実現に向けた準備を進めています。
- ・令和4年7月、国際バカロレア機構による認定に向け申請する学校をふじのくに国際高等学校に決定し、令和5年5月に国際バカロレア機構による候補校認定を受けています。

【県担当課】義務教育課・高校教育課・教育施設課

60 飛び入学に係る各種要件等の緩和

[要望・提案先：文部科学省]

【要望・提案事項】

- 大学の飛び入学に係る対象者の要件及び受入大学に関する要件の緩和
- 高等学校卒業程度認定試験に係る合格年齢の引き下げ
- 大学入学年齢制限の撤廃
- 大学入学共通テストの飛び入学者選抜への活用

1 現状・課題

- ・近年、高等教育の国際比較が進み、日本の若者の学力の低下が目立ちます。義務教育修了者の学力を高めるために、制度の見直しが必要です。
- ・特に優れた資質を持つ若者の才能を伸ばす制度として「飛び入学」制度があり、国の第3期教育振興基本計画でもその推進が示されていますが、十分に活用されていません。
- ・大学への飛び入学は、平成9年の制度創設以降、平成13年には対象分野の制限撤廃、令和4年には飛び入学者に対する高卒認定制度が創設されるなど、制度の整備がなされてきましたが、全国的にみても導入する大学は少なく、本県においては飛び入学を導入している大学はない状況です。
- ・本県では、平成25年度に有馬朗人元文部大臣、遠山敦子元文部科学大臣、本庶佑元内閣府総合科学技術会議常勤議員などの有識者、県内大学及び高校関係者等による検討委員会を設置し、静岡型飛び入学の導入等を柱とする提言をいただきました。
- ・静岡型飛び入学の導入においては、対象者の年齢や受入れ大学の指導体制などの要件、高等学校卒業程度認定試験の合格年齢等、様々な課題があります。

2 本県の取組

- ・多様な分野で社会や地域をリードする人材を育成するため、教育委員会と連携し、農業、工業、商業などの実学分野や物理、化学などの理数分野において高い能力を持つ高校生に対して、早期に高等教育に触れる機会を提供し、その能力を開花させるとともに、将来の静岡型飛び入学実施に向けた環境醸成を図っています。

【県担当課】 大学課

未来を担う有徳の人づくり

(7) 誰もが活躍できる社会の実現

61 産業人材の確保施策の充実

[要望・提案先：内閣府・厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 新たな人材確保に取り組む自治体や民間企業に対する支援の充実・強化
- 地域企業と学生とのマッチング促進及びU I ターン就職の促進に対する支援の充実・強化
- 中小企業に対する障害者雇用に係る助成金等の充実・強化

1 現状・課題

- ・本県の有効求人倍率は、令和3年2月以降1倍を上回って推移し、雇用情勢は改善が進んできましたが、その一方で、経済社会活動の正常化に伴い、幅広い分野で人手不足が顕在化しています。
- ・特に、地域の中堅・中小企業の人材確保は十分でなく、地域の実情に応じた、産業政策と一体となった人材確保施策の推進により、地域企業の人材確保支援を一層進めていく必要があります。
- ・また、地域企業と学生とのマッチング促進やU I ターン就職の促進などは、将来を担う若者層を県内企業での就労に導くための重要な施策であり、地方創生を進める上で拡充する必要があります。
- ・県内企業の障害者雇用率は、令和4年6月1日現在で2.32%となり法定雇用率2.3%を達成しましたが、国は法定雇用率を段階的に引き上げ、令和8年7月には2.7%とすることとしました。
- ・障害のある人の雇用を一層推進していくためには、雇用した際の助成金制度の財源確保など中小企業に対する支援の充実・強化を図る必要があります。

2 本県の取組

- ・本県では、産業人材を確保するため、「静岡県雇用・人材対策」を策定し、技術革新の進展に対応できる人材の育成や、若者のU I ターン就職支援、女性や高齢者、障害のある人、外国人などの多様な人材の活躍促進等に取り組んでいます。

【県担当課】労働雇用政策課

62 外国人材活躍の推進

[要望・提案先：文部科学省・厚生労働省・法務省・経済産業省・国土交通省]

【要望・提案事項】

- 定住外国人の正規雇用を推進するため、就業前から雇用継続までを一貫して支援する施策の実施[厚生労働省]
- 「特定技能」制度の理解促進と普及を図るための広報活動の実施と、特定産業分野の拡大[厚生労働省、法務省、経済産業省、国土交通省]
- 国費外国人留学生の対象となる教育に職業能力開発施設で行う職業訓練を追加[文部科学省]
- 職業能力開発施設での外国人留学生に対する職業訓練を交付金の対象とするなどの受入れ体制の整備[厚生労働省]

1 現状・課題

- ・本県は友好的互惠・互助に基づく善隣外交を基本とし、徳のある、豊かで、自立した国際的に存在感のある地域を目指し、地域外交の取組を進めています。
- ・本県は、「静岡県の新ビジョン 富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり」において、誰もが努力をすれば人生の夢を実現でき、幸せを実感できる地域を目指すこととしており、外国人が働きたい、住みたいと思い、選ばれる県に向けて取り組む必要があります。
- ・本県では、令和4年10月末現在の県内外国人労働者数は67,841人となり、雇用状況の届出義務化以降、最高を更新しています。そのうち、定住者などの「身分に基づく在留資格」の割合が56.3%と、全国で1番高い状況にあります。
- ・定住外国人が安心して快適に暮らすためには、安定した収入を得ることができる仕事に就く必要がありますが、言語や文化の違いのために、定住外国人と雇用する企業双方に理解が不足しており、就業及び職場定着を継続して支援していく必要があります。
- ・定住外国人の多くは、日本に長く住むことを希望しているものの、正社員として採用されず、不安定な雇用環境下で就労しています。こうした定住外国人に正社員として活躍してもらうためには、正社員化を支援する事業を制度化し、広く普及していく必要があります。
- ・平成31年4月1日の改正入管法の施行により、新たな在留資格「特定技能」による外国人材の受入れが可能となり、現在は12分野での受入れが行われています。

【県担当課】労働雇用政策課・職業能力開発課

- ・国は制度開始5か年の最大受入れ見込み数を345,150人としていたところ、令和5年6月末現在において、全国で173,089人、本県で5,483人とどまっています。
- ・特定技能制度が有効に活用されるためには、その制度の趣旨、概要、技能実習との相違点等について、広く説明し、制度の理解を促進していくことが必要です。
- ・また、特定技能に係る特定産業分野について、対象拡大を求める要望があります。
- ・現在、国の有識者会議において技能実習制度及び特定技能制度のあり方を検討中であり、方向性を注視していくことが必要です。
- ・県立工科短期大学校（職業能力開発施設）では、若年の外国人材が地域で活躍できる技術・技能を学べるよう、留学生の受入れに取り組んでいます。
- ・県立工科短期大学校（職業能力開発施設）へ入校する外国人材は、文部科学省所管の大学や専修学校と同様に留学の在留資格が付与され、職業訓練に準ずる訓練を受けることができる一方、文部科学省所管の国費外国人留学生制度の対象となっておらず、私費留学となっています。さらに、外国人留学生に対する職業訓練は、国の交付金の対象外とされています。
- ・外国人留学生は私費留学になることや、国の交付金などの支援措置がないことが支障となり、職業能力開発施設で外国人留学生の受入れが進んでいない状況を改善する必要があります。

2 本県の取組

- ・本県では、平成28年度から30年度の3年間、厚生労働省の地域創生人材育成事業を活用し、定住外国人が安心して快適に暮らし、活躍することができるように、労使双方への教育訓練の実施や就職後のOJT訓練への支援、職場定着アドバイザーの派遣など、就業前から定着まで一貫して支援する事業を実施し、令和元年度からは県事業として支援を行いました。
- ・平成30年度からは、正社員として活躍している定住外国人のロールモデルを普及・啓発する事業を実施し、定住外国人の正社員化を進めています。
- ・令和元年度は、特定技能制度に関する説明会及び外国人材と地域との共生先進事例を紹介するセミナー、令和2年度及び3年度は、特定技能受入実務セミナーや地域共生先進事例セミナー、令和4年度は、インドネシアにおいて特定技能（介護）の採用面接会を開催しました。
- ・また、国（出入国在留管理局、労働局）、県、技能実習機構、経済団体等の外国人支援機関の情報共有、連携を促進し、外国人材を官民一体となって支援しています。

【県担当課】労働雇用政策課・職業能力開発課

63 多文化共生の推進に係る施策の充実

[要望・提案先：内閣官房・総務省・法務省・外務省・文部科学省
・厚生労働省・経済産業省]

【要望・提案事項】

- 外国人全体を対象とする基本法の策定[内閣官房・法務省]
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に盛り込まれた施策の一層の拡充と恒久的な財政措置[内閣官房・総務省・法務省・外務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省]

1 現状・課題

- ・本県では、平成2年の「出入国管理及び難民認定法」の改正以降、日系外国人を中心に、多くの外国人県民が生活しています。近年では、技能実習生や留学生などアジア諸国の出身者も増加しており、国においても技能実習・特定技能制度の見直しが議論される等、今後も本県に居住する外国人が増加することが見込まれます。
- ・こうした中、地方自治体等、実際に地域で外国人を受け入れている関係者の意見を反映させるなど、より実情に即した効果的な施策を検討することが重要です。また、これらの施策が国の責任において着実に実行されるため、基本法を策定することが求められます。
- ・生活者としての外国人に対する支援においては、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の一層の拡充と、盛り込まれた施策が確実に実施されるよう、都道府県に対しても、交付税措置を拡充するなど、国が十分かつ恒久的に予算措置を行うことが求められます。

県内国籍別在留外国人数

(単位：人)

順位	1	2	3	4	5	6	その他	総数
国籍	ブラジル	フィリピン	ベトナム	中国	ペルー	韓国		
外国人数	31,777	18,397	15,609	9,978	4,752	4,293	21,539	106,345

(令和4年12月末現在 法務省「在留外国人統計」)

2 本県の取組

- ・本県では、外国人県民の増加に伴う社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、多文化共生審議会等により関係者からの意見を聴取するほか、課題に応じてプロジェクトチームを設置し、多文化共生に係る部局横断的な課題に全庁をあげて取り組んでいます。

【県担当課】多文化共生課

豊かな暮らしの実現

(8) 富をつくる産業の展開

64 工業用水の安定供給の確保

[要望・提案先：総務省・財務省・経済産業省]

【要望・提案事項】

- 工業用水の安定供給のための施設更新の推進[経済産業省]
 - ・計画的な工業用水施設の更新を実施するため、事業計画に応じた複数年度を対象とする補助事業の採択と十分な予算の確保
 - ・既存施設を稼働しながらの更新事業に対して、既存施設の撤去費も補助対象とするなど補助制度の充実
 - ・管路の強靱化を目的とした自立型管更生工法等の新技术を補助対象として拡充
 - ・コスト削減に資する工事に対する補助事業の優先採択
 - ・初年度採択のない複数年契約工事に対する補助事業の次年度以降の採択
- 工業用水道事業の健全経営の推進
 - ・産業振興・経済の活力維持及び防災・減災対策の観点から、工業用水道事業を健全に経営するために必要な地方公営企業繰出基準の見直し[総務省・経済産業省]
 - ・工業用水道事業に係る公的資金補償金免除繰上償還の実施と要件の緩和並びに公的資金による必要額の確保[総務省・財務省]

1 現状・課題

- 工業用水の安定供給のための施設更新の推進
 - ・地域の経済再生のためには、企業活動が活性化する必要があり、そのためには「産業の血液」とも言われる工業用水が安価で安定的に供給されることが不可欠です。
 - ・県内の工業用水施設には、複数年債務での更新が必要なものや、既存施設を稼働しながらの更新が避けられないものが数多くありますが、工業用水施設に係る国庫補助は、更新・耐震化計画に基づく事業が単年度毎に採択されており、また、稼働しながらの更新の場合は既存施設の撤去費が補助対象外とされていることから、計画的な事業実施に必要な更新財源の確保が大きな課題となっています。
 - ・また、既設管を有効活用する新たな管路整備手法に取り組みコスト削減を図っても補助採択においては考慮されていない、複数年で執行する事業について、初年度に補助採択されなかった事業については次年度以降は補助申請ができない（特に設備工事は複数年で執行することが多く、初年度は機器製作期間となり支払いが無いため補助申請ができない）などの課題もあります。
- 工業用水道事業の健全経営の推進
 - ・工業用水道事業は、地域経済の発展や雇用の確保に重要な役割を果たしているとともに、大規模災害により給水が停止した場合、企業の生産活動が停止するなど社会

【県担当課】 経営課

に大きな影響を与えるため、施設の強靱化を図る必要がありますが、現行の地方公営企業繰出基準は、消火栓等に要する経費しか認めていません。

- ・施設・設備の大規模更新には、多額の資金の低利で安定的な確保が必要となりますが、地方債計画における公的資金の割合が減少しています。
- ・現在の利率と比べると高い年利2%以上の企業債が残存していることが、経営に大きな負担となっています。

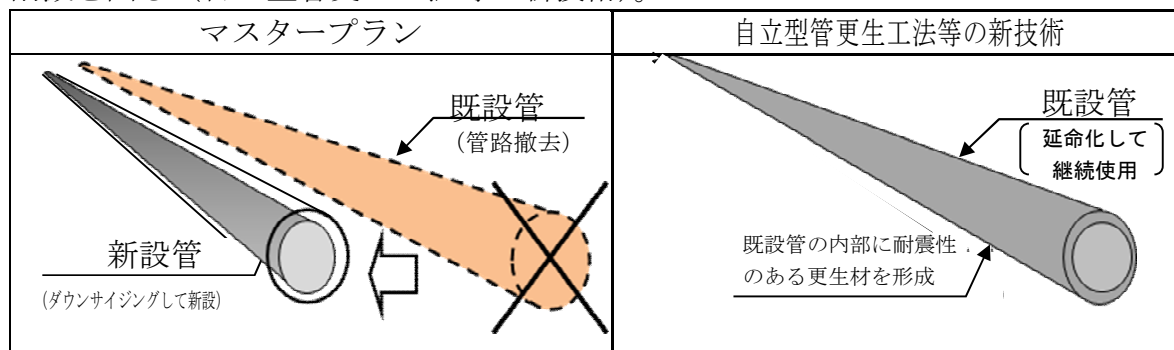
2 本県の取組

○ 工業用水の安定供給のための施設更新の推進

- ・本県では工業用水の安定供給を目指して、耐震化や将来の水需要予測を踏まえた基本計画となる「マスタープラン」を策定しました。これをもとに60年間の収支を踏まえた「経営戦略」を策定し、経営の安定を図るよう取り組んでいます。
- ・マスタープランに基づくダウンサイジングにより更新事業費を2,173億円削減することとしておりますが、既設管を有効活用する新たな管路整備手法の導入などにより、さらに590億円の削減を目指します。

<新たな管路整備手法>

既設管の内部に耐震性のある更生材を形成し、既設管の延命化による更新費用の削減を図る（自立型管更生工法等の新技术）。



○ 工業用水道事業の健全経営の推進

- ・本県では、料金改定や費用の削減など経営改善に取り組むとともに、年利6%以上の企業債の繰上償還を実現しました。

<繰上償還実績>

(単位：千円)

区分	繰上償還額	軽減利息	対象
平成19年度	162,863	19,928	年利7%以上の企業債
平成22,23年度	382,342	86,230	年利6%以上の企業債 (H22:6.3%以上、H23:6.0%以上6.3%未満)
合計	545,205	106,158	

【県担当課】経営課

65 工業用水道及び水道事業に係る電気料金負担の軽減

[要望・提案先：経済産業省]

【要望・提案事項】

- 再生可能エネルギー賦課金減免制度における減免割合の見直し
- 電気料金高騰に対する新たな補助制度の創設や繰出基準への追加等支援の拡充

1 現状・課題

- ・工業用水道及び水道事業は、地域経済の発展や地域住民の生活に重要な役割を果たしており、電力使用の合理化にも積極的に取り組んできました。
- ・平成28年6月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が公布され、一律8割であった再生可能エネルギー発電促進賦課金の減免割合が「事業の種類」等により異なることになり、工業用水道及び水道事業などは、令和元年度から4割減免となりました。
- ・さらに「直近4事業年度の電力原単位の対前年比変化率の平均が年1%以上改善していること」などの優良基準に適合しない場合は、減免割合が更に減少し、2割減免となります。
- ・この改正に伴う減免割合の減少と賦課金単価の上昇に加え、令和4年度は、ロシアのウクライナ侵攻等に起因する燃料費調整単価の高騰を受け、工業用水道及び水道事業で支出する電気料金が急増しました。
- ・受水企業や住民からの料金収入で費用をまかなう公営企業では、費用の増加が受水企業や住民の水道料金に跳ね返るため、国際競争に晒されている企業の競争力の低下や地域住民の負担増となります。

再生可能エネルギー発電促進賦課金減免影響額（試算）

（単位：千円）

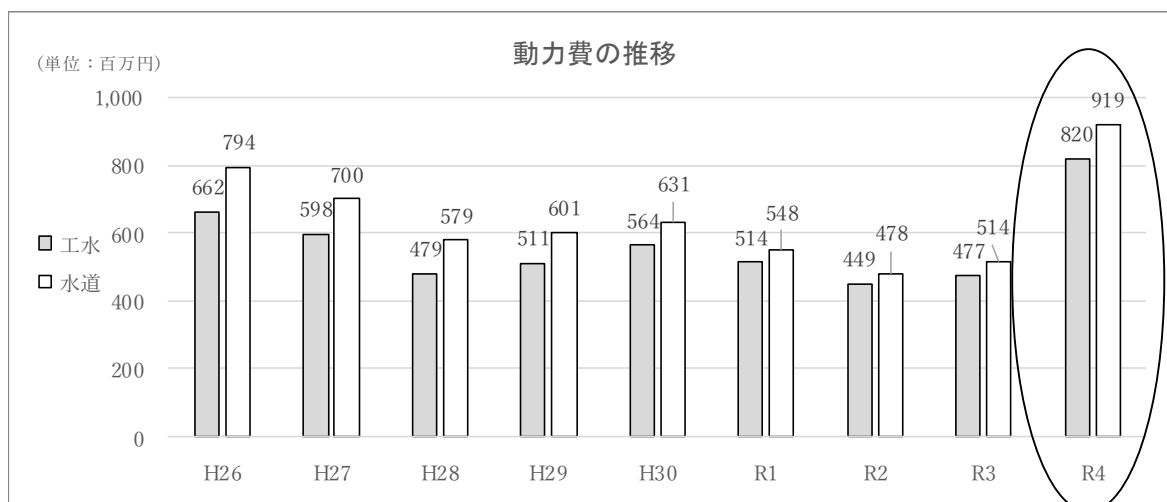
区分	R4 電力量 (千kwh)	R5 賦課金単価 (円/kwh)	賦課金 (減免前)	減免額 (概算)80%	減免額 (概算)40%	影響額 80%-40%
工水	33,293	1.4	46,610	37,288	18,644	18,644
水道	33,721	1.4	47,209	37,768	18,884	18,884
合計	67,014	-	93,820	75,056	37,528	37,528

※R4 使用電力量（実績）により試算

【県担当課】 経営課

動力費の推移

(単位：百万円)



2 本県の取組

- ・本県では、再生可能エネルギー賦課金減免制度を活用し費用の削減をしています。
- ・入札による電力調達により3年間（令和元年度～令和3年度）で6億円削減したほか、夏季の節電やデマンドレスポンス契約等により費用の削減に取り組んでいます。

66 新たな地域経済圏の形成に向けた支援の充実

[要望・提案先：経済産業省、農林水産省]

【要望・提案事項】

- 中部横断自動車道を活用した新たな物流、商流の構築への支援
- 中央日本四県（^{やま}山の^{くに}洲）連携による地域資源・強みを活かした個人消費の喚起への支援

1 現状・課題

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、消費者等の行動様式やビジネスモデルに変容をもたらすとともに、首都圏市場へ過度に依存することのリスクを顕在化させたため、戦略的に市場を一定程度分散させることが必要となっています。
- ・令和3年8月の中部横断自動車道の全線開通により、新鮮な状態で産品を供給できるエリアが拡大し、新たな物流、商流の構築が期待されています。
- ・令和3年11月に開催された、中央日本四県（山梨・静岡・長野・新潟）サミットでは、本県知事が提案した、各県産品の購入や域内の観光交流の促進を目的とした中央日本四県知事共同宣言が採択されました。
- ・これにより、中央日本四県は、「利他」と「自利」の精神のもと、中央日本四県の豊かで、美味しく、新鮮な県産品をお互いに購入しあう「バイ・山の洲」を展開していますが、新たな地域経済圏の形成に向け、中央日本四県連携による個人消費の喚起の更なる推進が必要です。

2 本県の取組

- ・令和2年から取り組む、山梨県と連携した「バイ・ふじのくに」では、物産市や農産物直売の相互開催が定着し、両県産品の購入や観光誘客につながっています。
- ・「バイ・山の洲」では、令和4年に中央日本四県の特産品を揃えた物産展や長野県、新潟県の販売者による特産品の直売会が初めて開催され、継続開催されています。
- ・さらに、本県は、山梨、長野、新潟の各県地場のスーパーマーケットと連携し、商談やテストマーケティングを開催し、県産品の定番化による、商流・物流の構築に取り組んでいます。
- ・また、中央日本四県で連携し、各県産品を中部横断自動車道を活用して集め、静岡県産品と合わせて清水港から輸出するスキームの構築に向けて取り組んでいます。

【県担当課】 マーケティング課

67 先端産業の創出と振興

[要望・提案先：内閣府・文部科学省・経済産業省・農林水産省
・国土交通省・環境省]

【要望・提案事項】

- 先端産業を支える制度の構築
 - ・ 国立研究開発法人など国の研究機関や大学等との連携促進
[文部科学省・経済産業省・農林水産省・国土交通省]
 - ・ 総合特区制度における規制緩和や金融・財政等、各種支援制度の拡充[内閣府]
 - ・ サプライチェーンの強靱化に資するサイバーセキュリティ対策への支援拡充
[経済産業省]
- 医療・健康産業等の取組支援
 - ・ 医療・健康産業（医療・介護、食品・ヘルスケア、光・電子技術等）に対する研究開発の支援拡充[文部科学省・経済産業省]
 - ・ フードテック・ヘルステックを活用した製品・サービス開発に対する支援拡充
[経済産業省・農林水産省]
 - ・ マリンバイオテクノロジーを活用した研究開発や産業応用に対する支援
[経済産業省]
- 電動化やカーボンニュートラル実現に向けた自動車産業等の取組支援
 - ・ EV・自動運転技術の開発やMaaS事業への参入を促進するための支援制度の拡充[経済産業省]
 - ・ EVや燃料電池自動車（FCV）等の充電・充填インフラの整備を促進するための支援制度の拡充[経済産業省]
 - ・ 脱炭素化に取り組む中小企業に対する省CO₂型設備等の導入支援制度の拡充
[環境省]
 - ・ CNF（セルロースナノファイバー）による製品（用途）開発等を推進するための研究開発支援制度の拡充[経済産業省・環境省]

1 現状・課題

<先端産業を支える制度>

- ・ 本県では、地域資源や産業基盤の特性を活かした先端産業創出プロジェクトを推進しています。最近では、海洋資源を活用したマリンバイオテクノロジーによる製品開発にも取り組んでいますが、イノベーションを起こし、新たな価値を創造するためには、国の研究機関や大学等との連携を促進する環境整備が必要です。

【県担当課】 新産業集積課・産業イノベーション推進課・経営支援課・地域交通課・建設政策課

- ・医療健康産業の振興と集積を目指す「ふじのくに先端医療総合特区」では、山梨県の7市町を加え、県域を超えた企業やアカデミアとの連携にも取り組んでおり、取組の深化に向けては、特区の支援制度の拡充が必要です。
- ・自動車産業など本県の産業を主導する部門においても、これまで培った高度なものづくり技術をベースとしながら、DXによる産業構造の転換を図る必要があります。先端産業を中心とした企業間でのデジタルデータのやり取りが増加していく中、サイバー攻撃のリスクが高まっており、サプライチェーン全体の強靱化を図るため、サイバーセキュリティ対策に必要となる機器等の導入支援の拡充が必要です。

<医療・健康産業等の取組>

- ・医療・介護、食品・ヘルスケア、光・電子技術など、本県経済を牽引する産業分野において、新たな製品開発や生産性を高める技術開発を支援する制度の拡充や、大学・企業等のリソースを活用した、地域発のイノベーションに向けた研究開発の支援制度の拡充が求められています。
- ・特に食品やヘルスケア分野では、先端技術の活用により課題解決や付加価値向上を図るフードテック・ヘルステックの活用が注目されていますが、人材、資本、専門知識等の経営資源に制約のある中小企業が、積極的にフードテック・ヘルステックを活用した新しい製品やサービスを開発していくためには、県外のスタートアップとのマッチングや事業計画作成に精通した専門家派遣などの支援が必要です。
- ・本県は、水深2,500mの深海を擁する駿河湾など、特色ある海洋環境を有し、研究フィールドとして優れているばかりでなく、マリンバイオテクノロジーの活用をはじめとした海洋産業の振興に適した高いポテンシャルを有する地域です。海洋関連産業の発展のためには、産学官連携の下、マリンバイオテクノロジーを活用した研究開発や産業応用を推進することが重要です。

<自動車産業等の取組>

- ・本県の輸送用機械器具製造業は、愛知県に次ぐ全国2位の規模を誇っています。MaaS等の様々なサービスの創出、拡大が見込まれる中、既存の自動車関連企業による次世代自動車への事業展開や、他産業から次世代自動車事業への参入拡大に向けて、企業の研究開発、事業化への一層の支援が求められています。
- ・地域企業の次世代自動車の技術開発を加速させるためには、EVやFCV等の充電・充填インフラの設置、更新など、ガソリン車から次世代自動車への買い換えを促す環境整備を進めることが必要です。
- ・世界的にカーボンニュートラルへの取組が重要視される中、完成車メーカーや大手部品メーカーのみならず、中小企業も脱炭素経営へのシフトに対応できない場合、

【県担当課】新産業集積課・産業イノベーション推進課・経営支援課・地域交通課・建設政策課

受注機会を失う恐れがあります。資金的に余裕がない中小企業は、エネルギー効率の高い設備への更新に二の足を踏んでいる状況にあり、省CO2型設備等の導入支援制度の拡充が不可欠です。

- ・植物由来で、軽量、強度の点で優れた特徴を有するCNFは、カーボンニュートラルや循環経済を実現する素材として、様々な分野での活用が期待されており、研究開発を行う企業人材の育成や研究・製品開発への支援制度の拡充が必要です。

2 本県の取組

<先端産業を支える制度>

- ・医療・介護分野では、静岡がんセンター、大学・研究機関等と連携したものづくりプラットフォームにより、医療現場のニーズと地域企業の技術シーズを結びつけ、機能性に優れた製品等の研究開発を促進しています。
- ・マリンオープンイノベーションプロジェクトにおいては、(国研)海洋研究開発機構(JAMSTEC)を始め、関係機関との連携を推進しているほか、海保全基金の設置や助成制度の創設により、海洋プラスチックごみ問題など、国際社会の課題解決にも取り組んでいます。令和5年5月には「ブルーエコノミー駿河湾国際ラウンドテーブル」を開催し、海と人が共にある暮らしを未来につなぐための、内外の有識者による提言を取りまとめました。同提言では、「デジタル田園都市国家構想の海洋版を発信し、世界に日本のリーダーシップを発揮していくこと」などをうたっています。
- ・本県に加え、山梨県を計画区域に組み込む国の総合特区の支援制度を活用し、県域を超えた連携により、医療健康産業の更なる活性化を促進しています。
- ・サイバーセキュリティについては、特に産業の裾野が広い自動車産業において、大手企業と比較して対策が手薄であるサプライチェーン内の中小企業を経由して、目的企業を攻撃する事例もあることから、令和4年度に大手サプライヤーと中小企業等によるワーキンググループを開催したほか、次世代自動車センター浜松において、サイバー攻撃を受けた際の模擬体験や、BCP策定のための演習などを行うワークショップを開催しています。

<医療・健康産業等の取組>

- ・医療・介護、食品・ヘルスケア、光・電子技術の各分野においては、国の支援制度を活用し、中核支援機関の支援メニューを強化しながら、地域企業の参入や新製品の開発を促進しています。
- ・特に食品・ヘルスケア分野においては、フードテック・ヘルステックを活用した新たな取組に意欲的な企業を支援するため、外部コンサルタントによるマッチングや

【県担当課】新産業集積課・産業イノベーション推進課・経営支援課・地域交通課・建設政策課

事業計画作成の支援などを実施しています。

- ・マリンオープンイノベーションプロジェクトでは、プロジェクトの推進機関となる（一財）マリンオープンイノベーション機構の設立や、中核拠点施設「MaOI-Parc」の整備などに取り組みました。また、国土交通省の「海における次世代モビリティに関する産学官協議会」への参加や、オープンイノベーションの場となるネットワーク組織の立ち上げなど、県内外の大学や研究機関のシーズと地域企業のニーズのマッチングを促進して、多彩な産業の振興と創出に取り組んでいます。

<自動車産業等の取組>

- ・次世代自動車センター浜松を中心とした支援プラットフォームにより、固有技術探索活動、EV分解活動、試作品開発等への支援や、コーディネータによるビジネスマッチング支援、研究開発・事業化への助成などを実施しています。また、「しずおか自動運転ShowCaseプロジェクト」を立ち上げ、自動運転の実証実験に取り組むほか、Maasに関する最新情報等を提供する交流会を開催しています。
- ・EVの充電インフラ等の整備に対する利子補給制度を設けるとともに、FCVの充填インフラ（水素ステーション）整備に対し助成しています。
- ・また、令和3年に開催した「次世代自動車の電動化・デジタル化等対応研究会」の報告書を踏まえ、企業間連携の強化、デジタル人材の育成・確保、脱炭素経営の推進等にも重点的に取り組んでいます。
- ・CNFについては、静岡大学と連携してCNFを活用した自動車部品の試作等に取り組んでいるほか、寄附講座を設置し、研究開発や人材育成を進めています。また、県富士工業技術支援センター内に設置した「ふじのくにCNF研究開発センター」では、地域企業の製品開発を支援しています。併せて、リサイクル性に優れたCNF強化樹脂の自動車部材等への応用を目指した研究会を開催し、強度の確保やコストの低減、リサイクルの確立に向けて必要な取組をとりまとめました。

68 農林水産物の輸出拡大のための支援の充実

[要望・提案先：農林水産省]

【要望・提案事項】

- 日本産食品への放射性物質の影響に関する、国内外への正確かつ迅速な情報発信と、輸出相手国が定めるその他の規制緩和への働きかけ及び海外での安全性のPR活動の強化
- 輸出相手国が求める証明書等を国や民間団体が発行する仕組みの構築
- 生産地（都道府県）別の輸出品目・額の把握
- 生産現場から海外商社へつなぐ地域商社の育成をはじめとした、国内・海外における流通過程や海外での販売現場までの間に生じている様々な課題解決への支援

1 現状・課題

- ・ 国が令和2年11月に決定した「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」では、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円という輸出額目標を設定しており、国を挙げて積極的に輸出拡大に取り組んでいるところです。
- ・ 本県においても、国の施策を活用するほか、県独自の施策を展開するなど、輸出促進に積極的に取り組んでいます。
- ・ 輸出拡大のためには、課題となる以下の輸出阻害要因の解消と輸出環境の整備が必要であると考えます。
- ・ 令和5年8月現在、7の国・地域において、福島第一原子力発電所事故による日本産食品の輸入規制が取られています。輸入規制を取る国・地域に対して、科学的根拠による正確な情報発信と、これに基づいた緩和要請、さらに日本産食品の品質の高さや安全性のPRを行うことが必要です。
- ・ 輸出相手国ごと、品目ごとに、食品衛生等の様々な規制が輸出拡大の障壁となっているため、政府機関との協議等を通じた規制緩和の早期実現が必要です。
- ・ 輸出相手国が求める証明書等は、国、品目、施設、目的等により多種多様となっており、輸出証明書の発行や適合施設の認定手続きなど、都道府県の負担が大きくなっているため、この負担を軽減する仕組みが必要です。
- ・ 国の輸出目標額に貢献するためにも、本県の輸出品目・額を把握する必要がありますが、現状では、正確な実態の把握ができていません。現在公表されている貿易統計では税関別の輸出額は公表されているものの、生産地別の輸出額は公表されていないため、輸出拡大のためにも国が都道府県別の輸出額を把握する必要があります。

【県担当課】 マーケティング課

- ・ 県産品の輸出を拡大するためには、輸出向け農林水産物の生産拡大、幅広く県産品を扱い輸出を行う地域商社の育成、安価で効率的な物流、商流、情報等のシステム構築などが必要です。
- ・ 輸出に向けた県単位での取組では小ロットで効率的な物流を実現出来ないため、産地リレーなど他県と連携した効率的な物流の仕組みづくりが必要です。
- ・ 高品質で安全な日本産農林水産物を証明するトレーサビリティの仕組みを確立することが日本産食品の信頼回復や付加価値向上のためには必要です。
- ・ また、ALPS処理水の海洋放出に伴い、中国等による日本産水産物の輸入規制が強化され、8月24日以降、中国における日本産水産物の輸入が全面的に停止される事態となったことから、一刻も早い輸入停止措置の解除等に向けて、中国政府等に対して、科学的根拠に基づく正確な情報を示し粘り強く説明を行い、即時に撤廃するよう強く求めるとともに、現地の実需者やバイヤー、消費者に対し、これらの情報が十分に伝達されるよう、安全性に関する発信のさらなる強化が必要です。

2 本県の取組

- ・ 本県では、農林水産物の輸出拡大のため、中部横断自動車道、清水港など高規格インフラの有効活用や、輸出に取り組む事業者の支援、海外現地での支援体制の構築に取り組んでいます。
- ・ 具体的には、近隣県の商品を中部横断自動車道を活用して集め、静岡県産品と合わせて清水港から輸出するスキームの構築に向けて取り組んでいます。
- ・ また、海外においても、ライブコマース等、商取引のオンライン化をはじめとするDXが進んでいることから、事業者と連携して、輸出先市場に合った新たな販売手法の構築にも取り組んでいます。
- ・ さらに、在外公館、JETRO、JFOODOと連携して輸出に取り組む支援体制を強化するため、「ふじのくに通商エキスパート（輸出支援の専門家）」を本県駐在員事務所（中国、韓国、東南アジア、台湾）に配置しています。

69 地方版スタートアップ・エコシステムの確立に向けた仕組みづくり

[要望・提案先：経済産業省]

【要望・提案事項】

- 地方版のスタートアップ・エコシステムの確立に向けた、広域的なコミュニティ形成を促進する持続的な仕組みづくり
- 地域における大学発ベンチャーやスタートアップの研究開発や資金繰りに対する支援拡充
- 首都圏等のスタートアップと地域企業との協業を促進するための取組への支援

1 現状・課題

- ・ 経済成長の原動力であるイノベーションを生み出し、社会課題の解決にも貢献し得る「スタートアップ」は、日本経済の新たな牽引役として期待される存在であり、こうしたスタートアップが自律的に創出され、成長できる環境を整備することが、地域経済の持続可能な成長にとって必要不可欠です。
- ・ 国は「骨太の方針 2022」において、スタートアップを重点投資分野として位置付けたほか、令和4年11月に、スタートアップ育成5か年計画を策定しました。
- ・ 本県では、静岡大学や静岡県立大学、光産業創成大学院大学等において、大学における有望技術シーズを活用した大学発ベンチャーの活動が活発になっています。
- ・ 大学発ベンチャーやスタートアップ企業の成長には、アクセラレーターによる実践的なサポートに加えて、運営資金の提供元となるベンチャーキャピタル、ロールモデルとなる成功体験を有するメンターなどの役割が極めて大きいものとなっています。
- ・ 一方、こうした大学発ベンチャーやスタートアップ企業の成長を支えるプレイヤーは、大規模都市圏に集中しており、限られた地域内だけでスタートアップ・エコシステムを完結することは困難です。
- ・ このため、地域におけるスタートアップ・エコシステムの構築に向けては、県域や国境を越えたネットワーク形成が必要であり、地域の企業と各ステークホルダーが有機的かつ持続的に交流・連携する場の提供などの仕組みづくりが重要となっています。
- ・ 併せて、特に社会実装までに相当の期間を必要とする研究開発型のスタートアップに対しては、研究開発や資金繰りへの支援の制度拡充が必要です。

2 本県の取組

- ・ 将来の本県の雇用、所得、財政を支える新たな担い手となりうるスタートアップへの支援に本格的に取り組むため、国の動向等も踏まえ、施策の方向性や具体的な取組を令和5年9月に戦略として取りまとめ、県をあげた組織的・体系的な支援を展開していきます。

【県担当課】産業イノベーション推進課

- 併せて、令和5年3月に開所したイノベーション拠点「SHIP」(SHizuoka Innovation Platform) を活用して、民間と連携したICT人材の育成等の施策を展開していきます。
- 令和元年度から、首都圏等のスタートアップと県内企業とのマッチングを目的とした「TECH BEAT Shizuoka」を開催し、高度な技術を有する人材の集積や、オープンイノベーションの推進を目指しています。
- 研究開発型の大学発ベンチャーについて、創業初期に抱える様々な課題をサポートするため、民間のアクセラレーターと連携し、伴走支援を行うほか、試作品開発等への助成を行っています。
- このほか、創業希望者や創業初期の事業者に対する事業用スペース提供などの支援を行っています。

70 中小企業・小規模企業の経営基盤強化

[要望・提案先：財務省・総務省・経済産業省]

【要望・提案事項】

- 「事業承継・引継ぎ支援センター」を核とした第三者承継への支援の充実
[経済産業省]
- 事業継続計画（BCP）を策定した中小企業等に対するインセンティブの拡充
[経済産業省]
- 新型コロナの影響を受けた中小企業等に対する資金繰り支援の更なる充実と
既往債務の返済猶予等の特段の措置の徹底[経済産業省]
- 国の借換保証制度に対応した県制度融資の実施に必要な利子補給や信用
保証に基づく代位弁済額の県負担分に対する財政支援[財務省・総務省・経済
産業省]
- パートナーシップ構築宣言を策定した中小企業等に対するインセンティブの拡充
[経済産業省]
- 下請代金支払遅延等防止法の公正取引委員会等による厳正な適用の継続
[経済産業省]

1 現状・課題

- ・ 経営者の高齢化と後継者不在に加え、新型コロナの影響や急激な物価高騰などにより企業の休廃業が増加しており、事業承継の問題は、地域経済の持続的な発展を図る上で、喫緊の課題となっています。
- ・ 近年は特に第三者承継の支援の重要性が高まっており、M&Aや創業希望者と後継者難企業とのマッチングの促進を図っていく必要があります。
- ・ 近年多発している豪雨災害や台風、地震等の自然災害に加え、感染症やサイバー犯罪などのリスクへの対応が、中小企業・小規模企業においても重要となっています。
- ・ 税制優遇や補助金の優先採択などのインセンティブを有する、国の「事業継続力強化計画」認定制度と連携して、中小企業のBCPの普及促進を図る必要があります。
- ・ 物価の急激な上昇に加え、深刻な人手不足や賃上げへの対応など、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、売上や利益が回復せず、融資の返済に行き詰まる事業者が増加することが懸念されます。
- ・ 新型コロナの影響を受けた中小企業等による「実質無利子・無担保融資（ゼロ・ゼロ融資）」の返済が本格化しており、既往債務の元本・金利を含めた返済猶予等の条件変更に、迅速かつ柔軟に対応するなど、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように、金融機関に対し、特段の措置を徹底する必要があります。

【県担当課】 商工振興課・商工金融課・経営支援課・産業政策課・地域産業課

- ・ゼロ・ゼロ融資等の返済に懸念がある中小企業が、伴走支援型特別保証（借換保証）を活用した県制度融資へ借換える事例が増加しており、利子補給や信用保証協会への損失補償に対する財政措置など、支援制度の更なる拡充が課題となっています。
- ・地域経済の持続的な成長には、新たな価値の創造による「成長」と、公正・適正な取引や賃上げを含む人への投資による「分配」の好循環の実現が不可欠であり、この観点から官民挙げて推進する「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーン全体での成長と分配の好循環を目指すものとして極めて重要な取組です。しかしながら、令和4年の公正取引委員会や中小企業庁の調査結果において、宣言の趣旨が自社調達部門等の取引現場に十分に浸透していない企業があるという実態もあり、宣言の実効性向上が急務となっています。

2 本県の取組

- ・金融機関、民間企業、商工団体、行政等で構成する事業承継ネットワークにおいて事業承継推進月間を設定し、集中的な普及啓発活動や事業承継計画の策定支援を実施しているほか、民間プラットフォーマーを活用したM&Aマッチングの促進や、税理士・弁護士等の専門家を活用した法的課題解決の支援等により、第三者承継の推進に取り組んでいます。
- ・静岡県BCPモデルプランを大規模な感染症やサイバーセキュリティにも対応するよう改訂するとともに、BCP策定に取り組む業種別組合等に専門家を派遣し、ワークショップ形式で策定を支援するなど、BCP策定率の向上に努めています。
- ・国の施策と連携しながら、県制度融資による資金繰り支援の拡充や各種補助金等の活用を図るとともに、県信用保証協会や金融機関、商工団体の伴走支援を通じて、中小企業の収益力の改善を支援しています。
- ・令和3年4月から伴走支援型特別保証を活用した県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応伴走支援特別貸付」を実施しており、金融機関が融資する際の利子の一部を補給するとともに、代位弁済に至った際に、信用保証協会に対する損失補償を行っています。
- ・本県では、令和5年6月に国の出先機関、経済団体（商工会議所連合会等）、労働者団体等とパートナーシップ構築宣言の普及・促進に関する共同宣言を発出し、県内産業界における機運醸成を図っています。
- ・「パートナーシップ構築宣言」の登録企業に対する補助金審査等での加点措置や、取引適正化に係るセミナーなどを通じて、県内企業の取組と理解の促進に努めています。

71 エネルギー、原油・原材料の価格高騰等への対策強化

[要望・提案先：経済産業省・農林水産省]

【要望・提案事項】

- エネルギーや重要物資の安定的なサプライチェーンの確保[経済産業省]
- 適切な価格転嫁に向けた実効性ある下請事業者の支援対策の強化[経済産業省]
- 施設園芸等燃料価格高騰対策の基準価格算定方法の見直し、施設園芸セーフティネット構築事業の対象要件の緩和及び米麦乾燥施設を対象とする制度の新設[農林水産省]
- 配合飼料価格安定制度の補填の発動指標・条件等の変更[農林水産省]
- 国産飼料の生産・流通拡大施策の拡充[農林水産省]
- 肥料価格高騰の影響緩和に関する支援の継続[農林水産省]
- 漁業経営セーフティネット構築事業の継続及び制度の柔軟な運用（期中の積立金額の追加）並びに国負担割合の増大[農林水産省]
- 農業水利施設の電気料金高騰に対する支援対象の拡充[農林水産省]
- 特別高圧電力及びLPガス料金の価格高騰に対する支援の継続とその他の電力及びガス料金に対する支援との一体的な措置実施[経済産業省]

1 現状・課題

- ・ 定着しつつある円安に伴う輸入価格の上昇等により、エネルギーを始め様々な物価高騰が長期化し、県内経済へ重大な影響を及ぼしています。
- ・ 原材料・エネルギーコスト増加分の適切な価格転嫁を始め、大企業と中小企業・小規模事業者との取引の適正化に向け、実効性ある下請事業者の支援対策が必要です。
- ・ 施設園芸や荒茶工場において、燃油価格の急騰による生産コストの増加分を販売価格に転嫁できず、経営継続に深刻なダメージが出ていることから、燃油価格の影響を受けにくい省エネルギー型の経営に転換していく必要があります。また、長期化する燃油価格の高止まりに対応するための基準価格算定方法の見直しや、施設園芸セーフティネット構築事業における省エネ目標や資金拠出などの加入要件の緩和、米麦乾燥施設を対象とする制度の新設が必要です。
- ・ 令和5年6月月の配合飼料の販売価格は、価格高騰前の令和2年度の約147%となっています。さらに、配合飼料価格安定制度の発動指標は、実際に農家が支払う飼料価格ではなく輸入原料価格のため、補填される額が少なく、農家の経営を圧

【県担当課】 地域産業課・農芸振興課・お茶振興課・畜産振興課・食と農の振興課・水産振興課・農地計画課・農地保全課・エネルギー政策課

迫しています。また、現在の制度は輸入原料価格の上昇分のみを補填対象としているため、価格が高止まりすると補填されません。

- 本県の飼料用米や稲発酵粗飼料の作付け面積は増加傾向にありますが、依然として必要量に対し大きく不足しています。畜産経営の安定化に向け、一層の飼料用作物の増産や稲わらの活用、流通体制の構築と定着化など、飼料自給率の向上が必要です。
- 国は、令和4年秋肥及び令和5年春肥、秋肥を対象に新たな支援を制度化しましたが、令和5年6月の肥料価格は前年同月比で15%程度上昇し、価格高騰が長期化しています。生産者の負担軽減を図るため、肥料についても、セーフティネット等の価格高騰の影響を緩和する仕組みや支援制度の継続が必要です。
- 「漁業経営セーフティネット構築事業」においては、漁業者が年度当初に積み立てた金額が枯渇し、年度途中から十分な補填を受けられなくなるケースが起きることがあります。昨年度12月には期中積増しの特例措置が講じられましたが、経済情勢が安定しない現況下では引き続き制度の柔軟な運用が必要です。また、長引く不漁等により、漁業者は厳しい経営環境に置かれ、十分な積立を行うこと自体が困難になっていることから、国負担割合の増大が必要です。
- 維持管理費に占める電気料金の割合が高い揚水機場等の農業水利施設は、電気料金高騰による影響を受けやすいため、省エネルギー化推進対策における支援に当たっては、価格高騰以前（令和3年度）の価格を算定基準とするなど、農業者等の負担軽減を図ることが必要です。また、令和5年度の支援期間は4月から9月に限定されていますが、本県はみかんや茶の栽培が多く、通年での用水利用が多いことから、支援対象期間の拡充が必要です。
- 令和5年3月に、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金が創設されましたが、依然として、価格高騰が県民生活や社会経済活動に幅広く多大な影響を及ぼしていることから、国による電気・ガス等のエネルギー価格高騰への対応の継続が必要となっています。
- なお、特別高圧電力及びLPガスを利用する中小企業等への支援は地方の実情に応じて検討することとされており、本県においては補正予算を編成し、当該交付金を活用して、影響を受ける中小企業等への支援を行っているところですが、今後、国が更なる追加対策を講じるに当たっては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰対策等対策について、国が統一的に対策を講ずべきものと、地方の実情に応じて対応すべきものなど、国と地方との役割について改めての整理が必要です。

【県担当課】 地域産業課・農芸振興課・お茶振興課・畜産振興課・食と農の振興課・水産振興課・農地計画課・農地保全課・エネルギー政策課

2 本県の取組

- ・ 原油・原材料価格の高騰により、一時的に業況が悪化した中小企業者、農業者・漁業者等を支援するため、県制度融資の融資要件緩和や燃油・飼料・肥料購入費用の一部支援など緊急的な支援を行っています。
- ・ 長期的には、省エネなど産業構造の転換につながる取組をさらに推進していきます。

項目	内容
商工業者	<ul style="list-style-type: none"> ○原油価格・物価高騰等の影響を受ける中小企業・小規模事業者の事業継続支援 ○資金繰り支援 県制度融資「経済変動対策貸付（原油・原材料高対応枠）」 ※取扱期間：令和4年7月1日～ 原油・原材料の仕入れ価格が上昇し、粗利益が減少した事業者へ融資 ○相談対応（各商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、信用保証協会が、相談窓口設置）
農業者	<ul style="list-style-type: none"> ○施設園芸農家、荒茶工場、畜産農家を対象に燃油・飼料購入費用の一部を支援 ※令和4年1月～6月及び10月～令和5年3月の加温用燃油・ 令和4年10月～令和5年3月の飼料高騰分を支援 荒茶工場は令和4年4月～10月の燃油高騰分を支援 ○化学肥料の低減に向けて取り組む農業者を対象に肥料購入費用の一部を支援 ※令和4年6月～令和5年5月分の肥料高騰分を支援 ○資金繰り支援 「農業近代化資金」省エネ型施設整備等の導入に対する利子補給 ○相談対応（農林事務所が、施設園芸セーフティネット事業の説明会等実施） ○土地改良区等を対象に農業水利施設の電気料金高騰分の一部を支援 ※令和4年4月～令和5年3月分、令和5年4月～令和5年9月の電気料金高騰分を支援
漁業者	<ul style="list-style-type: none"> ○漁業者（養殖業者を含む）を対象に燃油・飼料購入費用の一部を支援 ※令和4年1月～9月の燃油・飼料高騰分を支援 ※令和4年10月～令和5年3月の燃油・飼料高騰分を支援 ※令和5年4月～9月の飼料高騰分を支援 ○資金繰り支援 「沿岸漁業改善資金貸付金」省エネ型エンジン等の導入に対する貸付（無利子） ○相談対応（県漁連が、随時受け付け）
LPガス利用者	<ul style="list-style-type: none"> ○LPガス販売事業者へ使用料金の値引き原資を支援 ※令和5年4月～9月の料金高騰分を支援
特別高圧電力利用者	<ul style="list-style-type: none"> ○特別高圧契約で受電する中小企業等に対して電気料金の一部を支援 ※令和5年4月～9月の料金高騰分を支援

【県担当課】 地域産業課・農芸振興課・お茶振興課・畜産振興課・食と農の振興課・水産振興課・農地計画課・農地保全課・エネルギー政策課

72 農業の成長産業化施策の充実

[要望・提案先：農林水産省]

【要望・提案事項】

- 農業生産の維持・拡大を図るための「強い農業づくり総合支援交付金」、「農地利用効率化等支援交付金」、「産地生産基盤パワーアップ事業」、「農産物等輸出拡大施設整備事業」、「畜産クラスター事業」及び食肉センター再編を図るための「食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業」の十分な予算確保及び要件の緩和
- 産地の労力軽減等に寄与する選果場や農産物の価値を高める加工出荷施設の整備に対する国庫補助事業の十分な予算確保と繰り越し制度の柔軟な運用

1 現状・課題

- ・本県の農業産出額は、2017年から減少が続いていましたが、2021年の農業産出額は前年に対して10.4%、197億円増の2,084億円となりました。
- ・世界情勢の悪化に伴い、食料安定供給に対する関心が高まる中、国内外の需要を取り込み、農業生産の維持・拡大を図るためには、AI、IoT等の先端技術の導入を促進しながら、収益力強化に取り組むための選果場や施設等の整備、生産コストの削減や品質向上に取り組むための農業用機器の導入に対する支援が必要であるとともに、地域の実情に合わせた要件の緩和が求められています。さらに、半導体等の不足等により単年度での工期確保が困難な場合があるため、繰り越し等の柔軟な運用が必要です。
- ・また、県内2箇所の食肉センターは、どちらも施設の老朽化が進んでおり、海外輸出等に対応するための高度な衛生管理が困難な状態であり、畜産物の安定的供給体制を構築するため、食肉センターの再編整備が必要です。

2 本県の取組

- ・市場と生産が結びついた本県独自のマーケティング戦略で定める品目を中心に、需要に応じたドリンク原料茶や抹茶への生産転換、園芸作物や畜産物の生産・集出荷施設整備など、マーケットの需要に即した農畜産物の生産拡大を支援しています。
- ・このため、国の「強い農業づくり総合支援交付金」、「農地利用効率化等支援交付金」、「産地生産基盤パワーアップ事業」、「農産物等輸出拡大施設整備事業」、「畜産クラスター事業」等を最大限に活用した農業用機械の導入や施設整備を支援しています。
- ・みかんでは、「強い農業づくり総合支援交付金」を活用した集出荷施設の整備を支援しており、今後も、施設の運営を継続しつつ、機能の向上を図るため適正工期の設定を進めるとともに、産地の発展を目指していきます。
- ・食肉センターの再編については、静岡県食肉センター再編推進協議会が策定した食肉流通再編・輸出促進コンソーシアム計画に基づき、再編整備を進めています。食肉センターの効率的な事業運営を実現するため、「食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業」を活用し、高度な衛生管理に対応した施設の整備を目指していきます。

【県担当課】農業戦略課・農芸振興課・畜産振興課

73 茶・柑橘・野菜・花き・わさび等の新たな展開と施策の充実

[要望・提案先：農林水産省]

【要望・提案事項】

- 既存茶工場を活用した改修等による茶工場再編への支援
- 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業の継続と支援拡充
- 茶生産者がGAP認証を新規に取得するための支援の継続実施
- 茶の輸出を促進するための、放射能検査証明等の輸出規制撤廃への働きかけ、抹茶の規格など国際規格決定への国の戦略的な関与、海外における日本茶の認知度向上
- 国による茶の感染症予防効果についての疫学研究の推進、茶・柑橘・野菜の機能性や効用に係る県等の研究への支援、機能性表示食品制度の届出に活用できる研究の推進及びその成果情報の速やかな公表と消費拡大への取組強化
- 花き産業の活性化を図るための、消費拡大に関する取組への継続支援
- わさび田における農地・農業用施設災害復旧事業の地元負担軽減に向けた支援
- 有機栽培に取り組む茶園における農地中間管理機構関連農地整備事業の面積要件緩和
- 世界農業遺産に認定された地域における産地維持に必要な基盤整備等についての制度拡充
- 育成した品種が海外に流出し、無断で増殖されることを防止するため、植物品種等海外流出防止総合対策事業の継続と十分な予算確保のほか、農業知的財産保護・活用支援事業による、海外での登録品種の侵害状況の監視及び把握の継続

1 現状・課題

- ・ 本県の茶園面積は、平成28年から令和3年の5年間で2,900ha減少し、茶産出額は37億円減少しています。
- ・ 茶工場の再編整備において、施設投資額の低減による経営体質強化を図るため、既存の製茶工場の増改築や、製茶加工機械の組み替えなど、既存施設も活用した再編が求められています。
- ・ リーフ茶需要は、今後もさらに減少が見込まれることから、需要に即した優良品種や栽培方法への転換が急務であり、支援の継続と助成額の単価増額、燃油の高騰に対応した省エネ型機械の導入や燃油対策を引続き推進していく必要があります。

【県担当課】 農業戦略課・食と農の振興課・お茶振興課・農芸振興課・農地計画課・農地保全課

- ・大手飲料メーカーがGAP認証を取得した茶工場で生産された茶葉のみをドリンク原料として取扱うため、茶生産者が新たにGAP認証の取得を希望しており、その新規取得に向けた支援が必要です。
- ・茶の輸出を拡大するためには、茶に係る国際規格をわが国にとってできるだけ有利なものとしていく必要があるほか、さらなる日本茶の需要拡大に向けた認知度を高める取組が必要です。
- ・近年、全国的にみかんの購入数量は減少傾向にありますが、うんしゅうみかんが含む機能性成分は、「β-クリプトキサンチン（骨の健康維持に役立つと報告されている）」、「GABA（血圧が高めの方の血圧を下げると報告されている）」以外にもあることから、消費拡大に向けて機能性表示食品のエビデンスを蓄積するために、一層の研究推進が必要です。
- ・消費者ニーズに対応した販売を強化するためには、「お茶」、「柑橘」、「野菜」の持つ機能性をPRしていくことが重要です。
- ・本県の花き産出額は全国3位ですが、生産コストの増加や後継者不足等により県内花きの作付面積や生産量は減少傾向にあり、切花年間購入額等は下位にとどまっています。花きの消費の拡大は、経営の継続や後継者確保につながる重要な要素であることから、コンテストや園芸教室等により、消費者が花きを意識し、理解を深める機会を継続的に提供することが必要です。
- ・わさびは、山林内の溪谷に沿って階段状に開墾されたわさび田において、豊富な湧水をかけ流しながら栽培されており、一旦豪雨となれば、大量の水が押し寄せ、被災することがあります。
- ・わさび田は、構造が特殊（畳石式等）であるため、豪雨で被災した際の災害復旧事業において、一般的な農地に比較し工事費が高く、限度額を超える場合が多くあります。そのため、農家負担も大きく、復旧されず耕作放棄されるわさび田も多くみられます。
- ・洋菓子や飲み物のフレーバーなど緑茶の消費の多様化に伴い、緑茶の輸出量が増加するなど需要に応じた生産を行う産地への転換が求められています。有機栽培の面積拡大には、新たな園地の集積を図りつつ、農薬の飛散を防止するための小規模な団地単位での基盤整備が必要となっています。
- ・本県では、「静岡水わさびの伝統栽培」と「静岡の茶草場農法」が世界農業遺産に認定されていますが、認定地域は急峻な農地が多いことから、生産性の向上や被災時の対応が課題となっています。持続的な営農に向けて、景観などに十分に配慮しつつ、農業基盤整備や災害復旧事業を進めていく必要があります。

【県担当課】 農業戦略課・食と農の振興課・お茶振興課・農芸振興課・農地計画課・農地保全課

- ・ 本県農産物の輸出競争力を強化し、輸出拡大を図る上で、県が育成した品種が海外に流出し、無断で増殖されることを防止する必要があるため、品種保護制度を有する国において品種登録し、育成者の権利を保護することが重要です。また、海外での品種登録と併せて、海外での品種の侵害状況の一元的な監視把握を継続することも重要です。

2 本県の取組

茶	オープンイノベーションの展開による新しい需要創出、茶の生産効率・収益性の高い生産基盤づくり、輸出の拡大、消費者ニーズに対応した販売強化、GAP認証の取得指導、有機栽培の拡大
柑橘	うんしゅうみかんの機能性表示(β-クリプトキサンチン(骨の健康維持) 8JA*、GABA(血圧が高めの方の血圧を下げる) 1JA*)への取組支援 * JAみっかびはそれぞれ届出しているため、重複して計数
野菜	温室メロン(GABA(一時的な精神的ストレスの緩和))、ケール、パプリカ、ブロッコリー(GABA(血圧が高めの方の血圧を下げる))、ブロッコリー(スルフォラファングルコシノレート(肝機能の改善、肌のうるおいの維持))、ケール(ルテイン(かすみを軽減しくっきり見る力の改善))の機能性表示への取組支援 畑作地帯の生産基盤整備の推進
花き	生産者とバイヤーをつなぐ商談会の開催、園芸講座等への講師派遣や小学校におけるアレンジメント体験講座の開催等の消費拡大に向けた取組の推進
わさび	令和4年度に、わさび田の災害が24件発生し、内12件において災害復旧事業を活用
品種保護	本県の育成品種について、国の補助事業を活用し、海外での登録手続き中 いちご、わさび、マーガレット2品種の計4品種について、中国、韓国等7つの国と地域で品種登録申請中 うち2つの国と地域で3件の品種登録を完了(令和5年9月時点) 韓国:いちご「きらび香」(令和2年10月) わさび「伊づま」(令和3年7月) EU:わさび「伊づま」(令和4年11月)

【県担当課】 農業戦略課・食と農の振興課・お茶振興課・農芸振興課・農地計画課・農地保全課

74 農業の持続的な発展に向けた基盤の強化

[要望・提案先：農林水産省]

【要望・提案事項】

- 基幹的農業水利施設の着実な更新整備と長寿命化対策
 - ・ 国営かんがい排水事業三方原用水二期地区及び国営施設応急対策事業天竜川下流地区の推進
 - ・ 国営天竜川下流二期地区の早期事業化に向けた全体実施設計の着手
 - ・ 国営浜名湖北部用水地区の早期事業化に向けた地区調査の着手
 - ・ 農業水利施設の補修・更新事業における受益者負担の軽減
- 地域計画の策定・実現に向けた農地集積施策及び多様な担い手確保のための施策の充実
 - ・ 法改正等に対応した農地バンクの体制充実に向けた予算確保と農地貸借に係る事務手続きの簡素化
 - ・ 県農業委員会ネットワーク機構による農業委員会支援のための予算確保
 - ・ 多様な担い手確保のための「新規就農者育成総合対策事業」採択要件緩和と予算確保

1 現状・課題

<基幹的農業水利施設>

- ・ 本県には、国が造成した用排水路が 408km、揚水機場等が 26 か所あります。これらの基幹的農業水利施設は、築造から相当な期間を経過したものが多く、耐用年数を超過して更新整備が必要となるものが今後急増していくことが明らかです。
- ・ また、土地改良区組合員の減少や高齢化等により、更新整備等の地元負担費用や施設場内の草刈り等の人員が不足し、適正かつ継続的な施設管理が困難となり、環境面や防災面等の公共機能の発揮が不十分となる状況が想定されます。
- ・ 本県の基幹的農業水利施設は、多彩な農業生産のための基礎的な施設であり、地域経済の発展や社会生活の向上に大きく寄与していることから、地域の重要な社会インフラとして、耐用年数を考慮した更新整備を計画的に進めていくことが求められています。また、国が示した南海トラフ巨大地震の被害想定によれば、基幹的農業水利施設が損壊した場合、甚大な二次災害をもたらす恐れがあることから、耐震対策が急務となっています。

<担い手確保、農地集積>

- ・ 農地バンクの業務量は、法改正による推進体制の強化及び農地貸借手続きの一本

【県担当課】農地計画課・農業ビジネス課

化、満期更新により、さらなる増加が見込まれていることから、バンクの運営体制強化に向け「農地中間管理機構事業」の十分な予算確保や、農地貸借に係る事務手続きの簡素化が必要です。

- ・ 県農業委員会ネットワーク機構は、市町農業委員会の最適化推進業務の支援を行っていますが、その活動経費を補助する「機構集積支援事業」は、配分額が要望額を大幅に下回っているため、十分な予算確保が必要です。
- ・ 地域計画の達成のためには、新たな担い手の確保が必要です。非農家出身者や農家後継者の就農を強力に後押しするため、「就農準備資金」と「経営開始資金」の世帯所得制限(前年 600 万円以下)の緩和、「経営発展支援事業」の補助上限の一元化(1,000 万円)、親元就農者が経営を継承する場合の要件の緩和、併せて当該予算の十分な確保が必要です。

2 本県の取組

<基幹的農業水利施設>

- ・ 戦後、大井川・天竜川流域の水田、浜名湖北部地域のみかん園・牧之原台地の茶園へのかんがい用水供給のための基幹水利施設が整備されました。これらの国営事業に附帯し、末端部のかんがい用水施設等の整備を県営事業で実施しています。

国営事業実施の状況

区分 用水名	新規整備地区	更新整備地区		
	完了	完了	実施中	調査中
大井川用水	大井川	大井川用水 一期、二期		
牧之原用水	牧之原	牧之原		
三方原用水	三方原	三方原用排水整備	三方原二期	
天竜川用水	天竜川下流		国営施設応急対策	天竜川下流 二期
浜名湖北部用水	浜名湖北部			浜名湖北部
計	9 地区		2 地区	2 地区

<担い手確保、農地集積>

- ・ 市町・農業委員会と連携し農地バンクを活用した農地集積を推進しています。

農地バンクを活用した農地集積面積

※R5.3時点の貸付面積は、累計面積から途中解約等を控除(推計値)

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5.3 時点 貸付面積※
農地集積 面積(ha)	14.9	438.8	405.5	826.4	891.8	609.9	1294.8	1062.5	963.8	5666.2

【県担当課】農地計画課・農業ビジネス課

75 林業の成長産業化と国産材の利用促進

[要望・提案先：農林水産省]

【要望・提案事項】

- 資源の循環利用による林業の成長産業化
 - ・ 搬出間伐や作業道の整備、林業機械の導入の促進に対する持続的支援
 - ・ 主伐後の再造林の促進、ICT等先端技術を活用した施策に対する継続的支援
 - ・ 森林吸収源量の確保に必要な間伐・再造林等や、CO₂排出削減に貢献する木質バイオマスの活用に必要な路網整備等に対する安定的支援
- 国産材の一層の利用促進と販路拡大
 - ・ 公共建築物や民間の住宅・非住宅における国産材の積極的な利用を促す支援制度の充実
 - ・ 森林認証材の利用拡大に向けた官民連携による取組の継続
 - ・ 国産材製品の輸出を拡大するための官民連携による取組の継続

1 現状・課題

- ・ 本県の民有人工林の約9割は、木材資源として利用可能な時期を迎えていることから、木材の安定供給体制の確立と増産に向けた取組に加えて、その利用を促進していく必要があります。

<林業の成長産業化>

- ・ 本県は、木材生産量50万m³を目標に、平成30年度から森林資源の循環利用による林業成長産業化と森林の多面的機能を維持・増進する「ふじのくに林業成長産業化プロジェクト」に取り組んできた結果、木材生産量は平成24年の26万m³から令和4年の46万m³に増加しましたが、未だ目標には達成していません。
- ・ 丸太の安定供給体制の早期の確立には、森林資源の把握や生産管理、施業の効率化等にICT等先端技術を積極的に導入し、搬出間伐の生産性の向上に加え、主伐・再造林の低コスト化と普及を一層進める必要があります。
- ・ カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーへの期待が高まりつつある中、県内では新たな木質バイオマス発電施設の整備が進んでおり、木材チップの急速な需要の高まりに対して、路網整備等により未利用木材の搬出を促進し、活用していくことが重要です。
- ・ また、間伐や主伐後の再造林などを着実に進めていくことで、森林吸収量の確保に繋がるとともに、再造林時には、花粉の少ないスギ苗木等に植え替えることにより、社会的に大きな問題となっている、スギ花粉症の花粉発生源対策にも寄与します。

【県担当課】 森林計画課・森林整備課・林業振興課

<国産材の利用促進>

- ・国産材の利用促進のため、シンボル性の高い公共建築物等での率先利用の継続や、今後利用拡大が期待される非住宅分野での活用に向けた中長期的な支援が必要です。
- ・脱炭素社会の実現やSDGsの推進を契機として、木材を利用する意識が高まってきていることから、森林認証材等の利用を推進していくことが重要です。
- ・国産材製品の海外での市場開拓のため、官民連携による市場調査と木材製品のプロモーションを強化して、長期的・戦略的な活動を継続することが必要です。

2 本県の取組

<林業の成長産業化>

- ・木材の生産性向上のため、林業・木材産業循環成長対策交付金等を活用し、林業機械導入や路網整備等による基盤強化、中間土場の整備や輸送手段の機能向上などに取り組んでいます。
- ・木材生産量 50 万 m^3 /年の目標達成に向け、製材、合板から木材チップに至るまで、各用途の需要に対応する「木材生産と流通の最適化」や、「木質バイオマスの供給体制の整備」に取り組んでいます。
- ・一貫作業システムやエリートツリー苗木などの新技術を活用した低コスト主伐・再造林の促進に取り組んでいます。
- ・航空レーザ計測により把握した生産適地の団地化、団地内の木材生産や路網の計画の作成、基盤整備など、需要即応型の生産団地づくりに取り組んでいます。
- ・森林吸収源対策として必要な間伐や主伐後の再造林などを着実に進めていくため、森林環境保全直接支援事業等を活用し、林業経営体に対し、森林経営計画に基づく森林整備の支援に取り組んでいます。

<国産材の利用促進>

- ・「“ふじのくに” 公共建築物等木使い推進プラン（第6期）」に基づき、公共部門での県産材の率先利用、品質の確かな県産材製品を使用する住宅及び非住宅建築への助成、県産材利用を提案できる設計者の確保や表彰制度、建築物木材利用促進協定の締結などによる非住宅分野での利用拡大などに取り組んでいます。
- ・地域の製材工場等のネットワーク構築による供給体制強化、販路開拓に取り組む供給者と需要者のマッチング支援などにより、森林認証材をはじめとした県産材製品の販路拡大に取り組んでいます。
- ・県産材や木製品の輸出に意欲・関心のある県内企業、関係団体等と、県産材輸出研究会を組織し、海外への販路拡大に向けた情報共有、意識醸成を行っています。

76 水産業の持続的発展の推進

[要望・提案先：農林水産省・厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 補正予算事業である従来型の「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」及び「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」の継続と、「水産業成長産業化沿岸地域創出事業」を活用する上での障壁となっている事業年限やリスク構造の改善
[農林水産省]
- 漁業現場の実態に即した資源評価・資源管理[農林水産省]
 - ・ 自主的な資源管理措置や食害等の影響を考慮した資源評価の実施と、漁業種類や地域の実情に応じた資源管理の推進
 - ・ 海洋環境の変化が漁場形成に及ぼす影響を把握するための、広域的な海洋環境調査・研究の充実
- 漁業人材育成のための支援の充実[農林水産省]
 - ・ 漁業学校等で学ぶ若者に対する資金交付支援の継続及び必要な予算の確保
 - ・ 新規漁業就業者確保のための講習会開催に対する助成の継続及び必要な予算の確保
- 営業許可制度の見直しに伴い、新たに営業許可が必要になった水産加工業者（中小零細事業者）に対する、営業許可の円滑な取得に係る支援[農林水産省・厚生労働省]

1 現状・課題

<水産業成長産業化沿岸地域創出>

- ・ 近年の水産業の置かれた厳しい状況の中、水産業の体質強化を図るためには、莫大な資金が必要となる代船建造や省エネ機器等の導入に対する支援である「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」及び「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」（いわゆる「漁船リース事業」及び「機器等導入事業」）の継続が必要です。
- ・ 令和元年度当初予算から、漁船・漁具等のリース方式の事業である「水産業成長産業化沿岸地域創出事業」（いわゆる「新リース事業」）が実施されていますが、造船需要が好調で発注から建造まで3年以上待たされる状況となっているため、最大で2年以内に事業を完了する必要がある「新リース事業」では新船建造等がほぼ不可能となっています。
- ・ また、「新リース事業」で新たに助成対象となった漁具については、漁業共済の掛金の高止まりにより、漁業者の共済加入が非常に困難になっています。この結果、減価償却前に漁具が逸失等した場合、リース事業の主体となる法人等が補助金返還を余儀なくされるほか、減価償却後においても、貸し倒れリスクを負う構造となっています。このため、リース事業の主体が過度なリスクを負わされることな

【県担当課】水産振興課・水産資源課

く、漁業者が有効に制度を活用できるよう、制度の改善が求められています。

<資源評価・資源管理>

- ・ 資源管理の推進に当たっては、国と漁業者の間で意見交換が尽くされ、漁業者の理解が十分得られる形で資源管理体制の構築を進めることが重要です。
- ・ 漁業者は、漁業種類や地域の実情に応じた自主的な資源管理に従来から取り組んでおり、今後の管理体制は、これらを尊重したものとすることが求められます。
- ・ また、現在、国が進めている資源評価は、漁獲量等の情報に基づいていますが、漁獲量は、自主的な資源管理措置のほか、海洋環境の変化や食害生物の影響などによっても変動するため、これらの影響を考慮した資源評価の実施が必要です。
- ・ とりわけ、海洋環境の変化については、これまで、各都道府県が沿岸海域を中心に各種の調査を行ってきましたが、精緻な資源評価が求められることを踏まえ、広域的な海域においても、国が主体となり、漁場形成等に対して海洋環境の変化が及ぼす影響について、調査・研究を実施していくことが強く望まれます。
- ・ また、国は都道府県ごとに漁獲可能数量を割り当てるTAC管理の導入を推進しようとしていますが、沿岸漁場への来遊が黒潮流路等の海洋環境の変動に大きく左右される魚種は、TAC管理になじまないため、慎重な取扱いが求められます。

<漁業人材育成支援>

- ・ 漁業就業者については、長期減少傾向にあるとともに、高齢化も進行している中で、遠洋・沖合の操業に必要な海技士免許取得者の減少や、早期の離職などの問題も顕在化しており、次世代を担う質の高い漁業就業者の確保、育成、定着に対する継続的な取組が必要となっています。
- ・ 本県では、県立の漁業高等学園を設置しており、大型漁船の幹部漁船員候補者の育成を専門的に実施しています。同学園の定員はこれまで20名でしたが、PR強化による入学希望者の増加と深刻な担い手不足の解消のため、平成31年4月からは定員を30名に増員しています。
- ・ また、県内の漁業協同組合において、海技士不足への対策として、海技士養成講習会を独自で開催しています。
- ・ 県立漁業高等学園で学ぶ生徒に対し、国の「漁業人材育成総合支援事業（次世代人材投資（準備型）事業）」により、1人当たり年間最大150万円の就業支援資金が交付されています。この効果は高いものですが、平成31年4月からの定員増により、交付を希望する全員が交付を受けられる予算の確保が求められています。
- ・ 海技士の確保と育成は日本の遠洋漁業等の大きな課題となっており、県内の漁業協同組合が開催する講習会に対して県内の自治体が地方交付税を財源に支援を行っています。引き続き、予算の確保が必要です。

<営業許可制度見直し>

- ・ 本県は水産加工品生産量が全国3位、生産額では全国2位と水産加工業が盛んであり、水産加工業の維持・振興は、県政上の重要課題の1つとなっています。
- ・ 現在、サバやアジ等、多くの魚種の長期的な不漁を背景とした原料魚確保の不安定化に加えて、加工経費、物流費等の各種コストの高騰等による経営状況の悪化、経営者の高齢化、事業承継者の不在等が、水産加工業者にとって大きな課題となっています。
- ・ このような中、「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第46号）により営業許可制度が見直され、本県で盛んに行われている節類製造業や塩干品製造業（しらす・さくらえび加工、干物製造等）等の「水産製品製造業（食品衛生法施行令第35条第16号）」が、新たに営業許可制度の対象となりました。
- ・ この結果、既存の水産加工業者は、製造施設を法の定める施設基準に適合するよう改修し、許可を取得することが必要となりましたが、特に本県の水産加工業者の90%以上を占める中小零細事業者は、多額の施設改修を行う体力が乏しいものも多いため、十分な支援が必要です。

2 本県の取組

<水産業成長産業化沿岸地域創出>

- ・ 漁業者が漁具や機器、漁船等の導入を円滑に行えるよう、県漁業協同組合連合会や県内の各漁協と連携し、「漁船リース事業」、「機器等導入事業」及び「新リース事業」の活用を推進しているところです。

<資源評価・資源管理>

- ・ キンメダイ、トラフグ、サクラエビ、アサリなどの資源については、県研究所の研究成果を踏まえて、小型魚の保護や操業区域の制限などの資源管理を実践しています。
- ・ 調査船を用いて、水温や塩分、気象や海象の観測を継続的に行い、海洋環境の長期変動を把握し、漁業者への情報提供を行うとともに、蓄積した調査結果等を外部の研究機関とも共有・活用できるデータプラットフォームを構築しています。また、標本船調査等により食害被害の実態把握に努めています。
- ・ 水産庁や県漁業協同組合連合会と連携して、国と漁業者の意見交換の場を設けています。このほか、県内漁業者等との会議の場において、関係者に対して新たな資源管理体制の構築に関する情報提供を行っています。

<漁業人材育成支援>

- ・ 県立漁業高等学園は、昭和 45 年の創立以来、昨年度までで 1,015 人の卒業生を輩出しており、毎年度の卒業生は県内新規漁業就業者の約 3 割を占めています。
- ・ 海技士筆記試験合格率において高位を維持しており、平成 27 年度から 8 年連続で漁船運航上の最難関国家資格である海技士 3 級合格者（筆記）を輩出しています。また、令和 2 年度には、本学創立以来初となる海技士 2 級合格者（筆記）を輩出しました。

<営業許可制度見直し>

- ・ 衛生管理対策や新商品開発などに新たに取り組む水産加工業者等に対して助成を行っています。
- ・ 新たに営業許可対象となる水産加工業者を対象に、専門家による衛生状況調査を実施し、各業種の食品衛生上の課題等を把握しているほか、衛生部局とも連携し、業界への情報提供を行っています。

豊かな暮らしの実現

(9) 多彩なライフスタイルの提案

77 食と農におけるSDGs推進のための支援の充実

[要望・提案先：経済産業省・農林水産省]

【要望・提案事項】

- SDGsに取り組む飲食店や生産者等へのインセンティブとなる支援制度の創設
- 国民の理解促進、SDGsを実践する飲食店や生産者等を選択・支援することへの機運醸成

1 現状・課題

- ・ SDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、2030年の達成に向けて国を挙げて取り組んでいるところですが、達成には民間企業や市民の参加が不可欠とされています。
- ・ 農林水産業や飲食業は、ビジネス活動の一環として開発目標を念頭においた経済活動を実践することにより、SDGsへの貢献が期待される分野です。
- ・ 農林水産省では、国連食料システムサミットにおける持続可能な食料システムへの転換に関する議論を受けた、令和4年7月の「みどりの食料システム法」施行を踏まえ、食の生産・加工・流通・消費に関わる関係者によるSDGsに関連する情報の共有化や、取組紹介サイト（「SDGs×食品産業」）を通じて、食品分野へのSDGsの浸透を図っています。
- ・ また、経済産業省でも、企業経営へのSDGsの取り込み支援やSDGsに取り組む中小企業等の先進事例の紹介等を通じて、企業のSDGsの取組促進を図っています。
- ・ 2030年の目標達成に向けて、SDGsに貢献する取組を国内さらには世界に向けて広くPRするとともに、取組への参加を加速化するため、SDGs認証取得といった根拠ある取組を実践する飲食店や生産者等に対する施設整備等助成事業における補助率上乘せや優先採択等の支援が必要です。
- ・ 国民がSDGsを実践する飲食店や生産者等を選択・支援することは、SDGsの目標達成に向けた国民自らの行動となります。国民のSDGsへの理解を促進し、こうした行動への機運を醸成することが必要です。

2 本県の取組

- ・ 本県では、農林水産業や飲食業のSDGsの取組を「見える化」し、取組を広く発信することで、食と農の付加価値向上を目指す、全国初の「SDGs認証制度」を創設し、県内の生産者及び飲食店からの申請受付を令和5年8月から開始しました。
- ・ 本認証制度の推進を通じて、SDGsの取組を発信することにより、消費者の価値観の変容と食と農におけるSDGsの取組の普及を推進していきます。

【県担当課】 マーケティング課・食と農の振興課

78 過疎対策事業の推進

[要望・提案先：総務省]

【要望・提案事項】

○ 過疎地域の持続的な発展に必要な支援の充実

1 現状・課題

- ・過疎地域は、都市に対する食料・水・エネルギーの供給や、国土・自然環境の保全など多大な貢献をしており、このような多面的・公益的機能は、国民共有の財産です。
- ・一方で、急速な人口減少と少子・高齢化という大きな問題に直面する中、全国の過疎地域では、多くの集落が消滅の危機に瀕する極めて深刻な状況です。
- ・過疎地域の振興に重要な過疎対策事業債は、例年、全国の過疎地域から要望が多く、一昨年度を除き減額調整があり、近年、本県市町からの要望額が確保されない状況が続いています。

2 本県の取組

- ・本県において、「過疎地域の持続的な発展の支援に関する特別措置法」では、下田市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、川根本町、伊豆市、沼津市の一部（旧戸田村）※、島田市の一部（旧川根町）※、浜松市の一部（旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町、旧水窪町）※の5市5町が過疎地域に該当します。（※は経過措置団体）
- ・これら過疎地域の市町は、人口減少の克服、地方創生の実現に向けて、過疎地域持続的な発展計画に基づく取組に加えて、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、持続可能な社会の実現に向けて積極的に取り組んでいます。状況の改善は容易ではなく、過疎対策事業債を活用し、地域活性化に向けた施策の実現や支援の一層の充実が求められています。
- ・過疎対策事業債については、条件不利地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源となっていることから、5市5町の所要額が確実に確保される必要があります。

【県担当課】市町行財政課

79 移住支援金制度の活用促進

[要望・提案先：内閣府]

【要望・提案事項】

- 移住支援金制度活用促進のための、東京 23 区及び東京圏在住者に対する国における周知・広報の充実
- 移住支援金について、地域経済構造の特殊性等により「みなし大企業」も対象とするなどの法人登録要件の緩和

1 現状・課題

- ・ 東京一極集中の是正及び地方の担い手不足を解消し、活力が維持される地域を実現するためには、東京圏から地方への人の流れをつくることが重要です。
このため、国は、令和元年度、移住支援金制度を創設し、支援対象を拡充する等見直しを行いつつ支援金制度を継続しています。
- ・ 移住支援金制度の活用を促進するためには、東京圏に在住する移住検討者に広く本制度を周知する必要があります。しかしながら、各県が個別に行うPRの効果は限定的であるため、国における周知・広報を充実させる必要があります。
- ・ 移住支援金の法人登録において、現状では、資本金 10 億円以上の大企業の子会社等「みなし大企業」は対象外とされているが、「みなし大企業」であっても、人材不足が顕著な職種・業種にあつては人材確保が非常に困難な状況にあることから、地域経済の特殊性等を勘案し、対象とするなどの支援が必要です。

2 本県の取組

- ・ 本県では、東京圏から本県への人の流れをつくるため、平成 27 年度から、官民一体となった「ふじのくにに住みかえる推進本部」を設置し、本県で実現できる魅力的で快適なライフスタイルを発信し、県外からの移住・定住を促進しています。
- ・ こうした取組により、平成 27 年度、393 人であった移住者数は、令和 3 年度、1,868 人と 4.75 倍に増加しています。
- ・ 本県では、移住希望者の中小企業等への就業を支援するマッチングサイトについて、令和 2 年度から運用しており、あわせて、コーディネーターを配置し、支援金支給対象企業の掘り起こし及び採用活動の支援に取り組んでいます。
- ・ 東京圏在住者への周知については、ホームページやリーフレット、Web 広告を市町と連携し行うなど、県内全市町と協力して本制度の活用を促進しています。
- ・ こうした取組により、令和元年度 6 件であった移住支援金制度の活用は、令和 3 年度 115 件、令和 4 年度は 271 件と増加しています。
- ・ マッチングサイトについて、令和 5 年度には、データ連携方式を変更するための改修を行い、マッチング数の向上を図ることとしています。

【県担当課】くらし・環境部企画政策課・労働雇用政策課

豊かな暮らしの実現

(10) 地域の価値を高める交通 ネットワークの充実

80 道路整備の推進

[要望・提案先：国土交通省]

【要望・提案事項】

- 高規格幹線道路網等の整備推進と利活用
 - ・ 新東名高速道路（新御殿場 I Cより東側）の早期開通
 - ・ 伊豆縦貫自動車道等の整備推進及び早期事業化
 - ・ 三遠南信自動車道の整備推進
 - ・ 主要幹線道路（国道 1 号、国道 138 号、国道 139 号等）の整備推進
 - ・ 県境を越える浜松湖西豊橋道路及び伊豆湘南道路の早期実現
- 地方における道路整備の推進
 - ・ 金谷御前崎連絡道路をはじめとした主要幹線道路や県民生活に直結する生活道路の整備、交通安全対策等、地方が真に必要な道路整備を着実に実施できるよう、国庫補助、交付金等の財政支援措置による十分な道路予算の確保
 - ・ 橋梁、トンネル、舗装といった経済活動や日常生活を支える重要な道路インフラの予防保全による維持管理を着実に実施できるよう、国庫補助、交付金等の財政支援措置による十分な道路予算の確保
 - ・ 災害時においても重要インフラの機能を維持できるよう、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」等による十分な道路予算の確保

1 現状・課題

- ・ 高規格幹線道路や一般国道等から成る基幹的な道路ネットワークの構築は、社会経済活動の基盤であり、広域的な交流を促進するために必要不可欠です。
- ・ 本県の東西軸となる新東名高速道路は、令和 3 年 4 月までに新御殿場 I C以西が開通し、様々なストック効果が発現しており、この効果を県全域に波及するために、新御殿場 I Cより東側の開通が重要となります。
- ・ 一方、南北軸となる伊豆縦貫自動車道や三遠南信自動車道は、並行する国道 414 号、国道 152 号において、大雨・土砂災害により頻繁に通行止めが発生し、住民生活に多大な影響が生じていることから、未開通区間の早期開通が必要です。
- ・ 国道 1 号や国道 138 号、国道 139 号などの主要幹線道路の整備は、物流の効率化



【県担当課】 道路企画課

を図り、交通混雑を緩和するとともに、県土の均衡ある発展や県民生活の安全確保の観点からも重点的に取り組む必要があります。

- ・ 県境を越える浜松湖西豊橋道路や伊豆湘南道路は、高規格幹線道路とともに広域幹線道路網を形成し、観光交流の拡大や物流の効率化による産業振興などに寄与するため、早期実現が必要です。
- ・ また、県内の道路事情は、全国でワースト1位の人口10万人当たりの人身交通事故発生件数、慢性的な都市部の交通渋滞、6割程度に留まる道路改良率、災害等による通行止めの多発など、質・量ともに不十分な状況です。

静岡県道路状況

人身交通事故発生件数(率)	537件/人口10万人・年(R3)	ワースト1位
道路法上の道路の改良率	63.1%(R3.3)	全国27位
高規格幹線道路の整備率	85.5%(R5.8)	全国平均88%
災害等による通行止め回数	125回(R4)	

- ・ 急速に進む道路施設の老朽化対策と合わせ、地域活性化や安全・安心な暮らしに不可欠な地域の道路整備を着実に進めるため、国庫補助や交付金等の財政支援措置による道路予算の確保が必要です。
- ・ 南海トラフ巨大地震等の発生が危惧される本県において、道路法対策や道路施設の老朽化対策など、国土強靱化地域計画に基づく防災・減災対策の推進が重要であり、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、予算・財源を安定的に確保することが必要です。

2 本県の取組

- ・ 本県では、他県や沿線市町等と連携し、高規格幹線道路等の早期開通、早期事業化を国及び中日本高速道路株式会社に働き掛けています。
- ・ 幹線道路を中心とした道路ネットワークの充実や生活を支える地域道路の整備、道路施設の耐震対策を推進するとともに予防保全管理による橋梁、トンネル、舗装等の長寿命化に取り組んでいます。
- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、国土強靱化地域計画に基づく道路ネットワークの機能強化、道路法対策、道路施設の老朽化対策などに重点的に取り組んでいます。

81 鉄道の安全性と利便性の向上への支援

[要望・提案先：国土交通省]

【要望・提案事項】

- 地域鉄道の安全運行を確保するための、鉄道軌道安全輸送設備等整備や車両検査にかかる補助事業の確実な予算の確保
- 鉄道施設災害復旧事業の国庫補助率の引き上げ、災害認定要件の緩和及び支援対象事業の充実など、災害復旧制度の見直し
- 利便性の向上のため、交通系 I Cカードが広域的に利用できる環境が早期に整備されるよう、次の取組に対する国の支援拡大や補助制度の拡充
 - ・ 交通系 I Cカードの利用エリアをまたいで乗車した場合、容易に精算を行える I Cカード対応自動精算機の増設
 - ・ 地域鉄道における、交通系 I Cカードの利用エリアの拡大・年間維持費の低減や J R 各社の交通系 I Cカードを利用可能とする機能の付加

1 現状・課題

- ・ 本県の地域鉄道 7 社 8 路線は、地域住民の日常生活等に不可欠な交通手段として重要な役割を果たしていますが新型コロナの影響などにより旅客収入が大きく減少したため、鉄道の安全運行を確保するための施設の安全対策等を、十分に進めることができない状況となっています。
- ・ 地域鉄道の自然災害からの復旧に関しては、全国的な課題となっておりますが、本県においても、大井川鐵道本線が昨年 9 月の台風 15 号により被災し、39.5 k m の運行区間のうち 20.0 k m が運行再開されたものの、経営環境が厳しいことから残りの 19.5 k m については未だ復旧の目処が立っていません。
- ・ 鉄道軌道整備法では、鉄道事業者がその資力のみによっては当該災害復旧事業を施行することが著しく困難であると認められるときは、国は予算の範囲内で当該災害復旧事業に要する費用の一部を補助するとされていますが、その補助率が 4 分の 1 以内であることから、事業者負担が大きくなっています。
- ・ また、非常災害等がかつ復旧された鉄道施設を公的主体が保有するなどの条件が整えば、国の補助率が 2 分の 1 以内の特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業の活用が可能となり、残りを地方が負担する場合には、さらに地方負担額の 95% に普通交

【県担当課】 地域交通課

付税措置がされますが、採択条件が厳しいことから、これまでに同事業が適用されたのは三陸鉄道、南阿蘇鉄道、上田電鉄、くま川鉄道のみとなっています。

- ・この特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業の前提となる非常災害等の指定は、これまで東日本大震災、平成28年熊本地震、令和元年台風19号、令和2年7月豪雨など7件の災害のみであり、激甚災害になっただけでは、鉄道に甚大な被害があっても事業の活用が出来ません。
- ・自然災害に伴う鉄道施設の復旧については、経営環境の厳しい地域鉄道にとっては大きな負担となっています。鉄道は地域の基幹的公共交通機関として、重要な役割を果たしていることから、早期復旧を実現することが必要です。
- ・本県内の交通系ICカードサービスについては、TOICAエリアとSuicaエリアにおいて提供されていますが、函南駅と熱海駅間にJR東海とJR東日本の管轄区域の境界があることから、県内で交通系ICカードを利用した場合、東海道本線で完結する移動であっても入場駅と出場駅でエリアをまたがる移動は、窓口での精算が必要であるなど、広域的に利用できる環境が整備されていません。
- ・JR東海では、令和3年3月にTOICAエリアを熱海駅・国府津駅まで拡大し、一部利便性の向上が図られましたが、エリアまたがりの移動についてはこれまでどおり精算が必要であり、利便性が損なわれています。
- ・県内JR駅には、またがり利用の精算が容易に行えるICカード対応精算機が14駅に設置されていますが、その他の駅への増設が求められています。
- ・また、広域における利便性向上のために、利用エリアの拡大と併せて地域鉄道においてもJR各社の交通系ICカードを利用可能とする機能の拡大や導入費及び年間維持費の低減に向けた取組などが求められています。

2 本県の取組

- ・鉄道事業者が実施する安全対策等に対し、国と協調して支援しています。
- ・定期的にJR東海に対し、交通系ICカードのまたがり利用を可能とするよう要望するとともに、当面の対応として、ICカードでのまたがり利用に対応可能な自動精算機の導入拡大を要望しています。

82 社会資本の整備・長寿命化の推進

[要望・提案先：総務省・農林水産省・国土交通省]

【要望・提案事項】

○ 社会資本整備の推進

- ・ 自然災害に強い社会資本（道路・河川・港湾・都市・森林・農業用施設など）の整備推進[農林水産省・国土交通省]
- ・ 社会資本の計画的な整備に必要な財源の確保と社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金及び農山漁村地域整備交付金等の拡充[農林水産省・国土交通省]
- ・ 国土強靱化の着実な推進のため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による必要な予算の確保とともに、完了後も後継となる「国土強靱化実施中期計画」による予算・財源の確保
[国土交通省]
- ・ 首都圏空港の補完機能を果たす富士山静岡空港の利便性向上に寄与する新幹線新駅の設置支援[国土交通省]
- ・ 大井川の水資源や南アルプスの自然環境への影響を回避することを前提とするリニア中央新幹線事業の促進[国土交通省]
- ・ インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション推進に向けた支援[国土交通省]
- ・ 2050年カーボンニュートラル実現のための、インフラ分野の各種取組の推進
[国土交通省]

○ 社会資本の長寿命化の推進[総務省・農林水産省・国土交通省]

- ・ 「予防保全」への本格転換や計画的な更新などが着実に実施できるよう、十分な老朽化対策予算の確保
- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の更なる拡充（予算）
- ・ 「公共施設等適正管理事業債（長寿命化事業）」の更なる拡充（予算、対象施設、交付税措置率）
- ・ 地方公共団体において、効率的なインフラメンテナンスを実施するための新技術等の導入支援
- ・ 社会情勢の変化や利用者ニーズを踏まえた、インフラの集約・再編等のインフラストックの適正化に向けた支援

【県担当課】 建設政策課・農地計画課・農地整備課・農地保全課・森林整備課・森林保全課・環境政策課

1 現状・課題

- 本県には、東名・新東名高速道路や東海道新幹線など、我が国の基幹を守る交通ネットワークが集中しており、南海トラフ巨大地震などの大規模災害によりこれらが遮断された場合、日本経済に壊滅的な打撃を与えることとなるため、本県の強靱化は、国土強靱化に重要な役割を果たすものであります。
- 国土強靱化や陸・海・空の交通ネットワーク構築等に資する社会資本の計画的な整備のためには、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による必要な予算・財源の安定的な確保と、地方の実情に応じた活用しやすい財源の確保が必要です。特に、年度当初から計画的な執行ができるような予算配分や完了後の「国土強靱化実施中期計画」を早期に策定し、必要となる予算を確保することにより事業継続ができるように、引き続き必要な予算・財源の別枠による確保が必要です。
- 成長戦略の柱である観光立国の実現に向け、訪日観光客が増大する首都圏空港の補完機能を果たす富士山静岡空港と高速鉄道が直結する新幹線新駅の設置は、国家プロジェクトとして推進する必要があります。
- 中央新幹線の開通により旅客輸送が転移し、東海道新幹線の利便性向上や地域活性化等の効果が期待されますが、その整備は、大井川の水資源や南アルプスの貴重な自然環境への影響を回避することを前提に行われる必要があります。
- 社会資本整備の生産性向上のためには、インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション（データの一元化、新技術による施工・維持管理、BIM/CIMの導入等）を進めていくことが重要であり、先行して取組を進めている国土交通省による技術基準の整備・各種データのオープンデータ化等の支援が必要です。
- 県土の3次元点群データの取得は概ね完了しました。今後は、データ更新において国や他の自治体と一体となりデータを取得する方法を検討する必要があります。
- 2050年のカーボンニュートラル実現に向け、令和3年7月に「国交省グリーンチャレンジ」が取りまとめられましたが、現在の技術の延長線上では達成が難しいと思われるため、民間事業者と連携した技術開発やその実用化、新たな制度の創設等、国が率先して取組を進めていく必要があります。特に港湾では、CNP（カーボンニュートラルポート）の形成に向けて、引き続き国からの支援が必要です。
- 現在、本県は、補助、交付金等を活用しながら、予防保全型管理によりコストを縮減しつつ着実な補修を進めているところですが、高度経済成長期を中心に建設された多くの社会資本が更新期を迎えているため、今後、老朽化の進行による維持管理・更新費の増加は避けられず、更なる予算不足が懸念されます。必要な予

【県担当課】 建設政策課・農地計画課・農地整備課・農地保全課・森林整備課・
森林保全課・環境政策課

算を確保するため、補助・交付金制度の要件緩和や国費率のかさ上げ、地方財政措置の拡充などさらなる財政的な支援が必要です。

- ・ 「公共施設等適正管理事業債（長寿命化）」については、事業期間が令和8年度まで延伸されましたが、さらなる事業促進のために、対象施設を県管理公園や漁港、表層以外の舗装に拡充する必要があります。
- ・ 地方自治体においてはインフラメンテナンスに携わる職員の高齢化や不足が進んでおり、これまで以上に効率的なインフラメンテナンスを実施する必要があることから、引き続き、“インフラメンテナンス新技術・体制等導入推進委員会”等による国からの支援が必要です。
- ・ 令和4年12月には、社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会 技術部会により「地域インフラ群再生戦略マネジメント」が提言されましたが、提言に記載されている行政区域や分野を跨いだインフラの管理、更にはインフラの集約・再編等のインフラストックの適正化を進めていくためには、多くの事例や知見を有する国がその方向性を示す必要があります。

2 本県の取組

- ・ ハード・ソフト対策が一体となった防災・減災対策、陸・海・空の交通ネットワークの形成・活用、持続可能で活力あるまちづくりの推進、世界水準の農芸品の生産力強化などに向けた社会資本整備に取り組んでいます。
- ・ 新幹線新駅の実現に向け、事業実施に向けた環境づくりを進めています。
- ・ 安全・安心で利便性が高く快適に暮らせる「スマートガーデンカントリー “ふじのくに”」の形成に向けて、「VIRTUAL SHIZUOKA」を構築し、3次元点群データの整備とオープンデータ化による利活用を促進しています。
- ・ 既存の施設を効率的かつ効果的に維持管理・更新し、利用者に最大限のサービスを提供するため、平成25年3月に「社会資本長寿命化行動方針」を策定し、社会インフラ40施設の内、26施設の中長期管理計画を策定しました。
- ・ 令和4年度から「社会資本長寿命化行動方針」について、長寿命化の取組の状況や最近の社会情勢等を考慮した上で、学識経験者を交えた検討委員会により、見直しを検討しています。
- ・ 予防保全管理を実施した場合、社会インフラ40施設の今後30年間の維持管理・更新費は、約121億円／年のコスト縮減が見込まれます。

事後保全管理を実施した場合の維持管理・更新費	約 341 億円／年	} 約 121 億円/年の縮減
予防保全管理を実施した場合の維持管理・更新費	約 220 億円／年	

【県担当課】 建設政策課・農地計画課・農地整備課・農地保全課・森林整備課・森林保全課・環境政策課

83 港湾機能（物流・人流）強化に向けた支援

[要望・提案先：国土交通省]

【要望・提案事項】

- コンテナ貨物の増加に対応したコンテナターミナルの岸壁延伸（清水港）
- 安定的な港湾活動を支える防波堤の整備促進（清水港・御前崎港・下田港）
- 岸壁・航路の予防保全事業の促進（清水港・御前崎港・田子の浦港）
- 交流・賑わいの創出に向けたフェリー利用可能な岸壁等の整備推進（清水港）
- 魅力ある水辺空間や港湾景観の創出に向けた緑地等の整備推進（清水港）

1 現状・課題

- ・ 清水港新興津ふ頭では、コンテナやパルプ貨物量が増加し船舶が大型化していることから混雑や滞船が発生しており、岸壁の延伸を推進し海上輸送が効率化することで、製紙産業などの地域の基幹産業の競争力強化を図る必要があります。
- ・ 港湾の機能を維持・発現するため、防波堤の整備・粘り強い構造化や岸壁の老朽化対策、航路の保全等を引き続き実施する必要があります。
- ・ JR清水駅と隣接する清水港の江尻地区では、交流・賑わい空間の創出や防災機能の向上のため、駿河湾フェリーが発着可能な岸壁整備や防潮堤整備を実施する必要があります。
- ・ 清水港の新興津地区では、港湾開発により失われた海辺の復元や緑の創出など魅力ある水辺空間の形成並びに小型船だまり整備を引き続き実施する必要があります。

2 本県の取組

- ・ 本県では、セミナーや視察会、利用者説明会などのポートマーケティング活動を通して、港湾の利用促進に努めています。
- ・ 清水港では、新興津地区において船舶の大型化に対応したコンテナクレーンを令和2年4月に供用開始、延伸する岸壁背後のふ頭用地整備事業に令和4年度から着手するなど港湾機能の強化に努めています。

【県担当課】 港湾企画課・港湾振興課・港湾整備課

84 航空航路再開などに向けた支援

[要望・提案先：国土交通省]

【要望・提案事項】

- 航空・空港人材（グランドハンドリング人材）の確保支援の継続・強化
- 国際線の早期の運航再開及び再開後の定期路線の維持に向けた航空会社に対する運航支援の確実な実施・継続・強化

1 現状・課題

- ・グランドハンドリングは、厳しい労働環境にある等といった理由から以前から人材不足の状態にありましたが、その後、新型コロナウイルス感染症の拡大による航空需要の減少を受け、人材不足が一層加速しました。
- ・航空機の発着陸に不可欠なグランドハンドリングにおける人材不足は、定期路線の復便に向けて最大の課題となっています。
- ・国は、令和5年6月に、「空港業務の持続的発展に向けたビジョン 中間とりまとめ」を公表し、航空・空港人材確保に向けた対策を進めていますが、人材不足の状況は全国的にも改善されていません。
- ・富士山静岡空港は、コロナ禍前における令和元年度の乗降客約73万8千人のうち、国際線が全国で12番目の約27万6千人、乗降客の約4割を占めるという全国的に見ても国際線が非常に重要な空港であります。
- ・このため、国際線の運航に伴うインバウンドの増加は、これまで本県経済に大きな波及効果をもたらし、地域の活性化に大きな成果を挙げてきました。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響等により欠航や一部運休が発生した富士山静岡空港の国際線は、訪日誘客支援空港に対する国の支援制度等の活用により令和5年3月からソウル線が、令和5年9月から上海線が運航を再開しました。
- ・しかし、訪日誘客支援空港に対する国の支援制度は補助額及び補助対象期間の上限が設定されたため、年間を通じた国の支援を求められています。
- ・また、新型コロナウイルス感染症の拡大前に運航していた中国（上海線以外）・台湾の各路線は未だ運航を再開していないことから、今後も、国の支援制度を活用し、航空会社に対する働きかけを継続・強化する必要がありますが、国の支援制度がない場合、航空会社の地方空港に対する運航再開の判断に負の影響を与えます。

2 本県の取組

- ・本県では、運営権者やグランドハンドリング会社等と協力し、航空・空港の人材確保に向けた取組を実施しています。（グランドハンドリング会社の航空・空港人材確保等緊急対策（令和4年度国補正予算）の取得に空港ワーキングとして協力、航空・空港業務の仕事を紹介するイベント開催等）
- ・本県及び運営権者は、国と協調した支援制度を設け、早期運航再開及び再開後の路線の維持に向けた航空会社に対する働きかけを行っています。

【県担当課】 空港管理課・空港振興課

魅力の発信と交流の拡大

(11) “ふじのくに” の魅力の向上と 発信

85 大規模国際スポーツイベントのレガシー創出に向けた支援

[要望・提案先：文部科学省・国土交通省]

【要望・提案事項】

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピックの自転車競技の開催後における、安全で快適な自転車走行空間等の整備に対する支援
- 地域のスポーツコミッションの取組や環境整備に対する支援
- パラスポーツの振興にかかるハード・ソフト両面の環境整備に対する支援

1 現状・課題

- ・ 大規模国際スポーツイベントの開催効果を一過性のものとして終わらせず、大会レガシー（遺産）の創出と継承を図るため、地域の活力を高める取組として、イベントを契機とした交流人口の拡大や環境整備を進め、スポーツコミッションの機能強化を図るなど、ハード・ソフトの施策を総合的に取り組む必要があると認識しています。
- ・ 矢羽根型路面表示の設置等により早期に自転車走行空間の確保を進めるとともに、自転車道の利活用を推進するため、サイクリング環境の更なる向上が求められます。
- ・ 日本サイクルスポーツセンターについては、自転車競技のエリート選手から初心者までが集う「自転車トレーニングヴィレッジ」として、国内最高のサイクルスポーツの拠点となるよう取り組みます。また、小笠山総合運動公園エコパを核として、大学、観光、医療機関など様々な関係者との連携体制を構築し、ラグビーの聖地化を目指しています。さらに、大規模国際スポーツイベントの開催成果を、レガシーとして継承し、大会や合宿の誘致などを通じて、交流人口の拡大と地域と経済の活性化を図るため、スポーツコミッション機能を構築し、スポーツ資源を踏まえた取組を支援していく必要があります。
- ・ 東京 2020 パラリンピック競技大会では、本県ゆかりの選手がめざましい活躍をし、県民に大変な感動と勇気を与え、障害者スポーツへの関心が大いに高まりました。この大会の盛り上がりを一過性のものとせずレガシーとして継承していくため、パラスポーツの裾野拡大やアスリートの発掘・育成等、ハード・ソフト機能の検討などについて、「障害者スポーツ振興に係る要望書」が提出されました。

【県担当課】 スポーツ政策課・道路企画課

2 本県の取組

- ・ 東京 2020 大会のレガシーとして、サイクリストの憧れを呼ぶ” ふじのくに” の実現に向け、静岡県全域において「第2次静岡県自転車活用推進計画」（令和4年3月策定）に基づく、バイシクルピットや矢羽根型路面表示等のサイクリストの受入環境の整備や、県内ルートの見どころ情報が掲載されたサイクリングマップの作成などハード・ソフトの施策を総合的に進めています。本県では、渋滞緩和、健康維持の増進に資するものとして自転車通勤を推進し、「自転車通勤推進企業宣言プロジェクト」における宣言企業に都道府県では唯一、認定を受けています。
- ・ ラグビーワールドカップ 2019 での成果を継承するため、令和2年4月に法人化した静岡県ラグビーフットボール協会を中心にラグビー文化を醸成しました。また、小笠山総合運動公園を拠点としたスポーツによるまちづくり・地域活性化を進めるため、女子ラグビー日本代表戦や関西大学公式戦など大規模大会や合宿の誘致を進めており、今後は陸上など他競技への展開を図ってまいります。
- ・ また、静岡県では、本年4月、県内全域を対象とした大会・合宿誘致やスポーツチーム支援などを進め、スポーツによる地域と経済の活性化を図るための専門組織として、「スポーツコミッション Shizuoka」を設置しました。今後、地域特性や強みを活かしながら、スポーツを通じた交流人口の拡大に取り組んでまいります。
- ・ パラスポーツの振興を図るため、令和4年度に障害者スポーツの具体的な施策を検討する静岡県パラスポーツ推進協議会を設置し、推進策をとりまとめました。令和5年度は、パラスポーツの推進策を実践・支援するプラットフォームを創設する場として、県障害者スポーツ協会を核とした、競技団体、民間企業、医療、福祉、教育などの関係者による官民連携のコンソーシアムを設立します。設立後は、会員間の交流等を進め、官民一体となってパラスポーツの振興を図ってまいります。

86 東アジア文化都市 2023 静岡県を契機とした持続的な文化交流事業の推進

[要望・提案先：文部科学省]

【要望・提案事項】

○ 東アジア文化都市 2023 静岡県を契機とした持続的な文化交流事業の推進

1 現状・課題

- ・「東アジア文化都市 2023 静岡県」は、本年 1 月に開催した「東京ガールズコレクション」や、静岡、富山、石川 3 県の知事が一堂に会した「日本三霊山に関する連携協定締結式」などを皮切りに開幕し、2 月 23 日の「富士山の日フェスタ」において、東アジア文化都市を宣言いたしました。
- ・ヨーロッパにおいて各国文化の相互理解等を目的とした「欧州文化首都」をモデルに、文化の力で、東アジアの相互理解や連帯感の促進を目指す重要な取組であり、本県では、日本の代表として多種多彩な文化イベントで 1 年を彩り、日本の文化首都として、日本の魅力を国内外に情報発信しております。
- ・本県には、日本を代表する世界文化遺産の富士山をはじめ、静岡国際オペラコンクールなど、世界有数の文化資源も数多くあり、中国・韓国との交流も、これまでに数多くの実績を重ねてきました。
- ・一方、コロナ禍で低迷した日本の文化を再興させるべく、国内外に日本の文化を積極的にアピールすることで、アフターコロナ後のインバウンド需要を早期に獲得する絶好の機会となるほか、持続的な文化交流事業の推進により、文化、観光、産業等の発展に大きく寄与することが見込まれます。
- ・本年の開催効果を一過性のものとして終わらせず、東アジア文化都市で培った文化による持続可能社会の創造を図るため、国や各関係機関、民間団体等と連携し、文化・芸術、スポーツ、教育、食などを多様な文化的資産として、未来に受け継ぐ必要があります。期間終了後の 2024 年以降も、持続的な事業の実施に向けた財政的な支援等が必要です。

2 本県の取組

- ・2023 年は、静岡県が日本の「文化首都」として、オリンピック・パラリンピック文化プログラムの経験を活かしながら、文化・芸術、スポーツ、教育、食、ファッションなど、過去最大規模で多彩なイベントを展開し、本県をはじめとした日本の文化芸能の魅力や価値を世界に発信します。
- ・本県の魅力を期間終了後も持続的に発信するため、本事業の開催を契機とした、文化、観光、産業等の発展に寄与する仕組みの構築を図ります。

【県担当課】文化政策課

87 富士山富士宮口五合目来訪者受入体制の充実

[要望・提案先：環境省]

【要望・提案事項】

○ 富士山富士宮口五合目の来訪者施設（休憩所）整備に係る支援

1 現状・課題

- ・世界遺産「富士山」の五合目登山口には、夏の開山期における登山客のみならず、春から秋にかけて自然散策等を楽しむ観光客など、国内外から多くの来訪者が訪れます。
- ・本県側の3つの富士山登山口のうち、例年最も多くの来訪者が訪れる代表的な玄関口である富士宮口五合目は、富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）区域内に位置し、同公園計画において、休憩所の整備が事業計画として位置づけられています。
- ・しかしながら、唯一の休憩施設であったレストハウスが令和3年3月に放火による火災により焼失したため、来訪者が富士山の自然を安全かつ快適に体験する施設がありません。
- ・そのため、現在は、富士登山者の安全確保に必要な、高度順応のための休憩施設や荒天時等の待避場所を欠く状態であり、開山期間中の応急対応として、プレハブや仮設トイレを設置しておりますが、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限がなくなった今年度の来訪者の状況や、今後の更なる増加を見据えると、大変脆弱な状況にあります。
- ・このような状況から、世界遺産富士山に相応しい新しい来訪者施設（休憩所）の早期整備が求められていますが、標高二千四百メートルという厳しい条件下での工事という特殊要因に起因する高額な整備事業費の財源確保や関係機関への速やかな許可申請等が大きな課題となっております。

2 本県の取組

- ・来訪者の安全確保や富士山の保全に資する休憩施設として、県が整備を行います。
- ・早期の供用開始に向け、施設整備を急ぎ進めており、令和3年度に地質調査を実施し、現在設計を進めています。
- ・令和5年度には関係機関への許可等諸申請を行い、令和6年度からの工事着手を目指しています。

【県担当課】富士山世界遺産課

88 文化財の後世への確実な継承と活用

[要望・提案先：文部科学省]

【要望・提案事項】

- 文化財を後世に継承する上で必要な修理、防災対策等を推進するための十分な予算の確保
- 文化財の修理、防災対策等の事業における文化財所有者の負担の軽減
- 文化財保存活用大綱及び文化財保存活用地域計画の具現化に係る取組支援

1 現状・課題

- ・過疎化・少子高齢化の進行により、これまで地域で大切に守り伝えられてきた文化財の後世への継承が大きな課題となっています。このため、国は地域社会総がかりで文化財の保存・活用を推進するため平成30年に文化財保護法を改正しました。
- ・これを受けて、県は令和元年度に、本県の今後の文化財の保存・活用の方向性を示す文化財保存活用大綱を策定し、文化財の確実な保存、文化財を支える多様な人材の育成、文化財の効果的な活用にオール静岡で取り組むこととしています。
- ・この大綱を実現するためには、文化財の経年劣化による定期的な修理や、地震や火災等の防災対策、来訪者に健全な状態で公開を行うための環境整備等が将来にわたり必要であり、これらの補助要望に対応可能な国の予算措置が求められます。
- ・特に、個人の文化財所有者にとって、高額な修理費用は負担が大きく、財源状況に応じた一層の負担軽減は喫緊の課題です。
- ・県が策定した文化財保存活用大綱及び市町が作成した文化財保存活用地域計画は、記載内容の確実な履行が求められます。国からの技術的助言や財政的支援は、文化財の総合的な保存・活用の取組の推進力強化につながります。

2 本県の取組

- ・本県では建造物等の国指定等文化財の定期的な修理のほか、耐震・防火対策や活用に資するための整備にかかる経費について助成を行っています。
- ・県内の文化財を結びつけた魅力的なストーリーを認定する「しずおか遺産」制度の創設や、様々な切り口で文化財を紹介する動画をウェブサイトに掲載するなど、文化財の魅力発信に努めています。

【県担当課】文化財課

89 林地開発と住民合意形成

[要望・提案先：農林水産省]

【要望・提案事項】

- 「大規模な太陽光発電施設の設置」に係る林地開発について、事業者が森林法に基づく林地開発許可申請を行う前に、事業計画に関する住民説明会の開催等を法律上の要件とするなど、森林法の趣旨を尊重しつつ、住民との合意形成を図るための法改正の検討
- 既に申請中又は許可済の開発行為についても、法改正の趣旨を反映させることができるような、新たな制度設計の検討

1 現状・課題

- ・国は、2050年までに、温室効果ガス排出量の実質ゼロを目標とする「グリーン成長戦略」を発表しました。この柱として、再生可能エネルギーや水素エネルギーの導入促進を掲げています。太陽光発電をはじめ、再生可能エネルギーの導入促進は、脱炭素社会の実現に向けて、不可避の課題です。
- ・ところが、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の施行後、全国で大規模な太陽光発電施設の建設計画が著しく増加し、とりわけ、森林区域内での建設が激増する中で、地域住民とのトラブルが続出しています。
- ・大規模な太陽光発電施設の設置に関し、関係法令の整備が後手に回る形となり、特に、建設による災害の発生や生活環境の悪化等への懸念や不安を抱く地域住民との合意形成に係る法令の規定が不十分なため、問題は依然として解決を見ることなく、深刻化する一方です。
- ・森林法などは、法律上の一定の要件が充足されれば、「許可しなければならない」ものとされているため、許可権者である都道府県知事による住民の合意形成に係る行政指導等にも限界があります。

2 本県の取組

- ・県は、平成18年に「森林における開発行為の許可に係る指導要綱」を定め、全ての林地開発行為について、事業者が、周辺自治会に対し、当該開発行為の周知を図るための手続を定めました。
- ・令和元年12月24日、国から太陽光発電施設の設置に係る技術的助言が示されたため、これを踏まえて、令和2年3月27日、「静岡県林地開発許可審査基準及び一般的事項」（以下「審査基準」という。）を改正し、令和2年7月1日以降の申請から適用することとしました。
- ・改正した審査基準では、留意事項として、太陽光発電施設の設置を行う事業者は、林地開発許可の申請の前に、住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施するよう努めることを規定しました。

【県担当課】 森林保全課

魅力の発信と交流の拡大

(12) 世界の人々との交流の拡大

90 観光産業の回復に向けた支援

[要望・提案先：国土交通省]

【要望・提案事項】

- コロナ禍を経た旅行需要の変化を踏まえた観光政策への支援
- 観光産業の担い手の確保や人材不足解消の支援の継続・強化

1 現状・課題

<コロナ禍を経た旅行需要の変化を踏まえた観光政策への支援>

- ・コロナ禍により大幅に減少した旅行需要は、観光庁の宿泊統計調査によると、令和5年7月の日本人延べ宿泊者数が、平成31年同月の102.9%、外国人延べ宿泊者数は98.4%となるなど、国内需要・インバウンド需要ともに、コロナ前の水準まで回復しています。
- ・また、コロナ禍を経て、持続可能な観光への関心や、自然・アクティビティに対する需要の高まりなど、世界的に旅行スタイルが変化、多様化しています。
- ・このような中、大規模な需要喚起策「全国旅行支援」の終了により旅行需要を低下させることなく、継続的に回復させていくためには、需要の変化を踏まえた、各地域での特色ある観光政策に対する支援が必要です。

<観光産業の担い手の確保や人材不足解消の支援の継続・強化>

- ・宿泊業は、労働環境の改善の遅れなどを背景として人手不足が積年の課題となっていました。コロナ禍において他業種への人材流出が進み、人手不足が一層顕在化・深刻化しており、訪日外国人客の急回復など追い風が吹く観光業界にとって水を差しかねない最大の課題となっています。
- ・国は、令和5年3月に策定した新たな観光立国推進基本計画において、観光地域及び観光産業の担い手の確保に向けた取組を位置付け、令和6年度の概算要求において「観光地・観光産業における人材不足対策事業」を盛り込みましたが、取組の早期の具体化と効果の発現が必要です。

2 本県の取組

- ・本県では、旅行需要の回復を本格軌道に乗せるため、コロナ禍により需要が高まっている体験型アクティビティ事業を実施しています。
- ・また、本県の多彩で高品質な食材や食文化を活かしたガストロノミーツーリズムや、歴史・文化資源を活用した広域周遊など、付加価値の高いテーマ性のあるツーリズムを推進しています。

【県担当課】観光政策課・観光振興課

- ・インバウンドに関する取組では、東アジアや欧米豪に県駐在員事務所や営業拠点を設置し、現地での情報発信や営業活動を行うとともに、富士山静岡空港の国際定期路線再開に向けたプロモーションやファムトリップの実施、清水港等におけるクルーズ船の受入れ環境整備と誘致活動の推進に注力しています。
- ・コロナ禍を契機に注目されているDXの観光産業の活用については、観光アプリ（TIPS）による旅ナカで楽しめる観光情報の発信、旅行者データを基に的確な観光サービスを提供するデジタルマーケティングを推進しています。
- ・中小宿泊事業者の雇用改善に向け、伊豆地域にコーディネーターを1人配置し、事業者への雇用ノウハウの普及や採用活動の支援を行っています。また、宿泊事業者と社会人求職者等との適切なマッチング機会の提供と宿泊業務実習の実施により、速やかな採用につなげるモデルケースの創出に取り組んでいます。

91 国際交流基金「日本語パートナーズ」派遣事業の継続

[要望・提案先：外務省]

【要望・提案事項】

○ 国際交流基金「日本語パートナーズ」派遣事業の令和6年度以降の継続実施

1 現状・課題

- ・本事業は平成25年12月の日・ASEAN特別首脳会議において日本政府が表明した新しいアジア文化交流政策「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア」の一環として平成26年度に始まり、3,000名以上のシニア・学生等を現地の日本語教師や生徒の日本語学習のパートナーとして派遣することを目標にしています。
- ・静岡県では、国際交流基金の協力要請を受け、平成28年3月に、同基金と「国際交流事業の相互連携に関する協定」を締結し、同事業の一部を静岡県枠とし、静岡県が募集、選考及び同基金への推薦までのプロセスを担っています。
- ・令和5年度派遣（令和4年度募集・選考）までは国予算で実施できますが、令和6年度派遣（令和5年度募集・選考）に係る国の予算措置の見通しは立っていません。
- ・本事業は、対象国における親日派・知日派の育成に寄与し、特定技能の在留資格に係る海外での日本語教育支援への要請に応える事業であるとともに、静岡県の地域外交の推進、県民の国際感覚の醸成及び双方向の草の根交流の促進にとっても非常に重要な事業と考えており、安定的な予算の確保が課題です。

2 本県の取組

- ・国際交流基金による募集分を含め、累計で約80名の本県関係者が派遣されます。
- ・本県推薦枠では38名が派遣され、令和6年度は1名を派遣予定です。

(本県推薦枠による派遣(予定)者数)

(単位：人)

派遣年度	応募者数	派遣(予定)者数 (令和5年10月1日現在)			
		タイ	インドネシア	ベトナム	合計
H29	21	4	4	募集なし	8
H30	15	5	4	募集なし	9
R1	21	5	2	募集なし	7
R2	24	0	0	0	0
R3※	0	3	0(中止)	2	5
R4	18	3	4	0	7
R5	9	1	1	募集なし	2
R6	4	1	0	募集なし	1
合計	112	22	15	2	39

※令和3年度派遣：令和2年度派遣内定者を振替派遣（新規募集なし）

【県担当課】地域外交課

地方創生の推進

92 地方創生の推進

[要望・提案先：内閣府・総務省・財務省]

【要望・提案事項】

- 地方創生推進費（仮称）や地方創生に関する予算を継続、拡充するなど、地方創生の取組に対する十分な財政措置
- デジタル田園都市国家構想交付金を継続するなど、地域の実情に合った交付金制度の不断の見直しや拡充

1 現状・課題

- ・ 喫緊の課題である人口減少を克服、東京一極集中の流れを是正するため、すべての地方自治体が地方版総合戦略を策定し、あらゆる政策を総動員の上、強い決意と覚悟を持って、地方創生の取組を推進しています。
- ・ 令和2年の国勢調査においても、人口減少は継続傾向にあり、本県を含む39道府県で人口が減少する一方、東京圏の人口は増加し続け、全国の約3割を占めています。令和5年8月の住民基本台帳に基づく人口動態調査結果によれば、東京都の社会増減は、令和3年は17,902人の減で全国最多の減少数であったが、令和4年の転入超過数は、92,442人と増加に転じ、都道府県別でも最多の増加数となっていることから、東京一極集中への揺り戻しの動きが見られている状況です。
- ・ 新型コロナウイルス感染症により、東京一極集中のリスクが改めて国民に認識されたところであり、新たなライフスタイルの構築への誘導や首都機能の移転を念頭に置いた、地方創生の推進にもつなげる国土強靱化など、国土構造の転換に向けた大胆かつ速やかな取組を行うことが必要です。
- ・ また、やる気のある地域の主体的な取組に対しては、継続して十分な財政措置を行うとともに、地域の創意工夫による取組を充実させるため、地方創生に係る交付金の弾力的な運用を行うことが必要です。

2 本県の取組

- ・ 東京一極集中を打開するため、全県を挙げて地方創生の取組を推進し、誰もが「静岡で働きたい、静岡に住みたい」と思える魅力ある地域づくりを進めています。
- ・ 令和2年3月に長期人口ビジョンの改訂を行うとともに、第2期「美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、我が国の地方創生のモデルとなる、安全・安心で美しい“ふじのくに”を実現すべく、日本一「安全・安心」な県土の構築を最優先に、産業の振興と魅力ある雇用の創出、魅力的で快適な暮らしの提供、結婚・出産・子育ての切れ目のない支援などに取り組んでいます。引き続き、産官学金労言等の関係者と一体となって地方創生施策の更なる充実と推進を図っていきます。

【県担当課】 総合政策課

93 多様な大都市制度の検討

[要望・提案先：総務省]

【要望・提案事項】

- 「大都市地域における特別区の設置に関する法律」を改正し、「人口二百万以上の」を削除することや特別自治市の法制化等の検討など、地域住民が地域の実情に応じて選択可能となる多様な大都市制度の仕組みづくりの推進

1 現状・課題

- ・人口減少が進行する中で、わが国が将来にわたって安全で快適な地域を維持し、世界的な都市間競争の中で、豊かで魅力的な地域を形成するには、行政の効率化・最適化を図っていくことが重要です。
- ・大都市における効果的・効率的な行政運営を図るため、全国の指定都市市長会は、これまで一貫して、道府県から独立した権限を有する「特別自治市」を求める提案を行っており、令和2年11月には、その実現を目指し、「多様な大都市制度実現プロジェクト」を設置し、令和3年11月に、法制化に向けた最終報告書を取りまとめました。
- ・大阪都構想で見られたように、とりわけ、道府県庁が政令指定都市に所在する場合に、地域の魅力づくりや広域的な行政等において、道府県と政令指定都市との一体的な政策推進を図る大都市制度が模索されています。
- ・国は、この課題に対処するため、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」を制定したほか、地方自治法を改正し、これにより平成28年4月から「指定都市都道府県調整会議」が設置されています。
- ・特別区の設置には、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」において、人口200万以上という要件があり、対象となる政令指定都市が限定されています。また、特別自治市の実現に向けた法制化等の検討が必要です。

2 本県の取組

- ・県では、住民が選択可能となる多様な大都市制度について、知事会での意見交換や国への要望・提案など様々な機会を通じて情報発信を行っています。
- ・県と静岡・浜松両政令指定都市との緊密な連携と協調を深めることにより、行政効果の向上を図ることを目的として、令和5年9月11日に静岡県知事・政令市市長会議を開催し、現下の課題である人口減少や防災などについて議論しました。

【県担当課】 地域振興課

94 地方分権改革の推進と地方財政制度の再構築

[要望・提案先：内閣府・総務省・財務省]

【要望・提案事項】

- 地方分権改革の推進[内閣府・総務省]
 - ・ 地方分権改革に関する「提案募集方式」に基づく地方からの提案の実現
 - ・ 義務付け・枠付けの見直し及び国から地方公共団体、都道府県から基礎自治体への権限移譲などの継続的な実施と、基礎自治体の行政サービス提供体制整備に資する多様な広域連携の促進
 - ・ 道州制を視野に入れた、将来の国と地方のあるべき姿の明示と役割分担についての議論の充実
- 住民自治の一層の拡充[総務省]
 - ・ 都道府県レベルで条例に基づく住民投票を円滑に行える仕組みづくり
- 将来にわたって安心な地方財政運営の確立[総務省・財務省]
 - ・ 地方が真に自立した安定的な財政運営を可能とするため、国・地方を通じた中長期的に安定的な税財政の枠組の構築
 - ・ 行政サービスを安定的に提供するために必要な一般財源総額の確保
 - ・ 臨時財政対策債の廃止及び償還財源の別枠での確保

1 現状・課題

- ・ 政府は、義務付け・枠付けの見直しや国から地方への権限移譲等の推進、基礎自治体の行政サービス提供体制整備に取り組んでおり、また、地方の発意に根差した地方分権改革を推進するため、「提案募集方式」を導入しました。しかし、人口減少社会において地域の実情に応じた行政サービスを提供するためには、住民に身近な行政はできる限り地方に委ね、地域のことは住民が責任を持って決められるようにするという観点やポストコロナの経済社会に対応する観点から、基礎自治体の体制整備に向けて地方公共団体間の柔軟な連携を一層促進していくことが必要です。
- ・ 道州制については、「道州制推進基本法案」の検討が引き続き行われていますが、将来のこの国のかたちが描かれておらず、国民的な機運も醸成されていないため、「補完性の原則」の視点に加えて、国出先機関の広域災害への対応実績等も踏まえた危機管理の視点から、国と地方の役割分担を見直す議論を深めることが必要です。

【県担当課】 地域振興課・市町行財政課・財政課

- ・都道府県が条例に基づく住民投票を実施する場合、投票資格者名簿の調製や投・開票事務などを都道府県で直接実施することは、現実的に不可能な状況です。住民がゆとりと豊かさを実感し活力にあふれた地域社会を実現し、住民の意向がより一層地方公共団体の運営に反映されるためには、都道府県レベルで条例に基づく住民投票を円滑に行える仕組みが必要です。
- ・国と地方の財政状況については、ともに巨額な財源不足が生じ、長期債務残高は令和5年度末見込み（予算ベース）で、1,200兆円を超えています。今後、債務残高が更に増大すれば国も地方も共倒れとなり、住民生活に深刻な影響を与えかねない危機的な状況です。また、地方団体の財政運営については、依然として国の地方財政制度に大きく依存しており、社会保障関係費等の義務的経費の増加等により大変厳しい状況です。こうした中でも、感染症や物価高騰への対応、地方創生・人口減少対策、地域経済の活性化・雇用対策、防災・減災対策、デジタル化の推進、脱炭素社会の実現など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを提供していく必要があります。
- ・現時点では、地方が主役となる将来の国と地方のあるべき姿と、その際地方が果たすべき役割に応じた税財源の移譲等について、具体的な工程や内容が明示されていません。
- ・将来にわたって安心な財政運営を行うためには、地方が安定的に行政サービスを行うことができるよう地方税、地方交付税等の税財源の充実が必要です。また、地方の財源不足額を補うための特例的な措置である臨時財政対策債は、残高が約50兆円と依然として高く、その廃止と償還財源の別枠での確保が必要です。なお、本県では令和4年度の県債発行額の3割程度が臨時財政対策債であり、残高も1兆円を超え、県債残高全体の4割程度を占めています。

2 本県の取組

- ・本県では、4ha超えの農地転用許可権限の国から都道府県・政令市への移譲などを「提案募集方式」により実現するなど、地方分権改革の推進に取り組んでいます。
- ・中長期的に安定した財政構造への転換を図るため、当該年度の歳出をその年の歳入で賄ういわゆる収支均衡を目指しています。
- ・ビルド・アンド・スクラップの徹底等による歳出のスリム化と、県税収入の増加、ネーミングライツの導入、ふるさと納税促進等による歳入確保、投資的経費の水準調整等による県債の抑制に取り組んでいます。

【県担当課】地域振興課・市町行財政課・財政課

